

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月5日
【計算期間】	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ) ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし) 第23期(自平成21年6月9日至平成21年12月7日) ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ) ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース(毎月分配型、為替ヘッジなし) 第15特定期間(第84期から第89期)(自平成21年6月9日至平成21年12月7日)
【ファンド名】	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ) ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし) ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ) ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドまたはゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド（両者を総称して以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界各国の公社債へ分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。本ファンドは追加型投信／内外／債券です。詳しくは下記をご覧ください。

なお、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）を「Aコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）を「Bコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）を「Cコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）を「Dコース」といいます。各コースが投資するマザーファンドについては、後記「(2)ファンドの仕組み 1. ファンドの仕組み」をご覧ください。

商品分類

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 (株主総会) → 年2回	グローバル (日本を含む) 日本	ファミリー ファンド	<A、Cコ ース>あり (部分ヘッ ジ)	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ヘア型 条件付運用型 ロング・ショ ート型絶対収 益追求型 その他 ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券))	年4回 年6回 (隔月) <B、Dコ ース> 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージン グ	ファンド ・オブ・ ファンズ	<B、Dコ ース>なし		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型						

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ・その他資産(投資信託証券(債券))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・年12回(毎月)・・・目論見書または投資信託約款において、年12回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル(日本を含む)・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジあり(部分ヘッジ)・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) に掲載されておりますので、ご覧ください。

なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。また、必要に応じて各々のマザーファンドを「各マザーファンド」といいます。

委託会社は、受託銀行(後記「(2)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、AコースおよびBコースそれぞれ金3,000億円、CコースおよびDコースそれぞれ金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(a) 本ファンドのポイント

主としてマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。

外貨建資産に対して、為替ヘッジ*を行う(為替リスクを低減する)コース(AコースおよびCコース)、為替ヘッジを行わないコース(BコースおよびDコース)が選択できます。

年2回分配を行うコース(AコースおよびBコース)、または毎月分配を行うコース(CコースおよびDコース)が選択できます。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

* 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。運用状況によっては、分配金の金額が変動する場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

(b) ファンドの投資対象

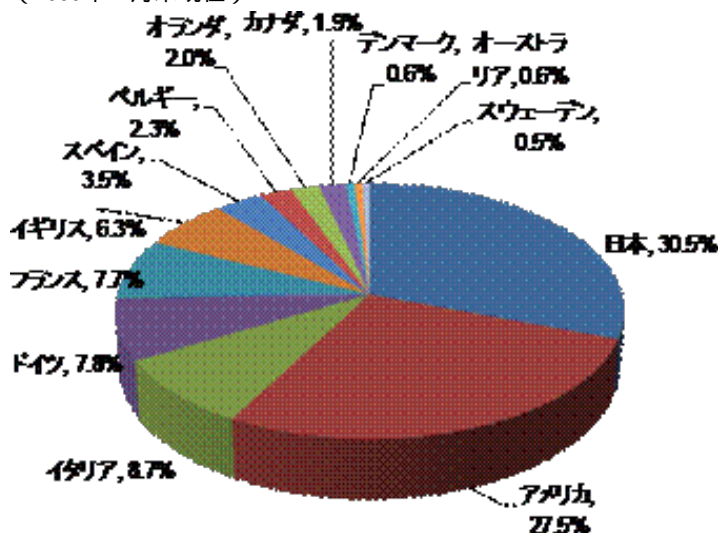
本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債を主要投資対象とします。投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向等の影響を低減することを目指します。

本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）^{*}を、運用の目標となる指標（ベンチマークといえます。）とし、長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）は、JPモルガンが発表している、世界主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。

^{*} AコースおよびCコースについては円ヘッジベース、BコースおよびDコースについては円ベースのインデックスを使用します。

<ベンチマークの国別構成比>

（2009年12月末現在）



(c) なぜ世界債券投資なのでしょう

債券への投資は、短期金融商品（預貯金等）を上回る収益を追求することができます。一方で、その価格変動幅は、一般に短期金融商品より大きくなりますが株式への投資と比べ小さくなります。

<各資産クラスに投資した場合の元本の推移>



期間：1984年12月末～2009年12月末

出所：ブルームバーグ、JPモルガン、MSCI Inc.

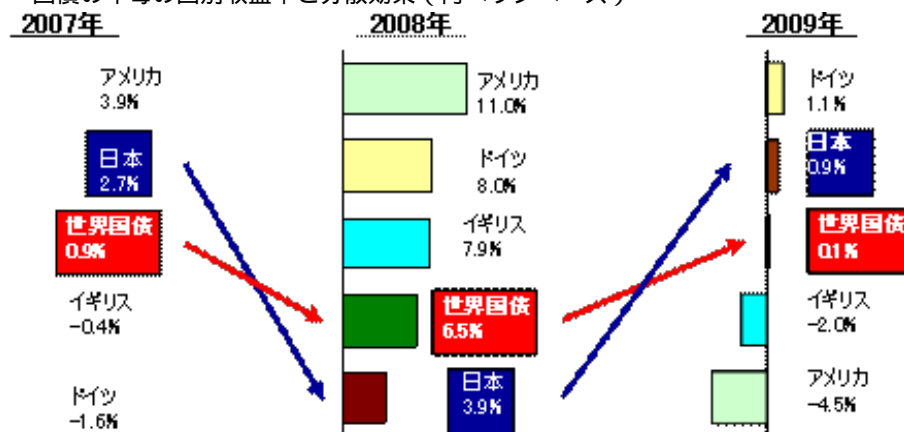
世界株式はMSCIワールド・インデックス（100%円ヘッジ）、世界債券はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）、円短期金融商品は1ヵ月円LIBORをそれぞれ使用。

上記のデータはインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

世界に分散投資することで、より安定的な収益を追求することが期待できます。

< 国債の年毎の国別収益率と分散効果（円ヘッジベース） >



世界国債はJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）。

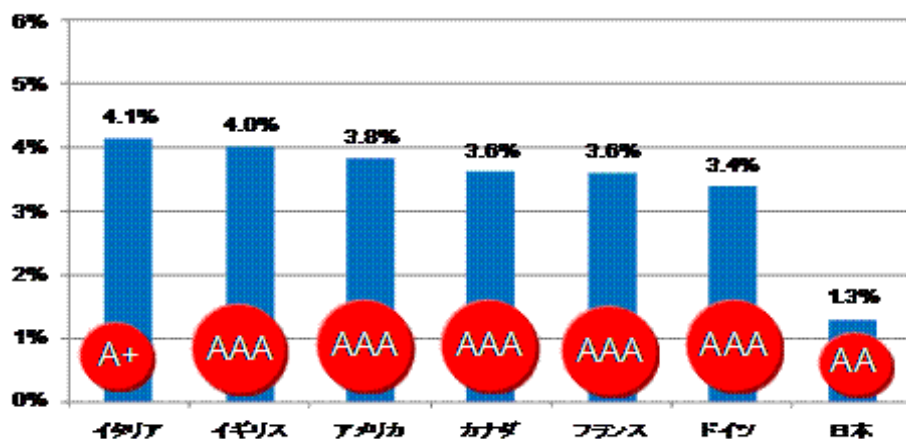
その他各国の指標はJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスの各国ベース（100%円ヘッジ）をそれぞれ使用。

上記のデータはインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

現在の日本国債は、先進7カ国中、最も低い金利水準にあります。

< 先進7カ国の10年国債利回りと格付け >



2009年12月末現在

出所：ブルームバーグ、スタンダード・アンド・プアーズ（格付けは自国通貨建て長期債務）

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

(d) 高格付け債券への投資

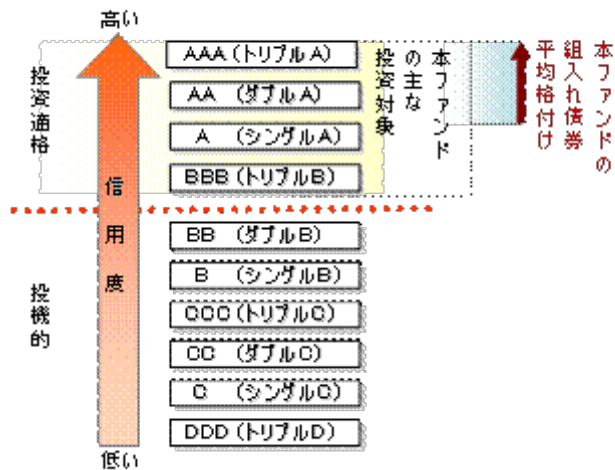
投資する債券の信用格付けについては組入れ時においてトリプルB格（トリプルBマイナス格も含まれます。）相当以上の銘柄*とします。

また、原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格（ダブルAマイナス格も含まれます。）相当以上に維持するように運用します。

投資対象債券の信用格付けを投資適格に限定することで、リターン安定化を目指します。

* 格付けが公表されていない債券の場合は、委託会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとします。

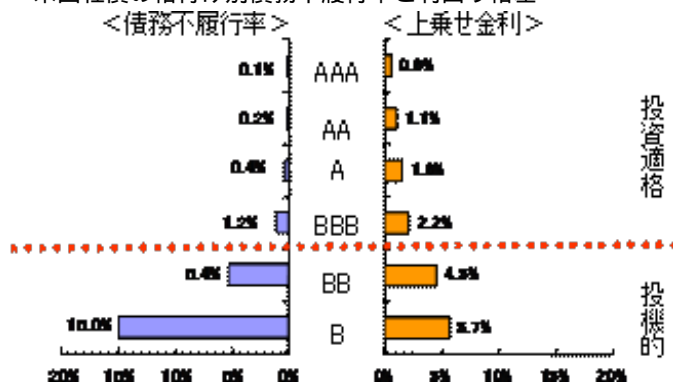
< 投資対象債券の信用格付けの位置付け >



ポイント

- 債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等がきちんと元本と利息を支払えるかを知る上で重要な情報の一つといえます。
- 格付けは英字の記号で表されます。左図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。

< 米国社債の格付け別債務不履行率と利回り格差 >



- 社債市場では、信用力の低い(格付けが低い)銘柄は、債務不履行の可能性が大きい分、その見返りとして国債に対する上乗せ金利が高くなっています。

< 債務不履行率 >

期間： 1981年～2008年

出所：スタンダード・アンド・プアーズ

1981年以降、2008年12月末までに債務不履行を起こした米国社債の銘柄の割合を1981年以降につき、各年の1月1日における格付けが1年間継続すると仮定し、債務不履行の3年前の格付けに基づいて、格付け別に計算。

上記は過去の実績であり、将来の債務履行の確実性を保証するものではありません。

< 上乗せ金利 >

2009年12月末現在

出所：パークレーズ・キャピタル

上記は過去の実績であり、将来の利回り水準や米国債との利回り格差（スプレッド）を保証するものではありません。

(e) Aコース / Cコース（限定為替ヘッジ）の魅力

・ 高格付けの世界債券への分散投資：世界の高格付け債券に投資します。また様々な国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。

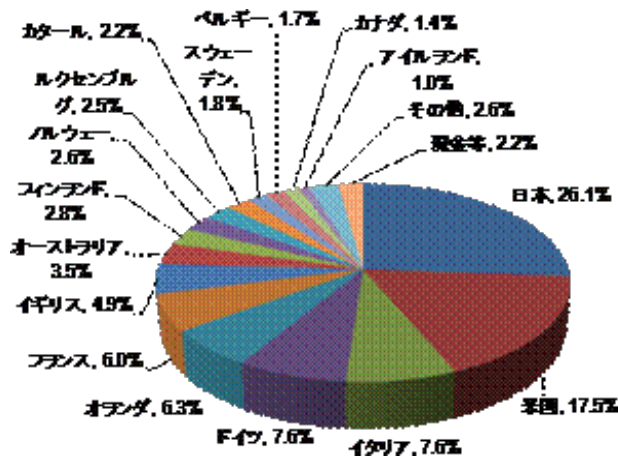
・ 為替リスクの低減：為替ヘッジを行うため、為替リスクが低減されます^(*)。

・ 国内債に近い性質：為替リスクを低減するための費用（ヘッジ・コスト^(**)）がかかるため、過去の実績を見ると為替ヘッジ付きの世界債券は日本債券に近い動きとなっています。

(*) Aコース、Cコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替リスクを伴います。

(**) ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

< AコースおよびCコースの債券国別構成比率 >

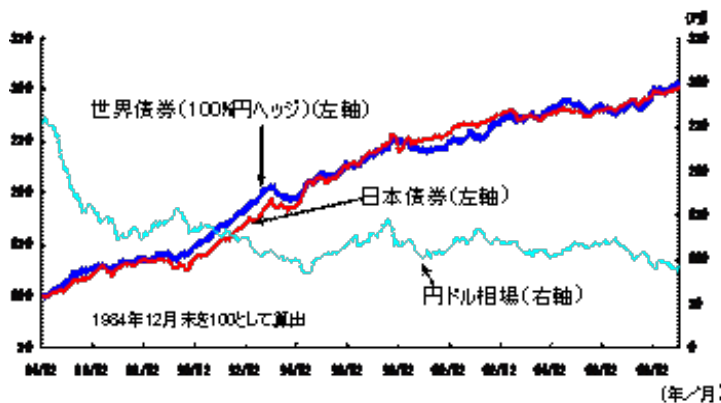


世界各国に分散して投資することにより、
リスクの低減効果が期待できます。

左記はマザーファンドの概値です。また、上記の概値は先物を含みません。

(2009年12月末現在)

<世界債券の値動きの推移と円ドル相場>



ヘッジ付き世界債券は為替相場変動の影響を低減するため、比較的日本債券に近い動きになっています。

期間：1984年12月～2009年12月

出所：ブルームバーグ、JPモルガン

世界債券(100%円ヘッジ)：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、100%円ヘッジ)

日本債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)

左記のデータはインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果は異なります。左記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

<個別の国内債投資との比較>

(2009年12月末現在)

	Aコース、Cコース	日本国債(注2)
投資元本の変動性	あり	あり(注3)
分配金(クーポン)の変動	あり	なし
満期	なし	あり
投資対象の分散効果	国別分散、銘柄分散	なし
信用リスク	平均AA-格以上	AA格(注4)
為替リスク	低減(注1)	なし

(注1) Aコース、Cコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替リスクを伴います。

(注2) 固定利付債の場合。

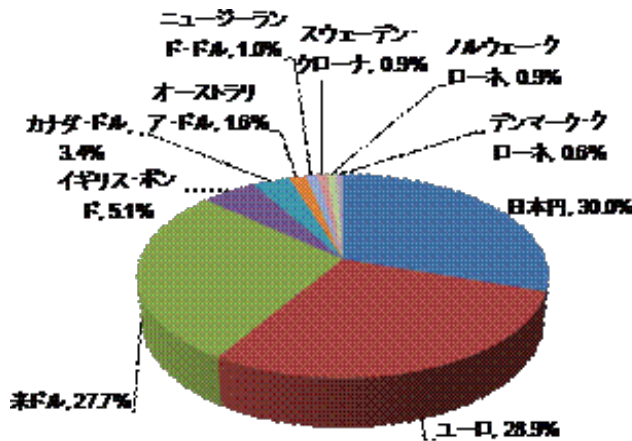
(注3) 満期まで保有すれば元金が戻ります。(債務不履行に陥らなかった場合)

(注4) 出所：スタンダード・アンド・プアーズ

(f) Bコース/Dコース（為替ヘッジなし）の魅力

- ・ 高格付けの世界債券への分散投資：世界の高格付け債券に投資します。また様々な国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。
- ・ 為替リスク：為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。
- ・ 海外の好金利：海外の好金利を直接享受するメリットを追求できます。
- ・ 世界の通貨への分散投資：為替ヘッジを行わないため、世界の通貨への分散効果も期待できます。

< BコースおよびDコースの通貨別構成比率 >



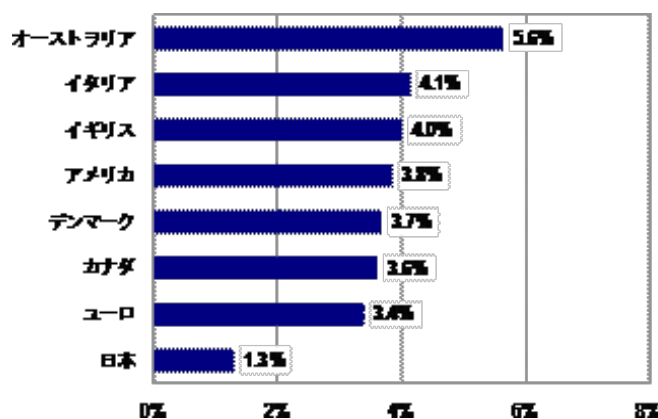
債券の分散効果とともに、通貨の世界分散投資効果も期待できます。

左記はマザーファンドの数値です。

(2009年12月末現在)

スイス・フラン=-0.1%等を含む。

< 各国の10年国債利回り >



海外金利は国内金利を上回っています。

(2009年12月末現在)

(注)ユーロの金利については、ドイツ10年国債を使用

出所：ブルームバーグ

左記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

< 個別の外国債投資との比較 >

(2009年12月末現在)

	Bコース、Dコース	米国債 ^(注1)
投資元本の変動性	あり	あり ^(注2)
分配金(クーポン)の変動	あり	なし
満期	なし	あり
投資対象の分散効果	地域、銘柄、通貨	なし
信用リスク	平均AA-格以上	AAA格 ^(注3)
為替リスク	あり	あり

(注1) 固定利付債の場合

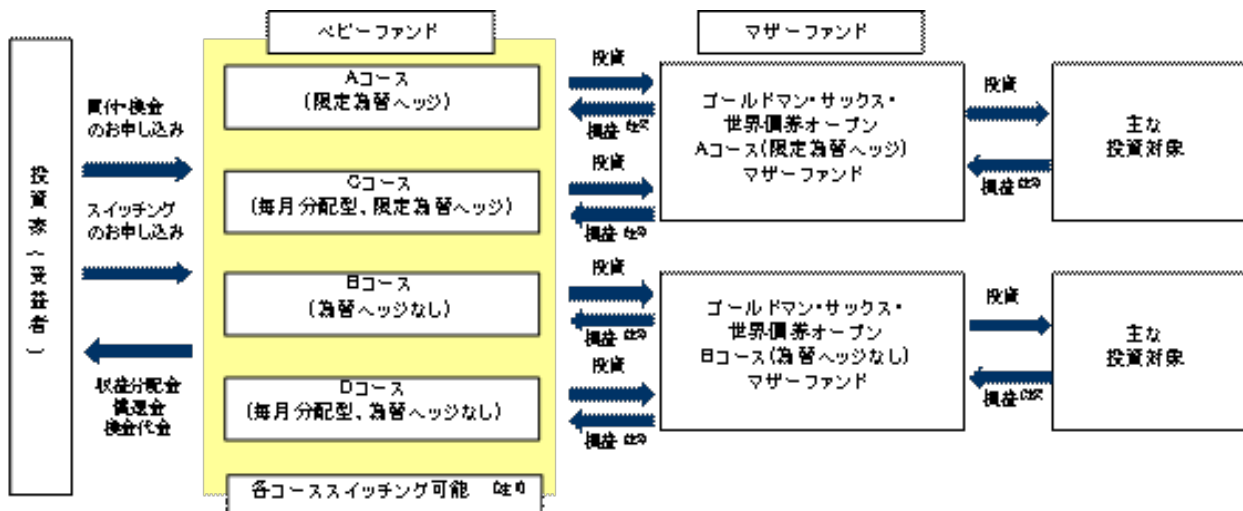
(注2) 満期まで保有すれば元金が戻ります。(債務不履行に陥らなかった場合)

(注3) 出所：スタンダード・アンド・プアーズ

(2) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめて各ベビーファンド（Aコース、Bコース、CコースおよびDコース）とし、それぞれの資金を実質的に同一の運用方針を有する各マザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです（ただし、各ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。）。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



(注1)AコースまたはBコースにおいて、「自動付随投資コース」を選択した投資家は、CコースおよびDコースへのスイッチングはできません。また、CコースまたはDコースの投資家がAコースおよびBコースへのスイッチングを行う際には、AコースおよびBコースにおいて「自動付随投資コース」を選択することはできません。販売会社によってはスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

(注2)利益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいますが、）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよび各マザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMロンドン」といいます。））

本ファンドおよび各マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

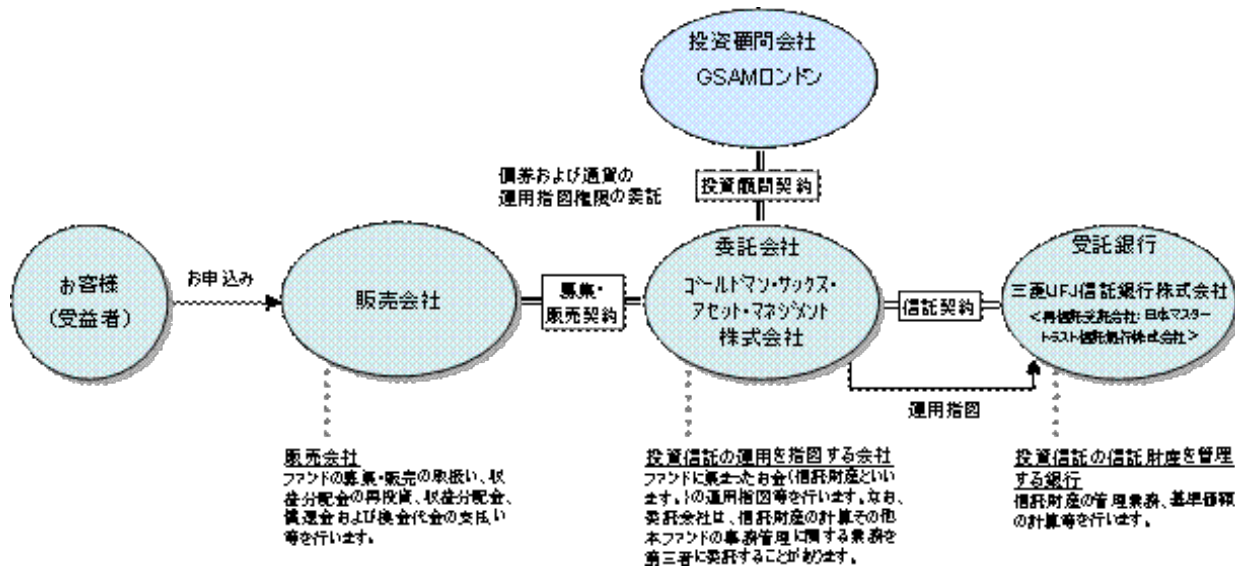
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部について再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができません。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引、資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2009年6月末現在、グループ全体で7,087億米ドル（約68.0兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2009年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=96.01円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 ブロード・ストリート85番地	64	1

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・ AコースおよびCコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドの受益証券を、BコースおよびDコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、原則として、マザーファンド受益証券の組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げられる場合もあります。）。
- ・ AコースおよびCコースにおける実質外貨建資産^{*}については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

^{*} 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額（本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

- ・ マザーファンドは日本を含む世界各国の高格付けの債券を中心に分散投資することにより、リターンを安定化を目指します。投資する債券を組入れ時においてトリプルB格（トリプルBマイナス格も含まれます。以下同じ。）相当以上、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格（ダブルAマイナス格も含まれます。以下同じ。）相当以上とし、信用リスクを抑えた運用を目指します。
- ・ 投資する債券について行う国別配分、銘柄選択、長短金利差戦略等のアクティブ運用により、超過リターンの向上を目指します。
- ・ ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドのベンチマークとして、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）を、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドのベンチマークとして、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ベース）を使用します。
- ・ 債券運用とは別に、各国の通貨を対象にアクティブ運用を行い、超過リターンの向上を目指します。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよび各マザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

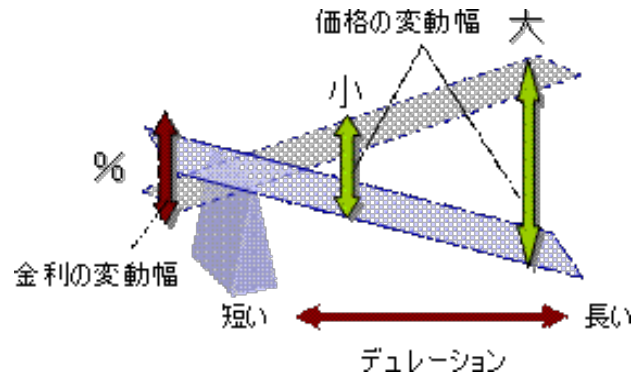
委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）	英国 ロンドン市	債券および通貨の運用	別に定める取り決めに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いはいりません。

d. 運用戦略

ベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることで、リターンの向上を目指します。

・ 国別配分 / デュレーション調整

債券の価格は、金利が低下した場合上昇し、逆に金利が上昇した場合下落します。また、景気や物価動向は、国ごとに様々であることから、金利の動きは国によって異なる場合があります。本ファンドでは、各国の金利見通しに基づいてポートフォリオのデュレーションを調整します。



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

デュレーションとは：

金利変動の幅が等しいと仮定した場合、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、債券価格の変化の度合いも大きくなる傾向があります。デュレーションとは、金利変動に対する債券の価格変動性を表す尺度であり、これが長いほど金利変動に対する価格の変動幅が大きいくことを意味します。一般に、満期までの期間が長いほど、その債券のデュレーションも長くなります。

金利の上昇時

金利上昇が予想される市場については、デュレーションを短期化し、金利上昇による債券価格の下落を抑えることにより、ベンチマーク対比でのパフォーマンスの向上が見込めます。

金利の低下時

金利低下が予想される市場については、デュレーションを長期化し、金利低下による債券価格の上昇幅を大きくすることで、ベンチマークに対する超過収益を追求します。

金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響（例）

金利の変化	債券価格	デュレーション	パフォーマンス
上昇	下落	短期化	金利上昇による価格の下落を抑えることにより、パフォーマンスは相対的にプラス
		長期化	金利上昇による価格の下落幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にマイナス
低下	上昇	短期化	金利低下による価格の上昇が抑えられてしまい、パフォーマンスは相対的にマイナス
		長期化	金利低下による価格の上昇幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にプラス

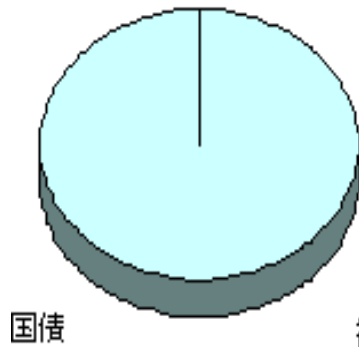
上記は、金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例です。必ずしもすべての場合に当てはまるとは限りません。

・セクター配分

債券には、国債、政府関係機関債、社債など様々なセクター（種類）があり、それぞれセクターごとにパフォーマンスは異なります。

例えば、社債市場が国債市場に対し相対的に上昇すると判断した場合には、社債への配分を増やし、国債の組入れを引き下げます。セクター配分では、このような戦略をとることで、ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指します。

ベンチマークの配分(例)



社債の組入れを増やす

社債に対して強気見通しのとき(例)



・イールドカーブ戦略

金利が変動する場合においては、あらゆる残存期間の金利が常に同一幅で変動することはほとんどなく、通常、その変動幅は残存期間ごとに異なります。その変動幅の違いに着目した運用手法がイールドカーブ戦略です。

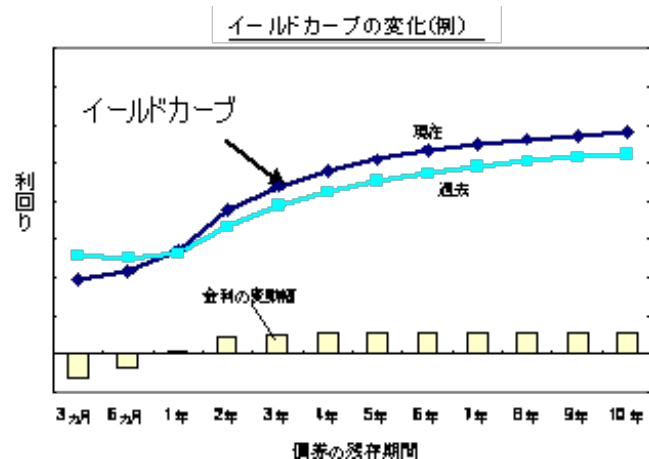
イールドカーブとは：

一般に、債券の利回りは、満期までの期間の長さによって異なります。イールドカーブとは、横軸に債券の残存期間、縦軸に利回りをとったグラフに、各残存期間別の利回りをプロットして、結んだ曲線のことをいいます。

右図は、イールドカーブの変化の例を示しています。

ここでは短期債の金利が低下する一方で、中長期債の金利は上昇しています。この場合、金利が低下した短期債に、より多く投資していれば、超過収益が得られたことになります。

イールドカーブ戦略では、このようにして超過収益の獲得を目指します。



・個別銘柄選択

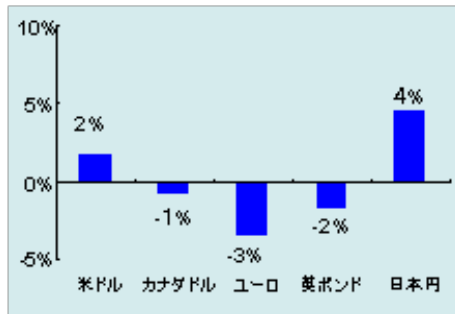
株式指数における各個別銘柄の動きと同様に、債券のセクター内における銘柄ごとのパフォーマンスは異なります。同じセクター内の債券であっても、相対的に良好なパフォーマンスが期待できる銘柄を選別的に組入れることで、更なる付加価値の獲得を目指します。

・通貨配分

各国通貨の運用からも収益をあげる運用を目指します。

AコースおよびCコースの場合、円に対するヘッジ比率を100%近くで維持しながら、上昇すると思われる通貨を買い、下落すると思われる通貨を売る（アクティブ通貨ポジションの構築）ことで、超過収益の獲得を目指します。

AコースおよびCコース(限定為替ヘッジ)の アクティブ通貨ポジション

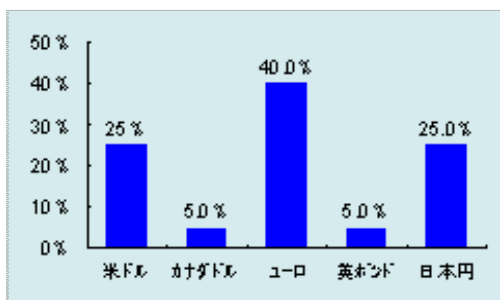


左の例では、米ドル、日本円を買い、カナダドル、ユーロ、英ポンドを売っています。

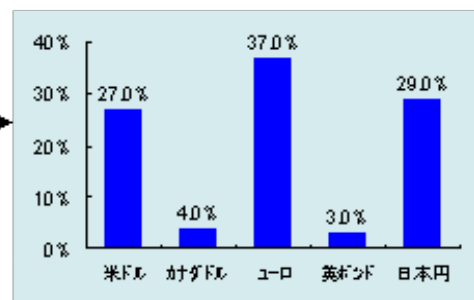
この場合、米ドル、日本円が相対的に上昇したり、カナダドル、ユーロ、英ポンドが相対的に下落した場合には、超過収益が得られることになります。

BコースおよびDコースの場合、為替ヘッジなしを基本としつつ、アクティブ通貨ポジションを構築し、超過収益の獲得を目指します。

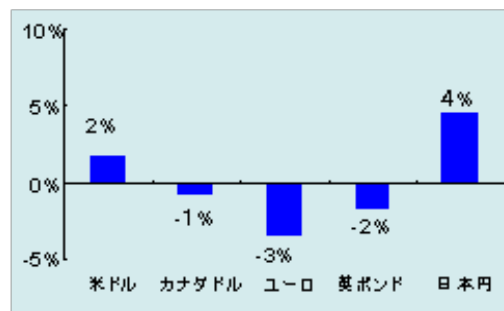
BコースおよびDコース(為替ヘッジなし)の ベンチマークの通貨ポジション



BコースおよびDコース(為替ヘッジなし)の ファンド全体の通貨ポジション



通貨配分戦略による 通貨ポジション



- ・ 上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのものであり、運用成果を予測または保証するものではありません。
 - ・ AコースおよびCコースは為替ヘッジを行います。為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利が低い場合この金利差分収益が低下します。
 - ・ AコースおよびCコースは通貨のアクティブ運用でリターンの向上を目指すため、対円での為替ヘッジ比率は常に100%を保つとは限りません。また、対円でのヘッジ比率が100%に維持されていても、外貨間の売買ポジションを保有していた場合には、当該通貨の変動による影響を受けます。したがって、一定の為替リスクを伴います。
 - ・ BコースおよびDコースはベンチマークの基本通貨配分に加え、通貨のアクティブ運用でリターンの向上を目指すため、ベンチマークに比して為替リスクが大きくなることがあります。
 - ・ 多通貨運用の部分では、市場動向に対する見通しを誤れば逆に損失を被ります。
- 上記各運用手法がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

e. 運用プロセス

本ファンドの運用は、以下のプロセスに従って行われます。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。本運用プロセスは変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第20条）

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限ります。)

ハ. 金銭債権

ト. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第21条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたG S A Mロンドンを含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。)

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。以下同じ。)

9. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)

10. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

11. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第21条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
4. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。））、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をことができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払われます。

* 「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

なお、マザーファンドについては、ベビーファンドと実質的に同一の投資対象になっています。

(注) 本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ

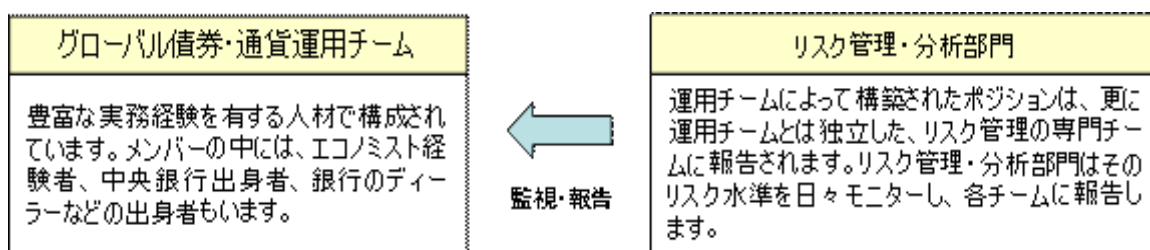
元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（３）【運用体制】

a．組織

本ファンドの運用は、G S A M ロンドンに属する「グローバル債券・通貨運用チーム」によって行われます。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



（注１）本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

（４）【分配方針】

< AコースおよびBコース >

年２回決算を行い、毎計算期末（毎年６月７日および１２月７日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

< CコースおよびDコース >

信託設定日から2002年8月7日（最初の計算期末）より前においては収益分配を行いません。2002年8月7日以降、毎月決算を行い、毎計算期末（毎月7日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子等収益および売買損益（評価損益も含まれます。）等の範囲内とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口 = 1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

- 1 決算日の2営業日前までにお申込みいただければ、分配金受取りの権利が発生します。
- 2 一般コースをお申込みの場合、収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。
- 3 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、収益分配金は、税金を差引いた後自動的に無手数料で全額再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

< 収益分配金に関わる留意点 >

本ファンドは以下の分配原資を分配対象とすることができます。

- 1 ．経費控除後の利子・配当等収益（インカム収益）
- 2 ．経費控除後の売買益（キャピタル収益）
- 3 ．経費控除後の評価益（キャピタル収益）
- 4 ．分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積したインカム収益およびキャピタル収益）
- 5 ．収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）

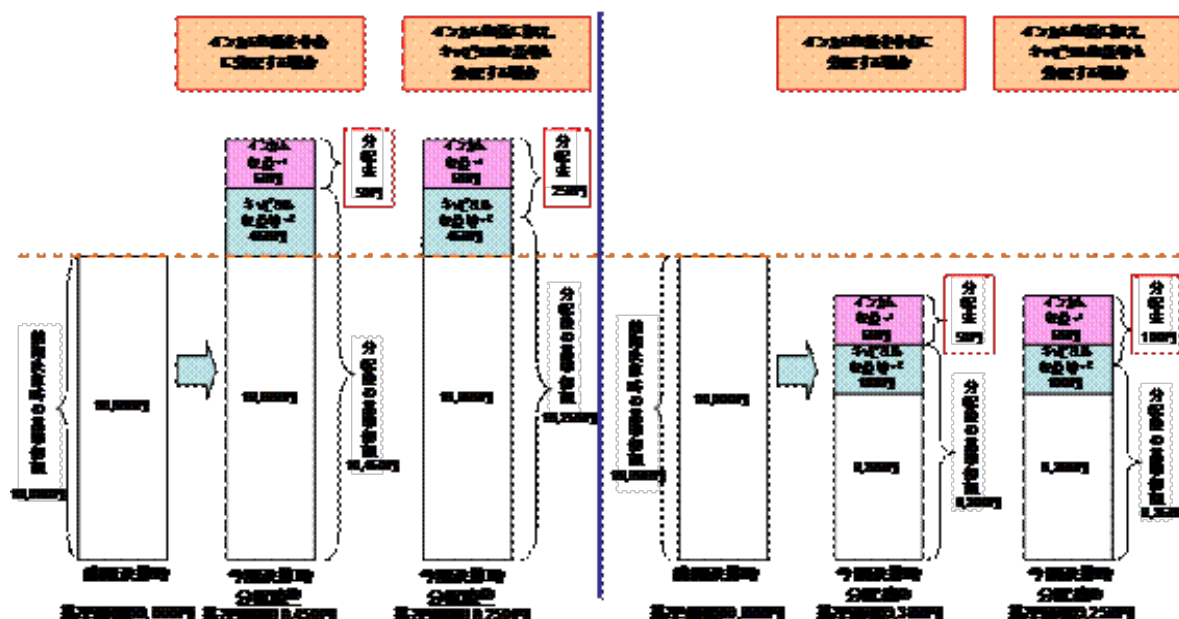
毎決算時に、基準価額水準、市場動向等を勘案して収益を分配します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口 = 1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。収益分配は、これを行わない場合と比較すると、その金額相当分、基準価額が低くなり、その影響により、換金時・償還時において元本割れとなる可能性があるほか、信託財産の成長性に影響する可能性があります。本ファンドがキャピタル収益から収益分配金を支払う場合には、かかる影響の程度がより大きくなる傾向があります。

本ファンドは、当該計算期間におけるインカム収益を超えて収益分配金を支払う場合があります。また、過去に累積した上記分配原資から分配を行う場合、個別の投資家のお買付の時期により実質的な投資元本の払い戻しとなる場合があります。分配対象に相当するファンド資産は、通常、他の信託財産と同様に運用がなされており、収益分配金の支払いのために現金化あるいはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引が生じることによって、取引コスト等が発生することにご留意ください。

また、本ファンドが支払う分配金額の水準と、かかる分配金の支払いにより本ファンドの基準価額が減価すること、またその影響（複利効果の逸失）につき十分ご考慮ください。特に、元本の保全性を重視される投資家の場合には、上記のような分配金の払い出しは、そのご意向に合致しない場合があります。

前決算日から基準価額が上昇した場合

前決算日から基準価額が下落した場合



※1 インカム収益は分配準備積立金（前決算時からの繰り越し）と、インカム収益（本決算時）の合計額を指します。

※2 キャピタル収益は分配準備積立金（前決算時からの繰り越し）と、キャピタル収益（本決算時）の合計額を指します。

※3 上記のケース以外で、実際の分配金額が基準価額を下回った場合はお申込みをご遠慮ください。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
2. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 同一銘柄の株式への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

* 「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、取得時において本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第25条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図および範囲（信託約款第27条）

信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第28条）

信託財産に属さない公社債の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第29条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支払われます。

5. 先物取引等の運用指図（信託約款第30条）

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うもの

とします（以下同じ）

- ・わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引
- ・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引

6．スワップ取引の運用指図（信託約款第31条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第32条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8．有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第34条）

信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図にあたっては、以下のとおりとします。

- () 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。
- () 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第35条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10．外国為替予約の運用指図（信託約款第36条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11．資金の借入れ（信託約款第44条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- ・ 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
- ・ 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- ・ 借入れ指図を行う日における当該信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支払います。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクや留意点を網羅していないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本の変動リスク（本ファンドの投資内容に伴うリスク）

本ファンドの投資には下記のような様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。元金は保証されていません。

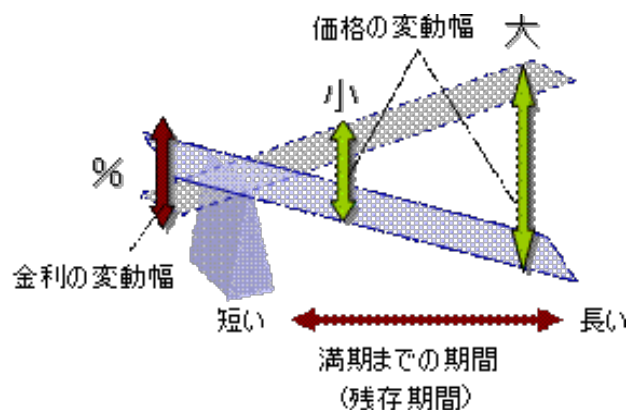
本ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のものが挙げられます。

1．債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

<金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ>



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

2．債券の信用リスク

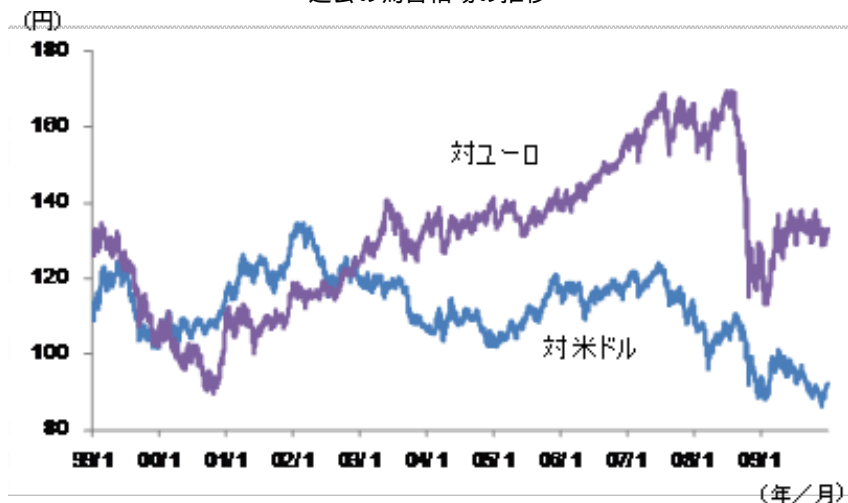
債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

3．為替リスク

AコースおよびCコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。一方、対円で為替ヘッジを行わないBコースおよびDコースは、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。また、債券運用とは別に、本ファンドでは、収益の向上を目指し、多通貨運用戦略を行います。したがって、AコースおよびCコースへの投資であっても、為替変動リスクが伴います。

<過去の為替相場の推移>



4．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

5．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、AコースおよびCコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）を、BコースおよびDコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ベース）をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。なお、債券市場の構造変化等によっては、当該ベンチマークを見直す場合があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消または保留）させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者のご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

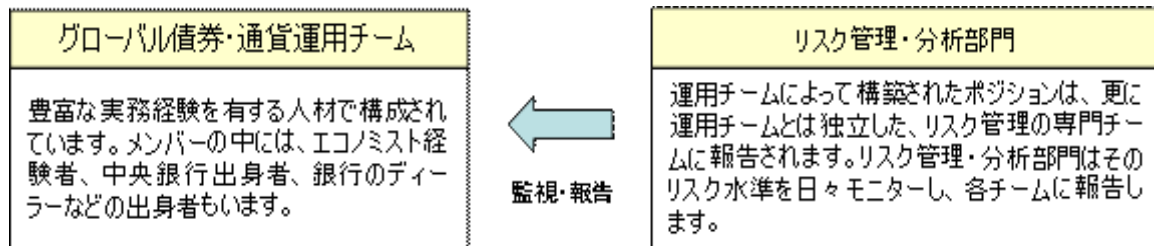
(h) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額

が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制



（注1）本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

1.05%（税抜1.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（取得申込日の翌営業日の基準価額）に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

下記のスイッチングにより本ファンドをお求めいただく場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。ただし、販売会社によってはスイッチングができない場合があります。

本ファンドにおける「スイッチング」とは、Aコース、Bコース、CコースおよびDコースの各コースの受益者が当該コースの受益権の一部解約金（手取額）をもってその支払いを行った販売会社で当該コース以外のコースの受益権の取得のお申込みをする場合で、かつ、取得する口数について手数料がかからない場合をいいます。なお、AコースまたはBコースにおいて「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者は、CコースおよびDコースへのスイッチングはできません。また、CコースまたはDコースの受益者がAコースまたはBコースへのスイッチングを行う際には、AコースまたはBコースにおいて「自動けいぞく投資コース」を選択することはできません。

なお、スイッチングの際には、スイッチングにより換金されるコースに対し、換金時と同様に信託財産留保額および換金にかかる税金が課されることにつきご注意ください。詳しくは、後記「(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

販売会社は、前払退職金等の積立を目的として、当該販売会社と一定の解約制限を有する定時定額購入サービス等に関する契約を締結した事業所の従業員等が本ファンドの受益権の取得申込みをする場合の申込手数料率を独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、解約時の基準価額に対し0.3%の信託財産留保額^{*}をご負担いただきます。

* 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中で換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.1025%（税抜 年率1.05%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

委託会社	販売会社	受託銀行
年率0.525% (税抜 年率0.5%)	年率0.525% (税抜 年率0.5%)	年率0.0525% (税抜 年率0.05%)

なお、委託会社の報酬には、G S A M ロンドンへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支払います。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付け費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず

かつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×10% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×10% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×10% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 2011年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2012年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、税法上、株式投資信託として取扱われます。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時にすでに受益権を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権に係る個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、受益証券を保有されている場合については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご覧ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の

基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限ります。)、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。)との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては7%(所得税7%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は7%(所得税7%)の税率が適用されます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）>

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		4,422,004,747	100.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,204,098	0.07
合計（純資産総額）		4,418,800,649	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）>

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		6,864,719,178	100.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		4,951,740	0.07
合計（純資産総額）		6,859,767,438	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）>

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		310,508,018	100.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		225,703	0.07
合計（純資産総額）		310,282,315	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		845,630,243	100.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		614,570	0.07
合計（純資産総額）		845,015,673	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

（2009年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	6,924,330,428	24.89
	アメリカ	1,237,438,718	4.45
	カナダ	239,344,192	0.86
	ドイツ	1,442,310,341	5.19
	イタリア	1,878,065,732	6.75
	フランス	1,150,042,080	4.14
	イギリス	762,015,356	2.74
	オランダ	459,400,260	1.65
	スペイン	57,041,614	0.21
	ベルギー	474,286,560	1.71
	スウェーデン	150,136,074	0.54
	フィンランド	767,544,445	2.76
	デンマーク	220,887,432	0.79
	小計	15,762,843,232	56.68
地方債証券	カナダ	143,885,393	0.52
特殊債券	日本	219,229,500	0.79
	アメリカ	149,068,427	0.54
	ドイツ	535,606,526	1.93
	フランス	465,007,893	1.67
	オランダ	138,336,660	0.50
	スウェーデン	135,791,676	0.49
	ノルウェー	200,318,418	0.72
	国際機関	608,087,680	2.18
	小計	2,451,446,780	8.82
社債券	日本	117,612,000	0.42
	アメリカ	3,472,910,801	12.48
	ドイツ	126,371,124	0.45
	イタリア	232,514,768	0.84
	フランス	43,266,564	0.16
	オーストラリア	964,393,021	3.47
	イギリス	596,273,161	2.14
	スイス	207,621,216	0.75
	バミューダ	59,607,424	0.21
	オランダ	1,151,347,879	4.14
	スウェーデン	205,031,773	0.74
	ノルウェー	527,051,376	1.90
	オーストリア	118,203,626	0.43
	ルクセンブルク	684,887,802	2.46
	アイルランド	271,671,865	0.98
	ポルトガル	52,511,712	0.19
	小計	8,831,276,112	31.76
	現金・預金・その他の資産（負債控除後）		617,941,761
合計（純資産総額）		27,807,393,278	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド>

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	24,276,486,300	24.01
	アメリカ	10,523,350,279	10.40
	カナダ	742,954,777	0.73
	ドイツ	8,378,438,614	8.28
	イタリア	7,107,560,209	7.03
	フランス	4,602,867,131	4.55
	イギリス	3,000,561,478	2.97
	オランダ	1,689,002,700	1.67
	スペイン	208,688,832	0.21
	ベルギー	1,624,325,736	1.61
	スウェーデン	939,674,056	0.93
	フィンランド	2,400,739,169	2.37
	デンマーク	963,291,289	0.95
	小計	66,457,940,570	65.71
地方債証券	カナダ	322,501,746	0.32
特殊債券	日本	521,975,000	0.52
	アメリカ	542,001,493	0.54
	ドイツ	1,814,304,794	1.80
	フランス	1,599,340,620	1.58
	オランダ	483,519,564	0.48
	スウェーデン	459,992,947	0.45
	ノルウェー	743,004,031	0.73
	国際機関	963,379,617	0.95
	小計	7,127,518,066	7.05
社債券	日本	227,383,200	0.22
	アメリカ	9,320,655,724	9.22
	ドイツ	358,051,518	0.35
	イタリア	572,215,543	0.57
	フランス	122,588,598	0.12
	オーストラリア	3,136,404,297	3.10
	イギリス	1,892,538,880	1.87
	スイス	667,197,102	0.66
	バミューダ	87,173,132	0.09
	オランダ	3,262,390,306	3.23
	スウェーデン	667,547,106	0.66
	ノルウェー	1,536,355,114	1.52
	オーストリア	226,554,948	0.22
	ルクセンブルク	1,835,220,128	1.81
	アイルランド	718,553,521	0.71
	ポルトガル	190,354,956	0.19
	小計	24,821,184,073	24.54
	現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,411,467,261
合計(純資産総額)		101,140,611,716	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)>

【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンAコース(限定為 替ヘッジ)マザーファンド	3,589,289,568	1.2309	4,418,057,051	1.2320	4,422,004,747	100.07

種類別及び業種別投資比率

(2009年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】(2009年12月30日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】(2009年12月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)>

投資有価証券の主要銘柄

(2009年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンBコース(為替 ヘッジなし)マザーファンド	4,504,113,364	1.5233	6,861,566,159	1.5241	6,864,719,178	100.07

種類別及び業種別投資比率

(2009年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件(2009年12月30日現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの(2009年12月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)>

投資有価証券の主要銘柄

(2009年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)マザーファンド	252,035,729	1.2310	310,255,983	1.2320	310,508,018	100.07

種類別及び業種別投資比率

(2009年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件(2009年12月30日現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの(2009年12月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)>

投資有価証券の主要銘柄

(2009年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド	554,839,081	1.5243	845,795,977	1.5241	845,630,243	100.07

種類別及び業種別投資比率

(2009年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件(2009年12月30日現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの(2009年12月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

(2009年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第84回利付国債 (5年)	1,679,000,000	101.04	1,696,478,390	101.20	1,699,164,790	0.7	2014/6/20	6.11
2	日本	国債証券	第67回利付国債 (20年)	790,000,000	102.06	806,289,800	102.17	807,143,000	1.9	2024/3/20	2.90
3	日本	国債証券	第240回利付国債 (10年)	650,000,000	102.72	667,712,500	102.77	668,011,500	1.3	2012/6/20	2.40
4	イタリア	国債証券	BTPS 5%	4,600,000	14,044.76	646,058,978	13,983.49	643,240,963	5	2025/3/1	2.31
5	日本	国債証券	第67回利付国債 (5年)	565,000,000	102.96	581,763,550	102.97	581,791,800	1.3	2012/9/20	2.09
6	日本	国債証券	第66回利付国債 (5年)	500,000,000	102.41	512,075,000	102.43	512,170,000	1.1	2012/9/20	1.84
7	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.125%	3,680,000	13,565.64	499,215,552	13,598.64	500,429,952	3.125	2014/9/15	1.80
8	日本	国債証券	第96回利付国債 (20年)	490,000,000	102.02	499,922,500	101.75	498,594,600	2.1	2027/6/20	1.79
9	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 5.5%	3,150,000	15,603.72	491,517,180	15,437.40	486,278,100	5.5	2029/4/25	1.75
10	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3%	3,650,000	13,353.12	487,388,880	13,320.12	486,184,380	3	2015/10/25	1.75
11	日本	国債証券	第8回利付国債 (物価連動・10年)	452,000,000	94.92	429,048,570	96.48	436,109,488	1	2016/6/10	1.57
12	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75%	2,850,000	15,106.08	430,523,280	14,731.20	419,839,200	4.75	2040/7/4	1.51
13	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	2,860,000	13,828.33	395,490,329	13,589.40	388,656,840	4.25	2039/7/4	1.40
14	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	2,770,000	13,985.51	387,398,870	13,965.23	386,836,882	4.25	2012/10/15	1.39
15	日本	国債証券	第11回利付国債 (物価連動・10年)	380,000,000	94.99	360,980,620	96.75	367,650,000	1.2	2017/3/10	1.32
16	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	2,220,000	15,344.47	340,647,346	14,764.21	327,765,601	4.5	2042/12/7	1.18
17	日本	国債証券	第298回利付国債 (10年)	300,000,000	101.30	303,927,000	101.29	303,897,000	1.3	2018/12/20	1.09
18	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.75%	3,225,000	9,247.85	298,243,246	9,201.98	296,764,095	1.75	2012/9/14	1.07
19	ルクセンブルク	社債券	EUROHYPO SA LUX 4.625%	3,100,000	9,408.93	291,677,016	9,397.88	291,334,404	4.625	2010/9/30	1.05
20	ノルウェー	社債券	EKSPORTFINANS 6%	1,930,000	15,139.47	292,191,956	15,088.19	291,202,146	6	2010/9/6	1.05
21	イタリア	国債証券	BTPS 6%	1,880,000	15,364.80	288,858,240	15,417.60	289,850,880	6	2031/5/1	1.04
22	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 4.375%	1,890,000	14,262.56	269,562,391	14,133.04	267,114,493	4.375	2019/7/4	0.96
23	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM 4%	1,900,000	13,716.12	260,606,280	13,673.88	259,803,720	4	2018/3/28	0.93
24	イタリア	国債証券	BTPS 4.5%	1,740,000	14,073.33	244,876,088	13,976.16	243,185,184	4.5	2018/8/1	0.87
25	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 8%	1,850,000	13,218.16	244,535,998	12,886.13	238,393,556	8	2027/6/1	0.86
26	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 3.25%	1,720,000	13,564.63	233,311,752	13,556.40	233,170,080	3.25	2015/7/15	0.84
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	2,500,000	9,457.01	236,425,286	9,231.46	230,786,502	3.75	2018/11/15	0.83
28	ルクセンブルク	社債券	EUROHYPO SA LUX 4.25%	2,450,000	9,318.67	228,307,611	9,303.94	227,946,579	4.25	2010/5/13	0.82
29	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.75%	1,500,000	15,639.00	234,585,005	15,074.85	226,122,898	4.75	2030/12/7	0.81
30	オランダ	社債券	E.ON INTL FIN BV 5.5%	1,550,000	14,611.08	226,471,740	14,563.29	225,731,088	5.5	2016/1/19	0.81

種類別及び業種別投資比率

(2009年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	56.68
地方債証券	0.52
特殊債証券	8.82
社債証券	31.76
合計	97.78

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件(2009年12月30日現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
有価証券先物取引等

(2009年12月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額 金額	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期 国債標準 物先物	買建	800,000,000	日本円	1,121,504,000	1,117,600,000	1,117,600,000	4.02
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1003	買建	89	米ドル	10,488,093.75	10,293,406.25	948,022,715	3.41
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1003	買建	61	米ドル	13,244,625	13,202,687.5	1,215,967,518	4.37
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1003	売建	25	米ドル	2,970,312.5	2,885,156.25	265,722,890	0.96
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1003	売建	126	米ドル	14,617,570.19	14,444,719.38	1,330,358,654	4.78
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	BOBL 1003	売建	71	ユーロ	8,250,648	8,231,030	1,086,495,960	3.91
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	BUND10Y 1003	買建	116	ユーロ	14,265,186	14,092,840	1,860,254,881	6.69
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	SCHATZ 1003	買建	124	ユーロ	13,375,260	13,401,920	1,769,053,440	6.36
債券先物取引	イギリス	ロンドン国際金 融先物オプション 取引所	GILT 1003	売建	147	英ポンド	17,094,679.5	16,738,890	2,452,749,552	8.82

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

(2009年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第84回利付国債 (5年)	5,553,000,000	101.04	5,610,806,730	101.20	5,619,691,530	0.7	2014/6/20	5.56
2	日本	国債証券	第290回利付国債 (10年)	2,600,000,000	103.01	2,678,442,000	103.07	2,679,820,000	1.4	2018/3/20	2.65
3	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	16,450,000	14,253.22	2,344,656,006	14,223.81	2,339,818,126	4.25	2014/1/4	2.31
4	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	15,705,000	13,985.51	2,196,425,726	13,965.23	2,193,239,434	4.25	2012/10/15	2.17
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.375%	20,700,000	9,273.82	1,919,681,855	9,222.43	1,909,043,772	1.375	2012/5/15	1.89
6	日本	国債証券	第74回利付国債 (5年)	1,750,000,000	102.40	1,792,105,000	102.44	1,792,770,000	1	2013/6/20	1.77
7	日本	国債証券	第64回利付国債 (5年)	1,600,000,000	103.22	1,651,648,000	103.24	1,651,952,000	1.5	2012/6/20	1.63
8	日本	国債証券	第231回利付国債 (10年)	1,592,000,000	101.72	1,619,493,840	101.69	1,618,984,400	1.3	2011/6/20	1.60
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25%	17,545,000	9,299.15	1,631,536,390	9,172.51	1,609,317,841	2.25	2014/5/31	1.59
10	日本	国債証券	第282回利付国債 (10年)	1,457,000,000	106.02	1,544,784,250	106.19	1,547,319,430	1.7	2016/9/20	1.53
11	イタリア	国債証券	BTPS 4.5%	10,810,000	14,145.12	1,529,087,472	14,068.94	1,520,852,716	4.5	2018/2/1	1.50
12	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.125%	10,930,000	13,565.64	1,482,724,452	13,598.64	1,486,331,352	3.125	2014/9/15	1.47
13	ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANW 1.5%	11,175,000	13,297.68	1,486,015,740	13,293.08	1,485,502,405	1.5	2011/6/10	1.47
14	イタリア	国債証券	BTPS 6%	9,600,000	15,364.80	1,475,020,800	15,417.60	1,480,089,600	6	2031/5/1	1.46
15	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0316 3.5%	10,690,000	13,644.84	1,458,633,396	13,651.44	1,459,338,936	3.5	2015/3/28	1.44
16	日本	国債証券	第92回利付国債 (20年)	1,400,000,000	102.30	1,432,326,000	102.10	1,429,484,000	2.1	2026/12/20	1.41
17	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 4.5%	9,650,000	14,365.70	1,386,290,551	14,341.80	1,383,983,700	4.5	2017/7/15	1.37
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.875%	13,815,000	9,249.41	1,277,807,130	9,226.94	1,274,702,619	0.875	2011/5/31	1.26
19	日本	国債証券	第67回利付国債 (20年)	1,240,000,000	102.06	1,265,568,800	102.17	1,266,908,000	1.9	2024/3/20	1.25
20	イタリア	国債証券	BTPS 5%	8,560,000	14,044.76	1,202,231,490	13,983.49	1,196,987,531	5	2025/3/1	1.18
21	日本	国債証券	第8回利付国債 (物価連動・10年)	1,222,000,000	94.92	1,159,949,895	96.48	1,179,039,368	1	2016/6/10	1.17
22	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	7,930,000	15,344.47	1,216,816,873	14,764.21	1,170,802,350	4.5	2042/12/7	1.16
23	日本	国債証券	第11回利付国債 (物価連動・10年)	1,198,000,000	94.99	1,138,038,902	96.75	1,159,065,000	1.2	2017/3/10	1.15
24	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3%	8,000,000	13,353.12	1,068,249,600	13,320.12	1,065,609,600	3	2015/10/25	1.05
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.625%	8,900,000	11,887.71	1,058,006,711	11,510.47	1,024,432,143	6.625	2027/2/15	1.01
26	ドイツ	国債証券	BUNDESUBL-154 2.25%	7,600,000	13,226.40	1,005,206,400	13,234.32	1,005,808,320	2.25	2014/4/11	0.99
27	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	7,010,000	13,828.33	969,366,157	13,589.40	952,616,940	4.25	2039/7/4	0.94
28	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4%	6,580,000	14,601.56	960,783,172	14,135.60	930,122,649	4	2022/3/7	0.92
29	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 4.375%	6,470,000	14,262.56	922,787,657	14,133.04	914,407,817	4.375	2019/7/4	0.90
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375%	9,810,000	9,309.46	913,258,826	9,167.08	899,290,656	2.375	2014/8/31	0.89

種類別及び業種別投資比率

（2009年12月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	65.71
地方債証券	0.32
特殊債券	7.05
社債券	24.54
合計	97.62

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件（2009年12月30日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
有価証券先物取引等

(2009年12月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額 金額	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期 国債標準 物先物	買建	2,900,000,000	日本円	4,065,424,500	4,051,300,000	4,051,300,000	4.01
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1003	買建	396	米ドル	46,666,125	45,799,875	4,218,168,487	4.17
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1003	買建	93	米ドル	20,192,625	20,128,687.5	1,853,852,118	1.83
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1003	売建	144	米ドル	17,109,000	16,618,500	1,530,563,850	1.51
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1003	売建	699	米ドル	81,127,570.92	80,133,800.37	7,380,323,014	7.30
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	BOBL 1003	売建	316	ユーロ	36,711,444	36,633,880	4,835,672,160	4.78
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	BUND10Y 1003	買建	535	ユーロ	65,739,976	64,997,150	8,579,623,801	8.48
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	BUXL 1003	買建	87	ユーロ	8,543,400	8,433,780	1,113,258,960	1.10
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	SCHATZ 1003	買建	150	ユーロ	16,179,750	16,212,000	2,139,984,000	2.12
債券先物取引	イギリス	ロンドン国際金 融先物オプショ ン取引所	GILT 1003	売建	527	英ポンド	61,281,494	60,009,490	8,793,190,569	8.69

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)>

2009年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
4期	(2000年6月7日)	23,182	23,267	0.9274	0.9308
5期	(2000年12月7日)	20,603	20,642	0.9419	0.9437
6期	(2001年6月7日)	19,234	19,274	0.9538	0.9558
7期	(2001年12月7日)	16,075	16,160	0.9485	0.9535
8期	(2002年6月7日)	14,638	14,762	0.9412	0.9492
9期	(2002年12月9日)	14,308	14,375	0.9607	0.9652
10期	(2003年6月9日)	13,313	13,379	1.0090	1.0140
11期	(2003年12月8日)	11,831	11,928	0.9735	0.9815
12期	(2004年6月7日)	10,596	10,679	0.9644	0.9719
13期	(2004年12月7日)	9,846	9,916	0.9830	0.9900
14期	(2005年6月7日)	9,090	9,154	0.9927	0.9997
15期	(2005年12月7日)	8,495	8,547	0.9772	0.9832
16期	(2006年6月7日)	7,495	7,543	0.9408	0.9468
17期	(2006年12月7日)	6,792	6,835	0.9416	0.9476
18期	(2007年6月7日)	6,031	6,071	0.9089	0.9149
19期	(2007年12月7日)	5,741	5,778	0.9306	0.9366
20期	(2008年6月9日)	5,126	5,161	0.8917	0.8977
21期	(2008年12月8日)	4,548	4,579	0.8902	0.8962
22期	(2009年6月8日)	4,412	4,441	0.9050	0.9110
23期	(2009年12月7日)	4,417	4,445	0.9569	0.9629
	2008年12月末日	4,652		0.9125	
	2009年1月末日	4,523		0.9002	
	2009年2月末日	4,472		0.8974	
	2009年3月末日	4,493		0.9073	
	2009年4月末日	4,464		0.9103	
	2009年5月末日	4,447		0.9108	
	2009年6月末日	4,479		0.9205	
	2009年7月末日	4,524		0.9333	
	2009年8月末日	4,465		0.9446	
	2009年9月末日	4,500		0.9558	
	2009年10月末日	4,477		0.9581	
	2009年11月末日	4,463		0.9648	
	2009年12月末日	4,418		0.9570	

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)>

2009年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
4期	(2000年6月7日)	32,329	32,958	0.7298	0.7440
5期	(2000年12月7日)	28,419	28,953	0.7453	0.7593
6期	(2001年6月7日)	28,599	29,204	0.7855	0.8021
7期	(2001年12月7日)	25,240	25,671	0.8207	0.8347
8期	(2002年6月7日)	23,820	24,191	0.8352	0.8482
9期	(2002年12月9日)	23,922	24,279	0.8716	0.8846
10期	(2003年6月9日)	20,937	21,224	0.9493	0.9623
11期	(2003年12月8日)	17,247	17,544	0.8714	0.8864
12期	(2004年6月7日)	16,197	16,443	0.8862	0.8997
13期	(2004年12月7日)	15,129	15,349	0.8935	0.9065
14期	(2005年6月7日)	14,187	14,394	0.8909	0.9039
15期	(2005年12月7日)	13,972	14,165	0.9420	0.9550
16期	(2006年6月7日)	12,482	12,662	0.9019	0.9149
17期	(2006年12月7日)	11,758	11,922	0.9333	0.9463
18期	(2007年6月7日)	10,490	10,634	0.9473	0.9603
19期	(2007年12月7日)	9,950	10,085	0.9568	0.9698
20期	(2008年6月9日)	8,741	8,865	0.9137	0.9267
21期	(2008年12月8日)	6,863	6,980	0.7636	0.7766
22期	(2009年6月8日)	7,217	7,329	0.8347	0.8477
23期	(2009年12月7日)	6,852	6,958	0.8415	0.8545
	2008年12月末日	7,200		0.7990	
	2009年1月末日	6,767		0.7587	
	2009年2月末日	7,057		0.7974	
	2009年3月末日	7,226		0.8203	
	2009年4月末日	7,189		0.8255	
	2009年5月末日	7,231		0.8354	
	2009年6月末日	7,250		0.8392	
	2009年7月末日	7,206		0.8467	
	2009年8月末日	7,103		0.8439	
	2009年9月末日	7,005		0.8418	
	2009年10月末日	7,058		0.8566	
	2009年11月末日	6,816		0.8364	
	2009年12月末日	6,859		0.8407	

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)>

2009年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(2002年8月7日)	1,549	1,551	1.0019	1.0029
2期	(2002年9月9日)	1,897	1,899	1.0141	1.0151
3期	(2002年10月7日)	2,111	2,113	1.0194	1.0204
4期	(2002年11月7日)	2,480	2,482	1.0090	1.0095
5期	(2002年12月9日)	2,651	2,652	1.0161	1.0166
6期	(2003年1月7日)	2,717	2,718	1.0223	1.0228
7期	(2003年2月7日)	2,453	2,455	1.0318	1.0328
8期	(2003年3月7日)	2,473	2,476	1.0412	1.0422
9期	(2003年4月7日)	2,354	2,356	1.0294	1.0304
10期	(2003年5月7日)	2,306	2,308	1.0442	1.0452
11期	(2003年6月9日)	2,824	2,827	1.0672	1.0682
12期	(2003年7月7日)	3,145	3,148	1.0505	1.0515
13期	(2003年8月7日)	2,873	2,876	1.0319	1.0329
14期	(2003年9月8日)	2,798	2,802	1.0225	1.0240
15期	(2003年10月7日)	2,774	2,779	1.0319	1.0334
16期	(2003年11月7日)	2,670	2,674	1.0215	1.0230
17期	(2003年12月8日)	2,675	2,679	1.0303	1.0318
18期	(2004年1月7日)	2,610	2,614	1.0333	1.0348
19期	(2004年2月9日)	2,625	2,629	1.0407	1.0422
20期	(2004年3月8日)	2,282	2,284	1.0479	1.0489
21期	(2004年4月7日)	1,973	1,975	1.0414	1.0424
22期	(2004年5月7日)	1,931	1,933	1.0308	1.0318
23期	(2004年6月7日)	1,888	1,890	1.0225	1.0235
24期	(2004年7月7日)	1,864	1,866	1.0290	1.0300
25期	(2004年8月9日)	1,819	1,821	1.0339	1.0349
26期	(2004年9月7日)	1,768	1,769	1.0269	1.0279
27期	(2004年10月7日)	1,761	1,763	1.0339	1.0349
28期	(2004年11月8日)	1,763	1,765	1.0358	1.0368
29期	(2004年12月7日)	1,658	1,660	1.0436	1.0446
30期	(2005年1月7日)	1,652	1,653	1.0452	1.0462
31期	(2005年2月7日)	1,656	1,657	1.0539	1.0549
32期	(2005年3月7日)	1,536	1,538	1.0447	1.0457
33期	(2005年4月7日)	1,257	1,259	1.0464	1.0474
34期	(2005年5月9日)	1,247	1,248	1.0505	1.0515
35期	(2005年6月7日)	1,236	1,238	1.0561	1.0571
36期	(2005年7月7日)	1,223	1,224	1.0533	1.0543
37期	(2005年8月8日)	1,156	1,157	1.0456	1.0466
38期	(2005年9月7日)	1,172	1,173	1.0526	1.0536
39期	(2005年10月7日)	1,114	1,115	1.0459	1.0469
40期	(2005年11月7日)	1,060	1,061	1.0382	1.0392
41期	(2005年12月7日)	1,324	1,325	1.0404	1.0414
42期	(2006年1月10日)	1,320	1,322	1.0416	1.0426
43期	(2006年2月7日)	1,287	1,289	1.0300	1.0310
44期	(2006年3月7日)	1,267	1,268	1.0239	1.0249

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
45期	(2006年4月7日)	1,218	1,220	1.0115	1.0125
46期	(2006年5月8日)	1,195	1,196	1.0035	1.0045
47期	(2006年6月7日)	1,163	1,164	1.0021	1.0031
48期	(2006年7月7日)	1,147	1,148	0.9937	0.9947
49期	(2006年8月7日)	872	873	1.0004	1.0014
50期	(2006年9月7日)	826	827	0.9989	0.9999
51期	(2006年10月10日)	809	810	0.9997	1.0007
52期	(2006年11月7日)	780	781	0.9991	1.0001
53期	(2006年12月7日)	767	768	1.0041	1.0051
54期	(2007年1月9日)	757	757	0.9945	0.9955
55期	(2007年2月7日)	728	729	0.9890	0.9900
56期	(2007年3月7日)	707	708	0.9885	0.9895
57期	(2007年4月9日)	642	643	0.9811	0.9821
58期	(2007年5月7日)	626	627	0.9795	0.9805
59期	(2007年6月7日)	609	610	0.9699	0.9709
60期	(2007年7月9日)	575	575	0.9631	0.9641
61期	(2007年8月7日)	555	556	0.9737	0.9747
62期	(2007年9月7日)	543	544	0.9794	0.9804
63期	(2007年10月9日)	532	533	0.9734	0.9744
64期	(2007年11月7日)	532	532	0.9824	0.9834
65期	(2007年12月7日)	515	516	0.9935	0.9945
66期	(2008年1月7日)	517	517	1.0010	1.0020
67期	(2008年2月7日)	515	515	1.0120	1.0130
68期	(2008年3月7日)	488	488	1.0006	1.0016
69期	(2008年4月7日)	459	459	0.9817	0.9827
70期	(2008年5月7日)	448	448	0.9715	0.9725
71期	(2008年6月9日)	439	440	0.9527	0.9537
72期	(2008年7月7日)	432	432	0.9431	0.9441
73期	(2008年8月7日)	415	416	0.9415	0.9425
74期	(2008年9月8日)	416	417	0.9525	0.9535
75期	(2008年10月7日)	416	416	0.9516	0.9526
76期	(2008年11月7日)	403	403	0.9385	0.9395
77期	(2008年12月8日)	363	363	0.9517	0.9527
78期	(2009年1月7日)	343	343	0.9642	0.9652
79期	(2009年2月9日)	340	341	0.9590	0.9600
80期	(2009年3月9日)	337	338	0.9650	0.9660
81期	(2009年4月7日)	334	335	0.9586	0.9596
82期	(2009年5月7日)	337	338	0.9679	0.9689
83期	(2009年6月8日)	333	333	0.9678	0.9688
84期	(2009年7月7日)	329	329	0.9871	0.9881
85期	(2009年8月7日)	330	330	1.0010	1.0020
86期	(2009年9月7日)	323	324	1.0110	1.0120
87期	(2009年10月7日)	325	326	1.0201	1.0211
88期	(2009年11月9日)	315	316	1.0188	1.0198
89期	(2009年12月7日)	310	310	1.0237	1.0247
	2008年12月末日	349		0.9756	
	2009年1月末日	341		0.9614	
	2009年2月末日	335		0.9575	

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
	2009年3月末日	338		0.9669	
	2009年4月末日	338		0.9691	
	2009年5月末日	337		0.9686	
	2009年6月末日	328		0.9844	
	2009年7月末日	331		0.9971	
	2009年8月末日	323		1.0082	
	2009年9月末日	325		1.0191	
	2009年10月末日	316		1.0206	
	2009年11月末日	311		1.0267	
	2009年12月末日	310		1.0238	

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)>

2009年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(2002年8月7日)	1,804	1,808	1.0020	1.0045
2期	(2002年9月9日)	2,114	2,120	1.0077	1.0102
3期	(2002年10月7日)	2,394	2,400	1.0381	1.0406
4期	(2002年11月7日)	2,692	2,699	1.0296	1.0321
5期	(2002年12月9日)	2,885	2,892	1.0484	1.0509
6期	(2003年1月7日)	3,000	3,008	1.0450	1.0475
7期	(2003年2月7日)	2,844	2,850	1.0741	1.0766
8期	(2003年3月7日)	2,765	2,771	1.0747	1.0772
9期	(2003年4月7日)	2,614	2,621	1.0695	1.0720
10期	(2003年5月7日)	2,817	2,824	1.0989	1.1014
11期	(2003年6月9日)	3,050	3,058	1.1413	1.1443
12期	(2003年7月7日)	2,823	2,831	1.1131	1.1161
13期	(2003年8月7日)	2,627	2,634	1.0972	1.1002
14期	(2003年9月8日)	2,522	2,529	1.0590	1.0620
15期	(2003年10月7日)	2,527	2,534	1.0541	1.0571
16期	(2003年11月7日)	2,375	2,382	1.0265	1.0295
17期	(2003年12月8日)	2,398	2,405	1.0482	1.0512
18期	(2004年1月7日)	2,388	2,395	1.0629	1.0659
19期	(2004年2月9日)	2,336	2,343	1.0655	1.0685
20期	(2004年3月8日)	2,365	2,371	1.1061	1.1086
21期	(2004年4月7日)	2,242	2,248	1.0461	1.0486
22期	(2004年5月7日)	2,255	2,260	1.0604	1.0629
23期	(2004年6月7日)	2,222	2,227	1.0664	1.0689
24期	(2004年7月7日)	2,166	2,173	1.0600	1.0630
25期	(2004年8月9日)	2,207	2,213	1.0728	1.0758
26期	(2004年9月7日)	2,110	2,116	1.0550	1.0580
27期	(2004年10月7日)	2,122	2,127	1.0782	1.0807
28期	(2004年11月8日)	2,066	2,071	1.0674	1.0699
29期	(2004年12月7日)	2,085	2,090	1.0742	1.0767
30期	(2005年1月7日)	2,095	2,100	1.0793	1.0818
31期	(2005年2月7日)	2,016	2,021	1.0723	1.0748
32期	(2005年3月7日)	2,004	2,009	1.0800	1.0825
33期	(2005年4月7日)	2,031	2,035	1.0967	1.0992
34期	(2005年5月9日)	1,947	1,952	1.0743	1.0768
35期	(2005年6月7日)	1,970	1,974	1.0717	1.0742
36期	(2005年7月7日)	2,003	2,008	1.0916	1.0941
37期	(2005年8月8日)	1,979	1,984	1.1013	1.1038
38期	(2005年9月7日)	1,940	1,945	1.0956	1.0981
39期	(2005年10月7日)	2,096	2,101	1.1044	1.1069
40期	(2005年11月7日)	2,046	2,051	1.1127	1.1152
41期	(2005年12月7日)	2,003	2,008	1.1332	1.1357
42期	(2006年1月10日)	1,946	1,951	1.1052	1.1077
43期	(2006年2月7日)	1,939	1,943	1.1185	1.1210
44期	(2006年3月7日)	1,876	1,880	1.1043	1.1068

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
45期	(2006年4月7日)	1,838	1,842	1.1005	1.1030
46期	(2006年5月8日)	1,750	1,754	1.0748	1.0773
47期	(2006年6月7日)	1,751	1,755	1.0857	1.0882
48期	(2006年7月7日)	1,761	1,765	1.0892	1.0917
49期	(2006年8月7日)	1,736	1,740	1.0951	1.0976
50期	(2006年9月7日)	1,733	1,737	1.1081	1.1106
51期	(2006年10月10日)	1,744	1,748	1.1168	1.1193
52期	(2006年11月7日)	1,734	1,738	1.1175	1.1200
53期	(2006年12月7日)	1,739	1,743	1.1234	1.1259
54期	(2007年1月9日)	1,744	1,747	1.1294	1.1319
55期	(2007年2月7日)	1,726	1,730	1.1324	1.1349
56期	(2007年3月7日)	1,646	1,649	1.1143	1.1168
57期	(2007年4月9日)	1,715	1,719	1.1331	1.1356
58期	(2007年5月7日)	1,733	1,737	1.1469	1.1494
59期	(2007年6月7日)	1,676	1,679	1.1406	1.1431
60期	(2007年7月9日)	1,665	1,669	1.1562	1.1587
61期	(2007年8月7日)	1,578	1,582	1.1448	1.1473
62期	(2007年9月7日)	1,511	1,515	1.1270	1.1295
63期	(2007年10月9日)	1,629	1,633	1.1493	1.1518
64期	(2007年11月7日)	1,559	1,562	1.1634	1.1659
65期	(2007年12月7日)	1,489	1,493	1.1529	1.1554
66期	(2008年1月7日)	1,476	1,479	1.1459	1.1484
67期	(2008年2月7日)	1,457	1,460	1.1392	1.1417
68期	(2008年3月7日)	1,372	1,375	1.1252	1.1277
69期	(2008年4月7日)	1,351	1,354	1.1093	1.1118
70期	(2008年5月7日)	1,342	1,345	1.1134	1.1159
71期	(2008年6月9日)	1,308	1,311	1.1019	1.1044
72期	(2008年7月7日)	1,274	1,277	1.1030	1.1055
73期	(2008年8月7日)	1,264	1,267	1.1115	1.1140
74期	(2008年9月8日)	1,174	1,177	1.0824	1.0849
75期	(2008年10月7日)	1,080	1,083	1.0135	1.0160
76期	(2008年11月7日)	994	997	0.9421	0.9446
77期	(2008年12月8日)	969	971	0.9236	0.9261
78期	(2009年1月7日)	972	975	0.9619	0.9644
79期	(2009年2月9日)	927	930	0.9307	0.9332
80期	(2009年3月9日)	943	945	0.9673	0.9698
81期	(2009年4月7日)	954	957	0.9964	0.9989
82期	(2009年5月7日)	941	943	0.9927	0.9952
83期	(2009年6月8日)	948	950	1.0096	1.0121
84期	(2009年7月7日)	937	940	1.0062	1.0087
85期	(2009年8月7日)	944	946	1.0316	1.0341
86期	(2009年9月7日)	916	918	1.0201	1.0226
87期	(2009年10月7日)	877	880	1.0038	1.0063
88期	(2009年11月9日)	869	871	1.0133	1.0158
89期	(2009年12月7日)	864	866	1.0184	1.0209
	2008年12月末日	1,012		0.9664	
	2009年1月末日	912		0.9154	
	2009年2月末日	937		0.9595	

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
	2009年3月末日	952		0.9845	
	2009年4月末日	935		0.9882	
	2009年5月末日	942		0.9975	
	2009年6月末日	950		1.0150	
	2009年7月末日	939		1.0216	
	2009年8月末日	912		1.0158	
	2009年9月末日	899		1.0108	
	2009年10月末日	881		1.0260	
	2009年11月末日	849		0.9995	
	2009年12月末日	845		1.0175	

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）>

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第4期	自 1999年12月8日 至 2000年6月7日	0.0034
第5期	自 2000年6月8日 至 2000年12月7日	0.0018
第6期	自 2000年12月8日 至 2001年6月7日	0.0020
第7期	自 2001年6月8日 至 2001年12月7日	0.0050
第8期	自 2001年12月8日 至 2002年6月7日	0.0080
第9期	自 2002年6月8日 至 2002年12月9日	0.0045
第10期	自 2002年12月10日 至 2003年6月9日	0.0050
第11期	自 2003年6月10日 至 2003年12月8日	0.0080
第12期	自 2003年12月9日 至 2004年6月7日	0.0075
第13期	自 2004年6月8日 至 2004年12月7日	0.0070
第14期	自 2004年12月8日 至 2005年6月7日	0.0070
第15期	自 2005年6月8日 至 2005年12月7日	0.0060
第16期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	0.0060
第17期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	0.0060
第18期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	0.0060
第19期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	0.0060
第20期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	0.0060
第21期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	0.0060
第22期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	0.0060
第23期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	0.0060

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)>

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第4期	自 1999年12月8日 至 2000年6月7日	0.0142
第5期	自 2000年6月8日 至 2000年12月7日	0.0140
第6期	自 2000年12月8日 至 2001年6月7日	0.0166
第7期	自 2001年6月8日 至 2001年12月7日	0.0140
第8期	自 2001年12月8日 至 2002年6月7日	0.0130
第9期	自 2002年6月8日 至 2002年12月9日	0.0130
第10期	自 2002年12月10日 至 2003年6月9日	0.0130
第11期	自 2003年6月10日 至 2003年12月8日	0.0150
第12期	自 2003年12月9日 至 2004年6月7日	0.0135
第13期	自 2004年6月8日 至 2004年12月7日	0.0130
第14期	自 2004年12月8日 至 2005年6月7日	0.0130
第15期	自 2005年6月8日 至 2005年12月7日	0.0130
第16期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	0.0130
第17期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	0.0130
第18期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	0.0130
第19期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	0.0130
第20期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	0.0130
第21期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	0.0130
第22期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	0.0130
第23期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	0.0130

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)>

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2002年6月28日 至 2002年8月7日	0.0010
第2期	自 2002年8月8日 至 2002年9月9日	0.0010
第3期	自 2002年9月10日 至 2002年10月7日	0.0010
第4期	自 2002年10月8日 至 2002年11月7日	0.0005
第5期	自 2002年11月8日 至 2002年12月9日	0.0005
第6期	自 2002年12月10日 至 2003年1月7日	0.0005
第7期	自 2003年1月8日 至 2003年2月7日	0.0010
第8期	自 2003年2月8日 至 2003年3月7日	0.0010
第9期	自 2003年3月8日 至 2003年4月7日	0.0010
第10期	自 2003年4月8日 至 2003年5月7日	0.0010
第11期	自 2003年5月8日 至 2003年6月9日	0.0010
第12期	自 2003年6月10日 至 2003年7月7日	0.0010
第13期	自 2003年7月8日 至 2003年8月7日	0.0010
第14期	自 2003年8月8日 至 2003年9月8日	0.0015
第15期	自 2003年9月9日 至 2003年10月7日	0.0015
第16期	自 2003年10月8日 至 2003年11月7日	0.0015
第17期	自 2003年11月8日 至 2003年12月8日	0.0015
第18期	自 2003年12月9日 至 2004年1月7日	0.0015
第19期	自 2004年1月8日 至 2004年2月9日	0.0015
第20期	自 2004年2月10日 至 2004年3月8日	0.0010
第21期	自 2004年3月9日 至 2004年4月7日	0.0010
第22期	自 2004年4月8日 至 2004年5月7日	0.0010
第23期	自 2004年5月8日 至 2004年6月7日	0.0010
第24期	自 2004年6月8日 至 2004年7月7日	0.0010
第25期	自 2004年7月8日 至 2004年8月9日	0.0010
第26期	自 2004年8月10日 至 2004年9月7日	0.0010
第27期	自 2004年9月8日 至 2004年10月7日	0.0010
第28期	自 2004年10月8日 至 2004年11月8日	0.0010
第29期	自 2004年11月9日 至 2004年12月7日	0.0010

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第30期	自 2004年12月8日 至 2005年1月7日	0.0010
第31期	自 2005年1月8日 至 2005年2月7日	0.0010
第32期	自 2005年2月8日 至 2005年3月7日	0.0010
第33期	自 2005年3月8日 至 2005年4月7日	0.0010
第34期	自 2005年4月8日 至 2005年5月9日	0.0010
第35期	自 2005年5月10日 至 2005年6月7日	0.0010
第36期	自 2005年6月8日 至 2005年7月7日	0.0010
第37期	自 2005年7月8日 至 2005年8月8日	0.0010
第38期	自 2005年8月9日 至 2005年9月7日	0.0010
第39期	自 2005年9月8日 至 2005年10月7日	0.0010
第40期	自 2005年10月8日 至 2005年11月7日	0.0010
第41期	自 2005年11月8日 至 2005年12月7日	0.0010
第42期	自 2005年12月8日 至 2006年1月10日	0.0010
第43期	自 2006年1月11日 至 2006年2月7日	0.0010
第44期	自 2006年2月8日 至 2006年3月7日	0.0010
第45期	自 2006年3月8日 至 2006年4月7日	0.0010
第46期	自 2006年4月8日 至 2006年5月8日	0.0010
第47期	自 2006年5月9日 至 2006年6月7日	0.0010
第48期	自 2006年6月8日 至 2006年7月7日	0.0010
第49期	自 2006年7月8日 至 2006年8月7日	0.0010
第50期	自 2006年8月8日 至 2006年9月7日	0.0010
第51期	自 2006年9月8日 至 2006年10月10日	0.0010
第52期	自 2006年10月11日 至 2006年11月7日	0.0010
第53期	自 2006年11月8日 至 2006年12月7日	0.0010
第54期	自 2006年12月8日 至 2007年1月9日	0.0010
第55期	自 2007年1月10日 至 2007年2月7日	0.0010
第56期	自 2007年2月8日 至 2007年3月7日	0.0010
第57期	自 2007年3月8日 至 2007年4月9日	0.0010
第58期	自 2007年4月10日 至 2007年5月7日	0.0010
第59期	自 2007年5月8日 至 2007年6月7日	0.0010

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第60期	自 2007年6月8日 至 2007年7月9日	0.0010
第61期	自 2007年7月10日 至 2007年8月7日	0.0010
第62期	自 2007年8月8日 至 2007年9月7日	0.0010
第63期	自 2007年9月8日 至 2007年10月9日	0.0010
第64期	自 2007年10月10日 至 2007年11月7日	0.0010
第65期	自 2007年11月8日 至 2007年12月7日	0.0010
第66期	自 2007年12月8日 至 2008年1月7日	0.0010
第67期	自 2008年1月8日 至 2008年2月7日	0.0010
第68期	自 2008年2月8日 至 2008年3月7日	0.0010
第69期	自 2008年3月8日 至 2008年4月7日	0.0010
第70期	自 2008年4月8日 至 2008年5月7日	0.0010
第71期	自 2008年5月8日 至 2008年6月9日	0.0010
第72期	自 2008年6月10日 至 2008年7月7日	0.0010
第73期	自 2008年7月8日 至 2008年8月7日	0.0010
第74期	自 2008年8月8日 至 2008年9月8日	0.0010
第75期	自 2008年9月9日 至 2008年10月7日	0.0010
第76期	自 2008年10月8日 至 2008年11月7日	0.0010
第77期	自 2008年11月8日 至 2008年12月8日	0.0010
第78期	自 2008年12月9日 至 2009年1月7日	0.0010
第79期	自 2009年1月8日 至 2009年2月9日	0.0010
第80期	自 2009年2月10日 至 2009年3月9日	0.0010
第81期	自 2009年3月10日 至 2009年4月7日	0.0010
第82期	自 2009年4月8日 至 2009年5月7日	0.0010
第83期	自 2009年5月8日 至 2009年6月8日	0.0010
第84期	自 2009年6月9日 至 2009年7月7日	0.0010
第85期	自 2009年7月8日 至 2009年8月7日	0.0010
第86期	自 2009年8月8日 至 2009年9月7日	0.0010
第87期	自 2009年9月8日 至 2009年10月7日	0.0010
第88期	自 2009年10月8日 至 2009年11月9日	0.0010
第89期	自 2009年11月10日 至 2009年12月7日	0.0010

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)>

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2002年6月28日 至 2002年8月7日	0.0025
第2期	自 2002年8月8日 至 2002年9月9日	0.0025
第3期	自 2002年9月10日 至 2002年10月7日	0.0025
第4期	自 2002年10月8日 至 2002年11月7日	0.0025
第5期	自 2002年11月8日 至 2002年12月9日	0.0025
第6期	自 2002年12月10日 至 2003年1月7日	0.0025
第7期	自 2003年1月8日 至 2003年2月7日	0.0025
第8期	自 2003年2月8日 至 2003年3月7日	0.0025
第9期	自 2003年3月8日 至 2003年4月7日	0.0025
第10期	自 2003年4月8日 至 2003年5月7日	0.0025
第11期	自 2003年5月8日 至 2003年6月9日	0.0030
第12期	自 2003年6月10日 至 2003年7月7日	0.0030
第13期	自 2003年7月8日 至 2003年8月7日	0.0030
第14期	自 2003年8月8日 至 2003年9月8日	0.0030
第15期	自 2003年9月9日 至 2003年10月7日	0.0030
第16期	自 2003年10月8日 至 2003年11月7日	0.0030
第17期	自 2003年11月8日 至 2003年12月8日	0.0030
第18期	自 2003年12月9日 至 2004年1月7日	0.0030
第19期	自 2004年1月8日 至 2004年2月9日	0.0030
第20期	自 2004年2月10日 至 2004年3月8日	0.0025
第21期	自 2004年3月9日 至 2004年4月7日	0.0025
第22期	自 2004年4月8日 至 2004年5月7日	0.0025
第23期	自 2004年5月8日 至 2004年6月7日	0.0025
第24期	自 2004年6月8日 至 2004年7月7日	0.0030
第25期	自 2004年7月8日 至 2004年8月9日	0.0030
第26期	自 2004年8月10日 至 2004年9月7日	0.0030
第27期	自 2004年9月8日 至 2004年10月7日	0.0025
第28期	自 2004年10月8日 至 2004年11月8日	0.0025
第29期	自 2004年11月9日 至 2004年12月7日	0.0025

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第30期	自 2004年12月8日 至 2005年1月7日	0.0025
第31期	自 2005年1月8日 至 2005年2月7日	0.0025
第32期	自 2005年2月8日 至 2005年3月7日	0.0025
第33期	自 2005年3月8日 至 2005年4月7日	0.0025
第34期	自 2005年4月8日 至 2005年5月9日	0.0025
第35期	自 2005年5月10日 至 2005年6月7日	0.0025
第36期	自 2005年6月8日 至 2005年7月7日	0.0025
第37期	自 2005年7月8日 至 2005年8月8日	0.0025
第38期	自 2005年8月9日 至 2005年9月7日	0.0025
第39期	自 2005年9月8日 至 2005年10月7日	0.0025
第40期	自 2005年10月8日 至 2005年11月7日	0.0025
第41期	自 2005年11月8日 至 2005年12月7日	0.0025
第42期	自 2005年12月8日 至 2006年1月10日	0.0025
第43期	自 2006年1月11日 至 2006年2月7日	0.0025
第44期	自 2006年2月8日 至 2006年3月7日	0.0025
第45期	自 2006年3月8日 至 2006年4月7日	0.0025
第46期	自 2006年4月8日 至 2006年5月8日	0.0025
第47期	自 2006年5月9日 至 2006年6月7日	0.0025
第48期	自 2006年6月8日 至 2006年7月7日	0.0025
第49期	自 2006年7月8日 至 2006年8月7日	0.0025
第50期	自 2006年8月8日 至 2006年9月7日	0.0025
第51期	自 2006年9月8日 至 2006年10月10日	0.0025
第52期	自 2006年10月11日 至 2006年11月7日	0.0025
第53期	自 2006年11月8日 至 2006年12月7日	0.0025
第54期	自 2006年12月8日 至 2007年1月9日	0.0025
第55期	自 2007年1月10日 至 2007年2月7日	0.0025
第56期	自 2007年2月8日 至 2007年3月7日	0.0025
第57期	自 2007年3月8日 至 2007年4月9日	0.0025
第58期	自 2007年4月10日 至 2007年5月7日	0.0025
第59期	自 2007年5月8日 至 2007年6月7日	0.0025

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第60期	自 2007年6月8日 至 2007年7月9日	0.0025
第61期	自 2007年7月10日 至 2007年8月7日	0.0025
第62期	自 2007年8月8日 至 2007年9月7日	0.0025
第63期	自 2007年9月8日 至 2007年10月9日	0.0025
第64期	自 2007年10月10日 至 2007年11月7日	0.0025
第65期	自 2007年11月8日 至 2007年12月7日	0.0025
第66期	自 2007年12月8日 至 2008年1月7日	0.0025
第67期	自 2008年1月8日 至 2008年2月7日	0.0025
第68期	自 2008年2月8日 至 2008年3月7日	0.0025
第69期	自 2008年3月8日 至 2008年4月7日	0.0025
第70期	自 2008年4月8日 至 2008年5月7日	0.0025
第71期	自 2008年5月8日 至 2008年6月9日	0.0025
第72期	自 2008年6月10日 至 2008年7月7日	0.0025
第73期	自 2008年7月8日 至 2008年8月7日	0.0025
第74期	自 2008年8月8日 至 2008年9月8日	0.0025
第75期	自 2008年9月9日 至 2008年10月7日	0.0025
第76期	自 2008年10月8日 至 2008年11月7日	0.0025
第77期	自 2008年11月8日 至 2008年12月8日	0.0025
第78期	自 2008年12月9日 至 2009年1月7日	0.0025
第79期	自 2009年1月8日 至 2009年2月9日	0.0025
第80期	自 2009年2月10日 至 2009年3月9日	0.0025
第81期	自 2009年3月10日 至 2009年4月7日	0.0025
第82期	自 2009年4月8日 至 2009年5月7日	0.0025
第83期	自 2009年5月8日 自 2009年6月8日	0.0025
第84期	自 2009年6月9日 至 2009年7月7日	0.0025
第85期	自 2009年7月8日 至 2009年8月7日	0.0025
第86期	自 2009年8月8日 至 2009年9月7日	0.0025
第87期	自 2009年9月8日 至 2009年10月7日	0.0025
第88期	自 2009年10月8日 至 2009年11月9日	0.0025
第89期	自 2009年11月10日 至 2009年12月7日	0.0025

【収益率の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）>

期	計算期間	収益率（％）
第4期	自 1999年12月8日 至 2000年6月7日	0.6
第5期	自 2000年6月8日 至 2000年12月7日	1.8
第6期	自 2000年12月8日 至 2001年6月7日	1.5
第7期	自 2001年6月8日 至 2001年12月7日	0.0
第8期	自 2001年12月8日 至 2002年6月7日	0.1
第9期	自 2002年6月8日 至 2002年12月9日	2.5
第10期	自 2002年12月10日 至 2003年6月9日	5.5
第11期	自 2003年6月10日 至 2003年12月8日	2.7
第12期	自 2003年12月9日 至 2004年6月7日	0.2
第13期	自 2004年6月8日 至 2004年12月7日	2.7
第14期	自 2004年12月8日 至 2005年6月7日	1.7
第15期	自 2005年6月8日 至 2005年12月7日	1.0
第16期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	3.1
第17期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	0.7
第18期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	2.8
第19期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	3.0
第20期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	3.5
第21期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	0.5
第22期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	2.3
第23期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	6.4

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)>

期	計算期間	収益率(%)
第4期	自 1999年12月8日 至 2000年6月7日	0.3
第5期	自 2000年6月8日 至 2000年12月7日	4.0
第6期	自 2000年12月8日 至 2001年6月7日	7.6
第7期	自 2001年6月8日 至 2001年12月7日	6.3
第8期	自 2001年12月8日 至 2002年6月7日	3.4
第9期	自 2002年6月8日 至 2002年12月9日	5.9
第10期	自 2002年12月10日 至 2003年6月9日	10.4
第11期	自 2003年6月10日 至 2003年12月8日	6.6
第12期	自 2003年12月9日 至 2004年6月7日	3.2
第13期	自 2004年6月8日 至 2004年12月7日	2.3
第14期	自 2004年12月8日 至 2005年6月7日	1.2
第15期	自 2005年6月8日 至 2005年12月7日	7.2
第16期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	2.9
第17期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	4.9
第18期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	2.9
第19期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	2.4
第20期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	3.1
第21期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	15.0
第22期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	11.0
第23期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	2.4

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)>

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2002年6月28日 至 2002年8月7日	0.3
第2期	自 2002年8月8日 至 2002年9月9日	1.3
第3期	自 2002年9月10日 至 2002年10月7日	0.6
第4期	自 2002年10月8日 至 2002年11月7日	1.0
第5期	自 2002年11月8日 至 2002年12月9日	0.8
第6期	自 2002年12月10日 至 2003年1月7日	0.7
第7期	自 2003年1月8日 至 2003年2月7日	1.0
第8期	自 2003年2月8日 至 2003年3月7日	1.0
第9期	自 2003年3月8日 至 2003年4月7日	1.0
第10期	自 2003年4月8日 至 2003年5月7日	1.5
第11期	自 2003年5月8日 至 2003年6月9日	2.3
第12期	自 2003年6月10日 至 2003年7月7日	1.5
第13期	自 2003年7月8日 至 2003年8月7日	1.7
第14期	自 2003年8月8日 至 2003年9月8日	0.8
第15期	自 2003年9月9日 至 2003年10月7日	1.1
第16期	自 2003年10月8日 至 2003年11月7日	0.9
第17期	自 2003年11月8日 至 2003年12月8日	1.0
第18期	自 2003年12月9日 至 2004年1月7日	0.4
第19期	自 2004年1月8日 至 2004年2月9日	0.9
第20期	自 2004年2月10日 至 2004年3月8日	0.8
第21期	自 2004年3月9日 至 2004年4月7日	0.5
第22期	自 2004年4月8日 至 2004年5月7日	0.9
第23期	自 2004年5月8日 至 2004年6月7日	0.7
第24期	自 2004年6月8日 至 2004年7月7日	0.7
第25期	自 2004年7月8日 至 2004年8月9日	0.6
第26期	自 2004年8月10日 至 2004年9月7日	0.6
第27期	自 2004年9月8日 至 2004年10月7日	0.8
第28期	自 2004年10月8日 至 2004年11月8日	0.3
第29期	自 2004年11月9日 至 2004年12月7日	0.8

期	計算期間	収益率（％）
第30期	自 2004年12月8日 至 2005年1月7日	0.2
第31期	自 2005年1月8日 至 2005年2月7日	0.9
第32期	自 2005年2月8日 至 2005年3月7日	0.8
第33期	自 2005年3月8日 至 2005年4月7日	0.3
第34期	自 2005年4月8日 至 2005年5月9日	0.5
第35期	自 2005年5月10日 至 2005年6月7日	0.6
第36期	自 2005年6月8日 至 2005年7月7日	0.2
第37期	自 2005年7月8日 至 2005年8月8日	0.6
第38期	自 2005年8月9日 至 2005年9月7日	0.8
第39期	自 2005年9月8日 至 2005年10月7日	0.5
第40期	自 2005年10月8日 至 2005年11月7日	0.6
第41期	自 2005年11月8日 至 2005年12月7日	0.3
第42期	自 2005年12月8日 至 2006年1月10日	0.2
第43期	自 2006年1月11日 至 2006年2月7日	1.0
第44期	自 2006年2月8日 至 2006年3月7日	0.5
第45期	自 2006年3月8日 至 2006年4月7日	1.1
第46期	自 2006年4月8日 至 2006年5月8日	0.7
第47期	自 2006年5月9日 至 2006年6月7日	0.0
第48期	自 2006年6月8日 至 2006年7月7日	0.7
第49期	自 2006年7月8日 至 2006年8月7日	0.8
第50期	自 2006年8月8日 至 2006年9月7日	0.0
第51期	自 2006年9月8日 至 2006年10月10日	0.2
第52期	自 2006年10月11日 至 2006年11月7日	0.0
第53期	自 2006年11月8日 至 2006年12月7日	0.6
第54期	自 2006年12月8日 至 2007年1月9日	0.9
第55期	自 2007年1月10日 至 2007年2月7日	0.5
第56期	自 2007年2月8日 至 2007年3月7日	0.1
第57期	自 2007年3月8日 至 2007年4月9日	0.6
第58期	自 2007年4月10日 至 2007年5月7日	0.1
第59期	自 2007年5月8日 至 2007年6月7日	0.9

期	計算期間	収益率(%)
第60期	自 2007年 6月 8日 至 2007年 7月 9日	0.6
第61期	自 2007年 7月10日 至 2007年 8月 7日	1.2
第62期	自 2007年 8月 8日 至 2007年 9月 7日	0.7
第63期	自 2007年 9月 8日 至 2007年10月 9日	0.5
第64期	自 2007年10月10日 至 2007年11月 7日	1.0
第65期	自 2007年11月 8日 至 2007年12月 7日	1.2
第66期	自 2007年12月 8日 至 2008年 1月 7日	0.9
第67期	自 2008年 1月 8日 至 2008年 2月 7日	1.2
第68期	自 2008年 2月 8日 至 2008年 3月 7日	1.0
第69期	自 2008年 3月 8日 至 2008年 4月 7日	1.8
第70期	自 2008年 4月 8日 至 2008年 5月 7日	0.9
第71期	自 2008年 5月 8日 至 2008年 6月 9日	1.8
第72期	自 2008年 6月10日 至 2008年 7月 7日	0.9
第73期	自 2008年 7月 8日 至 2008年 8月 7日	0.1
第74期	自 2008年 8月 8日 至 2008年 9月 8日	1.3
第75期	自 2008年 9月 9日 至 2008年10月 7日	0.0
第76期	自 2008年10月 8日 至 2008年11月 7日	1.3
第77期	自 2008年11月 8日 至 2008年12月 8日	1.5
第78期	自 2008年12月 9日 至 2009年 1月 7日	1.4
第79期	自 2009年 1月 8日 至 2009年 2月 9日	0.4
第80期	自 2009年 2月10日 至 2009年 3月 9日	0.7
第81期	自 2009年 3月10日 至 2009年 4月 7日	0.6
第82期	自 2009年 4月 8日 至 2009年 5月 7日	1.1
第83期	自 2009年 5月 8日 至 2009年 6月 8日	0.1
第84期	自 2009年 6月 9日 至 2009年 7月 7日	2.1
第85期	自 2009年 7月 8日 至 2009年 8月 7日	1.5
第86期	自 2009年 8月 8日 至 2009年 9月 7日	1.1
第87期	自 2009年 9月 8日 至 2009年10月 7日	1.0
第88期	自 2009年10月 8日 至 2009年11月 9日	0.0
第89期	自 2009年11月10日 至 2009年12月 7日	0.6

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)>

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2002年6月28日 至 2002年8月7日	0.5
第2期	自 2002年8月8日 至 2002年9月9日	0.8
第3期	自 2002年9月10日 至 2002年10月7日	3.3
第4期	自 2002年10月8日 至 2002年11月7日	0.6
第5期	自 2002年11月8日 至 2002年12月9日	2.1
第6期	自 2002年12月10日 至 2003年1月7日	0.1
第7期	自 2003年1月8日 至 2003年2月7日	3.0
第8期	自 2003年2月8日 至 2003年3月7日	0.3
第9期	自 2003年3月8日 至 2003年4月7日	0.3
第10期	自 2003年4月8日 至 2003年5月7日	3.0
第11期	自 2003年5月8日 至 2003年6月9日	4.1
第12期	自 2003年6月10日 至 2003年7月7日	2.2
第13期	自 2003年7月8日 至 2003年8月7日	1.2
第14期	自 2003年8月8日 至 2003年9月8日	3.2
第15期	自 2003年9月9日 至 2003年10月7日	0.2
第16期	自 2003年10月8日 至 2003年11月7日	2.3
第17期	自 2003年11月8日 至 2003年12月8日	2.4
第18期	自 2003年12月9日 至 2004年1月7日	1.7
第19期	自 2004年1月8日 至 2004年2月9日	0.5
第20期	自 2004年2月10日 至 2004年3月8日	4.0
第21期	自 2004年3月9日 至 2004年4月7日	5.2
第22期	自 2004年4月8日 至 2004年5月7日	1.6
第23期	自 2004年5月8日 至 2004年6月7日	0.8
第24期	自 2004年6月8日 至 2004年7月7日	0.3
第25期	自 2004年7月8日 至 2004年8月9日	1.5
第26期	自 2004年8月10日 至 2004年9月7日	1.4
第27期	自 2004年9月8日 至 2004年10月7日	2.4
第28期	自 2004年10月8日 至 2004年11月8日	0.8
第29期	自 2004年11月9日 至 2004年12月7日	0.9

期	計算期間	収益率（％）
第30期	自 2004年12月8日 至 2005年1月7日	0.7
第31期	自 2005年1月8日 至 2005年2月7日	0.4
第32期	自 2005年2月8日 至 2005年3月7日	1.0
第33期	自 2005年3月8日 至 2005年4月7日	1.8
第34期	自 2005年4月8日 至 2005年5月9日	1.8
第35期	自 2005年5月10日 至 2005年6月7日	0.0
第36期	自 2005年6月8日 至 2005年7月7日	2.1
第37期	自 2005年7月8日 至 2005年8月8日	1.1
第38期	自 2005年8月9日 至 2005年9月7日	0.3
第39期	自 2005年9月8日 至 2005年10月7日	1.0
第40期	自 2005年10月8日 至 2005年11月7日	1.0
第41期	自 2005年11月8日 至 2005年12月7日	2.1
第42期	自 2005年12月8日 至 2006年1月10日	2.3
第43期	自 2006年1月11日 至 2006年2月7日	1.4
第44期	自 2006年2月8日 至 2006年3月7日	1.0
第45期	自 2006年3月8日 至 2006年4月7日	0.1
第46期	自 2006年4月8日 至 2006年5月8日	2.1
第47期	自 2006年5月9日 至 2006年6月7日	1.2
第48期	自 2006年6月8日 至 2006年7月7日	0.6
第49期	自 2006年7月8日 至 2006年8月7日	0.8
第50期	自 2006年8月8日 至 2006年9月7日	1.4
第51期	自 2006年9月8日 至 2006年10月10日	1.0
第52期	自 2006年10月11日 至 2006年11月7日	0.3
第53期	自 2006年11月8日 至 2006年12月7日	0.8
第54期	自 2006年12月8日 至 2007年1月9日	0.8
第55期	自 2007年1月10日 至 2007年2月7日	0.5
第56期	自 2007年2月8日 至 2007年3月7日	1.4
第57期	自 2007年3月8日 至 2007年4月9日	1.9
第58期	自 2007年4月10日 至 2007年5月7日	1.4
第59期	自 2007年5月8日 至 2007年6月7日	0.3

期	計算期間	収益率(%)
第60期	自 2007年6月8日 至 2007年7月9日	1.6
第61期	自 2007年7月10日 至 2007年8月7日	0.8
第62期	自 2007年8月8日 至 2007年9月7日	1.3
第63期	自 2007年9月8日 至 2007年10月9日	2.2
第64期	自 2007年10月10日 至 2007年11月7日	1.4
第65期	自 2007年11月8日 至 2007年12月7日	0.7
第66期	自 2007年12月8日 至 2008年1月7日	0.4
第67期	自 2008年1月8日 至 2008年2月7日	0.4
第68期	自 2008年2月8日 至 2008年3月7日	1.0
第69期	自 2008年3月8日 至 2008年4月7日	1.2
第70期	自 2008年4月8日 至 2008年5月7日	0.6
第71期	自 2008年5月8日 至 2008年6月9日	0.8
第72期	自 2008年6月10日 至 2008年7月7日	0.3
第73期	自 2008年7月8日 至 2008年8月7日	1.0
第74期	自 2008年8月8日 至 2008年9月8日	2.4
第75期	自 2008年9月9日 至 2008年10月7日	6.1
第76期	自 2008年10月8日 至 2008年11月7日	6.8
第77期	自 2008年11月8日 至 2008年12月8日	1.7
第78期	自 2008年12月9日 至 2009年1月7日	4.4
第79期	自 2009年1月8日 至 2009年2月9日	3.0
第80期	自 2009年2月10日 至 2009年3月9日	4.2
第81期	自 2009年3月10日 至 2009年4月7日	3.3
第82期	自 2009年4月8日 至 2009年5月7日	0.1
第83期	自 2009年5月8日 至 2009年6月8日	2.0
第84期	自 2009年6月9日 至 2009年7月7日	0.1
第85期	自 2009年7月8日 至 2009年8月7日	2.8
第86期	自 2009年8月8日 至 2009年9月7日	0.9
第87期	自 2009年9月8日 至 2009年10月7日	1.4
第88期	自 2009年10月8日 至 2009年11月9日	1.2
第89期	自 2009年11月10日 至 2009年12月7日	0.8

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

< AコースおよびBコース >

本ファンドの信託設定日は1998年6月26日であり、同日より運用を開始しました。

各マザーファンドの信託設定日は2001年6月1日であり、同日において、本ファンドのそれぞれから信託財産の現物移管を受け、同日より運用を開始しました。

< CコースおよびDコース >

本ファンドの信託設定日は2002年6月28日であり、同日より運用を開始しました。

各マザーファンドの信託設定日は2001年6月1日であり、同日より運用を開始しました。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとし、お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、ロンドンまたはニューヨークの休業日においてもこれを受けけるものとし、

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) AコースおよびBコースにおいては、収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくこととなります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取り扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。なお、CコースおよびDコースにおいては、一般コースのみになります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「世界債A」、「世界債B」、「世界債C」および「世界債D」）。

(4) お買付単位は以下のとおりです。

一般コース：1万口以上1万口単位

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

（注）ただし、販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。また、スイッチングによる本ファンドのお買付は1万口以上1万口単位（「自動けいぞく投資契約」を結ばれた場合には1万円以上1円単位）からお申込みいただけます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、所有する本ファンドの全額をもってスイッチングする場合は、1口単位からお申込みいただけます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等^{*}を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの単位によるものとし、

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

(5) お買付代金は、取得申込日から起算して5営業日目までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社

にお問い合わせください。

- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金のお申込みは、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金のお申込みをするとき、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

- (3) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。

- (4) ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

手取額は、解約価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。

* 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰入れられます。

詳しくは、「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

- (5) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「世界債A」、「世界債B」、「世界債C」および「世界債D」）。

- (6) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日あたり10億円を超える大口の一部解約請求は制限することがあります。また、別途、1顧客1日あたり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

- (8) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

- (9) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じて、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当りの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「世界債A」、「世界債B」、「世界債C」および「世界債D」）。

委託会社は、年2回（6月および12月の決算時）および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

< AコースおよびBコース >

本ファンドの信託期間は1998年6月26日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

< CコースおよびDコース >

本ファンドの信託期間は2002年6月28日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

< AコースおよびBコース >

本ファンドの計算期間は、毎年6月8日から12月7日および12月8日から翌年6月7日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は1998年6月26日から1998年12月7日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該日以降の営業日で該日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

< CコースおよびDコース >

本ファンドの計算期間は毎月8日から翌月7日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2002年6月28日から2002年8月7日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該日以降の営業日で該日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a . 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

< AコースおよびBコース >

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、AコースおよびBコースそれぞれについて、受益権の総口数が26億口を下回るようになった場合には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、当該コースに係る信託を終了させることができます。

< CコースおよびDコース >

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、CコースおよびDコースそれぞれについて、受益権の総口数が50億口を下回るようになった場合には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、当該コースに係る信託を終了させることができます。

< A B C D各コース共通 >

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。また、委託会社は、以上の事由による信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができます。あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMロンドン）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

d．反対者の買取請求権

上記 a．に規定する信託契約の解約または上記 b．に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a．または上記 b．の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- (a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- (b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- (c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- (d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- (a) 信託財産の保存に係る業務
 - (b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - (c) 委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - (d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g．混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本 g．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i．有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j．再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) Aコース及びBコースの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) Cコース及びDコースの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (4) Aコース及びBコースは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（2008年12月9日から2009年6月8日まで）及び第23期計算期間（2009年6月9日から2009年12月7日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。
- (5) Cコース及びDコースは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（2008年12月9日から2009年6月8日まで）及び当特定期間（2009年6月9日から2009年12月7日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 (2009年6月8日現在)	第23期 (2009年12月7日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,467,350,836	4,470,955,441
未収入金	9,944,733	12,083,164
流動資産合計	4,477,295,569	4,483,038,605
資産合計	4,477,295,569	4,483,038,605
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	29,254,064	27,698,614
未払解約金	9,944,733	12,083,164
未払受託者報酬	1,181,176	1,175,806
未払委託者報酬	23,623,529	23,516,074
その他未払費用	994,497	989,963
流動負債合計	64,997,999	65,463,621
負債合計	64,997,999	65,463,621
純資産の部		
元本等		
元本	4,875,677,388	4,616,435,684
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	463,379,818	198,860,700
(分配準備積立金)	726,003,521	720,237,964
元本等合計	4,412,297,570	4,417,574,984
純資産合計	4,412,297,570	4,417,574,984
負債純資産合計	4,477,295,569	4,483,038,605

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第22期 自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	第23期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日
営業収益		
有価証券売買等損益	129,643,600	303,455,347
営業収益合計	129,643,600	303,455,347
営業費用		
受託者報酬	1,181,176	1,175,806
委託者報酬	23,623,529	23,516,074
その他費用	994,497	989,963
営業費用合計	25,799,202	25,681,843
営業利益	103,844,398	277,773,504
経常利益	103,844,398	277,773,504
当期純利益	103,844,398	277,773,504
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	4,599,440	13,178,754
期首剰余金又は期首欠損金()	560,773,968	463,379,818
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,351,064	33,028,051
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,351,064	33,028,051
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,947,808	5,405,069
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,947,808	5,405,069
分配金	29,254,064	27,698,614
期末剰余金又は期末欠損金()	463,379,818	198,860,700

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第22期 自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	第23期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2008年12月7日が休業日のため、本計算期間期首は2008年12月9日としております。また、2009年6月7日が休業日のため、本計算期間末日は2009年6月8日としております。	計算期間の取扱い 2009年6月7日が休業日のため、本計算期間期首は2009年6月9日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第22期 (2009年6月8日現在)	第23期 (2009年12月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	5,109,410,294円	4,875,677,388円
期中追加設定元本額	90,851,707円	81,397,300円
期中一部解約元本額	324,584,613円	340,639,004円
2. 計算期間末日における受益権の総数	4,875,677,388口	4,616,435,684口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は463,379,818円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は198,860,700円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第22期 自 2008年12月9日 至 2009年6月8日		第23期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	
	分配金の計算過程			
費用控除後の配当等収益額		64,558,437円		71,399,002円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額		円		円
収益調整金額		299,893,211円		295,763,810円
分配準備積立金額		690,699,148円		676,537,576円
本ファンドの分配対象収益額		1,055,150,796円		1,043,700,388円
本ファンドの期末残存口数		4,875,677,388口		4,616,435,684口
1口当たり収益分配対象額		0.216411円		0.226083円
1口当たり分配金額		0.0060円		0.0060円
収益分配金金額		29,254,064円		27,698,614円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第22期(2009年6月8日現在)		第23期(2009年12月7日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	4,467,350,836	127,339,104	4,470,955,441	291,284,017
合計	4,467,350,836	127,339,104	4,470,955,441	291,284,017

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第22期 (2009年6月8日現在)	第23期 (2009年12月7日現在)
1口当たり純資産額	0.9050円	0.9569円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース(限定為替ヘッジ)マザーファンド	3,631,970,302	4,470,955,441	
合計			3,631,970,302	4,470,955,441	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第22期 (2009年6月8日現在)	第23期 (2009年12月7日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	7,370,343,226	6,998,961,518
未収入金	8,185,427	2,402,080
流動資産合計	7,378,528,653	7,001,363,598
資産合計	7,378,528,653	7,001,363,598
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	112,402,208	105,862,286
未払解約金	8,185,427	2,402,080
未払受託者報酬	1,857,950	1,858,288
未払委託者報酬	37,158,874	37,165,755
その他未払費用	1,768,705	1,769,030
流動負債合計	161,373,164	149,057,439
負債合計	161,373,164	149,057,439
純資産の部		
元本等		
元本	8,646,323,730	8,143,252,786
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,429,168,241	1,290,946,627
(分配準備積立金)	246,740,635	215,680,833
元本等合計	7,217,155,489	6,852,306,159
純資産合計	7,217,155,489	6,852,306,159
負債純資産合計	7,378,528,653	7,001,363,598

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第22期 自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	第23期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日
営業収益		
有価証券売買等損益	780,050,013	205,564,754
営業収益合計	780,050,013	205,564,754
営業費用		
受託者報酬	1,857,950	1,858,288
委託者報酬	37,158,874	37,165,755
その他費用	1,768,705	1,769,030
営業費用合計	40,785,529	40,793,073
営業利益	739,264,484	164,771,681
経常利益	739,264,484	164,771,681
当期純利益	739,264,484	164,771,681
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	17,885,231	6,139,989
期首剰余金又は期首欠損金()	2,125,453,981	1,429,168,241
剰余金増加額又は欠損金減少額	137,081,041	117,721,405
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	137,081,041	117,721,405
剰余金減少額又は欠損金増加額	49,772,346	32,269,197
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	49,772,346	32,269,197
分配金	112,402,208	105,862,286
期末剰余金又は期末欠損金()	1,429,168,241	1,290,946,627

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第22期 自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	第23期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2008年12月7日が休業日のため、本計算期間期首は2008年12月9日としております。また、2009年6月7日が休業日のため、本計算期間末日は2009年6月8日としております。	計算期間の取扱い 2009年6月7日が休業日のため、本計算期間期首は2009年6月9日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第22期 (2009年6月8日現在)	第23期 (2009年12月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	8,989,070,289円	8,646,323,730円
期中追加設定元本額	234,485,488円	202,099,883円
期中一部解約元本額	577,232,047円	705,170,827円
2. 計算期間末日における受益権の総数	8,646,323,730口	8,143,252,786口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,429,168,241円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,290,946,627円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第22期 自 2008年12月9日 至 2009年6月8日		第23期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	
	分配金の計算過程			
費用控除後の配当等収益額		119,288,189円		93,420,266円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額		円		円
収益調整金額		206,555,095円		200,511,686円
分配準備積立金額		239,854,654円		228,122,853円
本ファンドの分配対象収益額		565,697,938円		522,054,805円
本ファンドの期末残存口数		8,646,323,730口		8,143,252,786口
1口当たり収益分配対象額		0.065426円		0.064108円
1口当たり分配金額		0.0130円		0.0130円
収益分配金金額		112,402,208円		105,862,286円

（注） 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第22期（2009年6月8日現在）		第23期（2009年12月7日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	7,370,343,226	767,287,958	6,998,961,518	206,589,377
合計	7,370,343,226	767,287,958	6,998,961,518	206,589,377

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	第22期 (2009年6月8日現在)	第23期 (2009年12月7日現在)
1口当たり純資産額	0.8347円	0.8415円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース(為替ヘッジなし)マザーファンド	4,590,988,205	6,998,961,518	
合計			4,590,988,205	6,998,961,518	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (2009年6月8日現在)	当期 (2009年12月7日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	334,123,626	310,835,624
流動資産合計	334,123,626	310,835,624
資産合計	334,123,626	310,835,624
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	344,540	303,070
未払受託者報酬	15,501	12,600
未払委託者報酬	310,030	251,984
その他未払費用	14,746	11,987
流動負債合計	684,817	579,641
負債合計	684,817	579,641
純資産の部		
元本等		
元本	344,540,000	303,070,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	11,101,191	7,185,983
(分配準備積立金)	42,066,158	40,065,148
元本等合計	333,438,809	310,255,983
純資産合計	333,438,809	310,255,983
負債純資産合計	334,123,626	310,835,624

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	当期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日
営業収益		
有価証券売買等損益	10,003,934	21,968,143
営業収益合計	10,003,934	21,968,143
営業費用		
受託者報酬	89,282	84,667
委託者報酬	1,785,631	1,693,260
その他費用	84,942	80,542
営業費用合計	1,959,855	1,858,469
営業利益	8,044,079	20,109,674
経常利益	8,044,079	20,109,674
当期純利益	8,044,079	20,109,674
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	345,345	86,030
期首剰余金又は期首欠損金()	18,453,744	11,101,191
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,758,049	460,339
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,758,049	459,615
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	724
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	280,339
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	280,339
分配金	2,104,230	1,916,470
期末剰余金又は期末欠損金()	11,101,191	7,185,983

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	当期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 2008年12月7日が休業日のため、本特定期間期首は2008年12月9日としております。また、2009年6月7日が休業日のため、本特定期間末日は2009年6月8日としております。	特定期間の取扱い 2009年6月7日が休業日のため、本特定期間期首は2009年6月9日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2009年6月8日現在)	当期 (2009年12月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	381,680,000円	344,540,000円
期中追加設定元本額	円	40,000円
期中一部解約元本額	37,140,000円	41,510,000円
2. 特定期間末日における受益権の総数	344,540,000口	303,070,000口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,101,191円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期		区分	当期	
	自 2008年12月9日	至 2009年6月8日		自 2009年6月9日	至 2009年12月7日
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
2008年12月9日から 2009年1月7日までの計算期間			2009年6月9日から 2009年7月7日までの計算期間		
費用控除後の配当等収益額	1,015,385円		費用控除後の配当等収益額	996,567円	
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額		円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額		円
収益調整金額	21,844,722円		収益調整金額	20,464,522円	
分配準備積立金額	40,552,745円		分配準備積立金額	40,762,764円	
本ファンドの分配対象収益額	63,412,852円		本ファンドの分配対象収益額	62,223,853円	
本ファンドの期末残存口数	356,110,000口		本ファンドの期末残存口数	333,610,000口	
1口当たり収益分配対象額	0.178070円		1口当たり収益分配対象額	0.186516円	
1口当たり分配金額	0.0010円		1口当たり分配金額	0.0010円	
収益分配金金額	356,110円		収益分配金金額	333,610円	
2009年1月8日から 2009年2月9日までの計算期間			2009年7月8日から 2009年8月7日までの計算期間		
費用控除後の配当等収益額	654,287円		費用控除後の配当等収益額	943,756円	
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額		円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額		円
収益調整金額	21,801,783円		収益調整金額	20,234,490円	
分配準備積立金額	41,132,973円		分配準備積立金額	40,970,292円	
本ファンドの分配対象収益額	63,589,043円		本ファンドの分配対象収益額	62,148,538円	
本ファンドの期末残存口数	355,410,000口		本ファンドの期末残存口数	329,860,000口	
1口当たり収益分配対象額	0.178917円		1口当たり収益分配対象額	0.188408円	
1口当たり分配金額	0.0010円		1口当たり分配金額	0.0010円	
収益分配金金額	355,410円		収益分配金金額	329,860円	
2009年2月10日から 2009年3月9日までの計算期間			2009年8月8日から 2009年9月7日までの計算期間		
費用控除後の配当等収益額	838,175円		費用控除後の配当等収益額	872,461円	
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額		円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額		円
収益調整金額	21,475,427円		収益調整金額	19,651,725円	
分配準備積立金額	40,826,096円		分配準備積立金額	40,414,000円	
本ファンドの分配対象収益額	63,139,698円		本ファンドの分配対象収益額	60,938,186円	
本ファンドの期末残存口数	350,090,000口		本ファンドの期末残存口数	320,360,000口	
1口当たり収益分配対象額	0.180352円		1口当たり収益分配対象額	0.190217円	
1口当たり分配金額	0.0010円		1口当たり分配金額	0.0010円	
収益分配金金額	350,090円		収益分配金金額	320,360円	

区分	前期		区分	当期	
	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日			自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	
2009年3月10日から 2009年4月7日までの計算期間			2009年9月8日から 2009年10月7日までの計算期間		
費用控除後の配当等収益額	760,793円		費用控除後の配当等収益額	890,635円	
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円		費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円	
収益調整金額	21,417,151円		収益調整金額	19,604,210円	
分配準備積立金額	41,204,730円		分配準備積立金額	40,853,599円	
本ファンドの分配対象収益額	63,382,674円		本ファンドの分配対象収益額	61,348,444円	
本ファンドの期末残存口数	349,140,000口		本ファンドの期末残存口数	319,500,000口	
1口当たり収益分配対象額	0.181539円		1口当たり収益分配対象額	0.192013円	
1口当たり分配金額	0.0010円		1口当たり分配金額	0.0010円	
収益分配金金額	349,140円		収益分配金金額	319,500円	
2009年4月8日から 2009年5月7日までの計算期間			2009年10月8日から 2009年11月9日までの計算期間		
費用控除後の配当等収益額	985,513円		費用控除後の配当等収益額	570,473円	
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円		費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円	
収益調整金額	21,404,882円		収益調整金額	19,025,603円	
分配準備積立金額	41,593,068円		分配準備積立金額	40,230,184円	
本ファンドの分配対象収益額	63,983,463円		本ファンドの分配対象収益額	59,826,260円	
本ファンドの期末残存口数	348,940,000口		本ファンドの期末残存口数	310,070,000口	
1口当たり収益分配対象額	0.183365円		1口当たり収益分配対象額	0.192944円	
1口当たり分配金額	0.0010円		1口当たり分配金額	0.0010円	
収益分配金金額	348,940円		収益分配金金額	310,070円	
2009年5月8日から 2009年6月8日までの計算期間			2009年11月10日から 2009年12月7日までの計算期間		
費用控除後の配当等収益額	700,958円		費用控除後の配当等収益額	771,605円	
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円		費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円	
収益調整金額	21,134,983円		収益調整金額	18,596,096円	
分配準備積立金額	41,709,740円		分配準備積立金額	39,596,613円	
本ファンドの分配対象収益額	63,545,681円		本ファンドの分配対象収益額	58,964,314円	
本ファンドの期末残存口数	344,540,000口		本ファンドの期末残存口数	303,070,000口	
1口当たり収益分配対象額	0.184436円		1口当たり収益分配対象額	0.194556円	
1口当たり分配金額	0.0010円		1口当たり分配金額	0.0010円	
収益分配金金額	344,540円		収益分配金金額	303,070円	

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期（2009年6月8日現在）		当期（2009年12月7日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	334,123,626	638,803	310,835,624	2,045,302
合計	334,123,626	638,803	310,835,624	2,045,302

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	前期 （2009年6月8日現在）	当期 （2009年12月7日現在）
1口当たり純資産額	0.9678円	1.0237円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド	252,506,600	310,835,624	
合計			252,506,600	310,835,624	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2009年6月8日現在)	当期 (2009年12月7日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	951,630,754	867,317,427
未収入金	201,100	907,200
流動資産合計	951,831,854	868,224,627
資産合計	951,831,854	868,224,627
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,348,200	2,122,025
未払解約金	201,100	907,200
未払受託者報酬	43,184	34,639
未払委託者報酬	863,633	692,790
その他未払費用	39,281	31,513
流動負債合計	3,495,398	3,788,167
負債合計	3,495,398	3,788,167
純資産の部		
元本等		
元本	939,280,000	848,810,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,056,456	15,626,460
（分配準備積立金）	88,581,277	79,175,047
元本等合計	948,336,456	864,436,460
純資産合計	948,336,456	864,436,460
負債純資産合計	951,831,854	868,224,627

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	当期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日
営業収益		
有価証券売買等損益	105,073,470	26,301,503
営業収益合計	105,073,470	26,301,503
営業費用		
受託者報酬	247,632	237,802
委託者報酬	4,952,579	4,755,918
その他費用	225,281	216,337
営業費用合計	5,425,492	5,210,057
営業利益	99,647,978	21,091,446
経常利益	99,647,978	21,091,446
当期純利益	99,647,978	21,091,446
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,668,707	79,884
期首剰余金又は期首欠損金()	80,209,772	9,056,456
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,942,401	10,056
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,937,001	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,400	10,056
剰余金減少額又は欠損金増加額	82,694	1,134,189
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,133,899
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	82,694	290
分配金	14,572,750	13,317,425
期末剰余金又は期末欠損金()	9,056,456	15,626,460

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	当期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 2008年12月7日が休業日のため、本特定期間期首は2008年12月9日としております。また、2009年6月7日が休業日のため、本特定期間末日は2009年6月8日としております。	特定期間の取扱い 2009年6月7日が休業日のため、本特定期間期首は2009年6月9日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2009年6月8日現在)	当期 (2009年12月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,049,400,000円	939,280,000円
期中追加設定元本額	2,960,000円	830,000円
期中一部解約元本額	113,080,000円	91,300,000円
2. 特定期間末日における受益権の総数	939,280,000口	848,810,000口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	区分	当期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
2008年12月9日から 2009年1月7日までの計算期間		2009年6月9日から 2009年7月7日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	3,061,103円	費用控除後の配当等収益額	2,057,484円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円
収益調整金額	105,264,827円	収益調整金額	97,266,681円
分配準備積立金額	95,240,962円	分配準備積立金額	87,924,972円
本ファンドの分配対象収益額	203,566,892円	本ファンドの分配対象収益額	187,249,137円
本ファンドの期末残存口数	1,011,460,000口	本ファンドの期末残存口数	932,100,000口
1口当たり収益分配対象額	0.201260円	1口当たり収益分配対象額	0.200889円
1口当たり分配金額	0.0025円	1口当たり分配金額	0.0025円
収益分配金金額	2,528,650円	収益分配金金額	2,330,250円
2009年1月8日から 2009年2月9日までの計算期間		2009年7月8日から 2009年8月7日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	1,782,092円	費用控除後の配当等収益額	2,629,087円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円
収益調整金額	103,811,293円	収益調整金額	95,543,279円
分配準備積立金額	94,359,377円	分配準備積立金額	86,110,048円
本ファンドの分配対象収益額	199,952,762円	本ファンドの分配対象収益額	184,282,414円
本ファンドの期末残存口数	996,810,000口	本ファンドの期末残存口数	915,400,000口
1口当たり収益分配対象額	0.200592円	1口当たり収益分配対象額	0.201313円
1口当たり分配金額	0.0025円	1口当たり分配金額	0.0025円
収益分配金金額	2,492,025円	収益分配金金額	2,288,500円
2009年2月10日から 2009年3月9日までの計算期間		2009年8月8日から 2009年9月7日までの計算期間	
費用控除後の配当等収益額	2,498,771円	費用控除後の配当等収益額	1,714,797円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円
収益調整金額	101,546,218円	収益調整金額	93,736,646円
分配準備積立金額	91,660,356円	分配準備積立金額	84,849,780円
本ファンドの分配対象収益額	195,705,345円	本ファンドの分配対象収益額	180,301,223円
本ファンドの期末残存口数	975,060,000口	本ファンドの期末残存口数	898,000,000口
1口当たり収益分配対象額	0.200711円	1口当たり収益分配対象額	0.200780円
1口当たり分配金額	0.0025円	1口当たり分配金額	0.0025円
収益分配金金額	2,437,650円	収益分配金金額	2,245,000円

区分	前期		区分	当期	
	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日			自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	
2009年3月10日から 2009年4月7日までの計算期間			2009年9月8日から 2009年10月7日までの計算期間		
費用控除後の配当等収益額	3,002,064円		費用控除後の配当等収益額	1,658,344円	
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円		費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円	
収益調整金額	99,807,005円		収益調整金額	91,302,173円	
分配準備積立金額	90,190,738円		分配準備積立金額	82,171,361円	
本ファンドの分配対象収益額	192,999,807円		本ファンドの分配対象収益額	175,131,878円	
本ファンドの期末残存口数	958,360,000口		本ファンドの期末残存口数	874,530,000口	
1口当たり収益分配対象額	0.201385円		1口当たり収益分配対象額	0.200258円	
1口当たり分配金額	0.0025円		1口当たり分配金額	0.0025円	
収益分配金金額	2,395,900円		収益分配金金額	2,186,325円	
2009年4月8日から 2009年5月7日までの計算期間			2009年10月8日から 2009年11月9日までの計算期間		
費用控除後の配当等収益額	1,882,713円		費用控除後の配当等収益額	2,114,197円	
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円		費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円	
収益調整金額	98,838,317円		収益調整金額	89,605,057円	
分配準備積立金額	89,763,548円		分配準備積立金額	80,139,341円	
本ファンドの分配対象収益額	190,484,578円		本ファンドの分配対象収益額	171,858,595円	
本ファンドの期末残存口数	948,130,000口		本ファンドの期末残存口数	858,130,000口	
1口当たり収益分配対象額	0.200905円		1口当たり収益分配対象額	0.200271円	
1口当たり分配金額	0.0025円		1口当たり分配金額	0.0025円	
収益分配金金額	2,370,325円		収益分配金金額	2,145,325円	
2009年5月8日から 2009年6月8日までの計算期間			2009年11月10日から 2009年12月7日までの計算期間		
費用控除後の配当等収益額	2,554,363円		費用控除後の配当等収益額	2,050,750円	
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円		費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	円	
収益調整金額	98,012,762円		収益調整金額	88,651,909円	
分配準備積立金額	88,375,114円		分配準備積立金額	79,246,322円	
本ファンドの分配対象収益額	188,942,239円		本ファンドの分配対象収益額	169,948,981円	
本ファンドの期末残存口数	939,280,000口		本ファンドの期末残存口数	848,810,000口	
1口当たり収益分配対象額	0.201156円		1口当たり収益分配対象額	0.200220円	
1口当たり分配金額	0.0025円		1口当たり分配金額	0.0025円	
収益分配金金額	2,348,200円		収益分配金金額	2,122,025円	

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期（2009年6月8日現在）		当期（2009年12月7日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	951,630,754	19,209,937	867,317,427	7,282,461
合計	951,630,754	19,209,937	867,317,427	7,282,461

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 （2009年6月8日現在）	当期 （2009年12月7日現在）
1口当たり純資産額	1.0096円	1.0184円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）マザーファンド	568,919,270	867,317,427	
合計			568,919,270	867,317,427	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

Aコース及びCコースは、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2009年6月8日現在)	(2009年12月7日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		4,375,919	3,974,625
コール・ローン		151,236,640	297,856,370
国債証券		14,740,706,224	15,925,341,491
地方債証券		143,680,834	143,289,903
特殊債券		5,154,270,695	2,447,656,293
社債券		8,393,356,902	8,649,630,935
派生商品評価勘定		879,958,110	311,725,911
未収入金		201,785,850	240,795
未収利息		300,155,048	325,184,559
前払費用		53,159,048	17,160,517
差入委託証拠金		80,241,281	94,831,686
流動資産合計		30,102,926,551	28,216,893,085
資産合計		30,102,926,551	28,216,893,085
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,558,631,394	640,051,987
未払金		130,710,700	
未払解約金		28,653,702	15,736,109
流動負債合計		1,717,995,796	655,788,096
負債合計		1,717,995,796	655,788,096
純資産の部			
元本等			
元本		24,666,701,904	22,388,526,519
剰余金			
期末剰余金		3,718,228,851	5,172,578,470
剰余金合計		3,718,228,851	5,172,578,470
元本等合計		28,384,930,755	27,561,104,989
純資産合計		28,384,930,755	27,561,104,989
負債・純資産合計		30,102,926,551	28,216,893,085

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2009年6月8日現在)	(2009年12月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	30,354,189,930円	24,666,701,904円
期中追加設定元本額	1,687,702,620円	2,082,525,364円
期中一部解約元本額	7,375,190,646円	4,360,700,749円
期末元本額	24,666,701,904円	22,388,526,519円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)	1,679,850,718円	1,840,112,186円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ(野村SMA向け)	2,214,853,968円	2,233,355,751円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)	290,365,540円	252,506,600円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース(限定為替ヘッジ)	3,882,289,768円	3,631,970,302円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA (限定為替ヘッジ)VA(適格機関投資家専用)	7,566,657,354円	7,656,353,954円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF (適格機関投資家専用)	1,060,303,151円	746,188,321円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンFVA (適格機関投資家専用)	7,972,381,405円	6,028,039,405円
2. 計算期間末日における受益権の総数	24,666,701,904口	22,388,526,519口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2009年6月8日現在)		(2009年12月7日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	14,740,706,224	278,541,135	15,925,341,491	471,841,267
地方債証券	143,680,834	10,115,581	143,289,903	11,935,810
特殊債券	5,154,270,695	40,393,866	2,447,656,293	40,162,494
社債券	8,393,356,902	188,758,981	8,649,630,935	588,804,217
合計	28,432,014,655	140,291,601	27,165,918,622	1,112,743,788

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日
<p>1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび、取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

区分	種類	(2009年6月8日現在)				(2009年12月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	7,553,884,712		7,473,994,868	79,889,844	5,529,950,730		5,507,437,653	22,513,077
	売建	8,229,928,370		8,089,630,865	140,297,505	6,042,842,360		6,035,207,775	7,634,585
	合計	15,783,813,082		15,563,625,733	60,407,661	11,572,793,090		11,542,645,428	14,878,492

(2) 通貨関連

区分	種類	(2009年6月8日現在)				(2009年12月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	7,336,440,092		7,446,286,318	109,846,226	3,353,467,990		3,307,867,041	45,600,949
	カナダドル	885,853,134		924,729,165	38,876,031	758,128,890		763,871,344	5,742,454
	ユーロ	2,423,483,571		2,550,521,248	127,037,677	5,130,361,941		5,147,156,380	16,794,439
	英ポンド	1,379,153,892		1,484,973,533	105,819,641	1,164,231,235		1,161,798,681	2,432,554
	スイスフラン	533,986,277		557,929,732	23,943,455	534,006,373		545,357,560	11,351,187
	スウェーデン クローナ	676,682,102		691,369,176	14,687,074	552,893,793		543,324,672	9,569,121
	ノルウェー クローネ	488,206,591		502,362,958	14,156,367	747,734,862		759,944,309	12,209,447
	オーストラリア ドル	1,637,105,542		1,811,599,720	174,494,178	1,146,404,438		1,179,696,465	33,292,027
	ニュージーラ ンドドル	1,194,203,169		1,297,187,564	102,984,395	1,246,564,514		1,258,066,757	11,502,243
	売建								
	米ドル	16,832,551,005		17,175,667,479	343,116,474	13,317,290,052		13,349,426,367	32,136,315
	カナダドル	1,091,289,660		1,187,706,566	96,416,906	614,651,393		628,764,327	14,112,934
	ユーロ	11,442,003,233		11,991,950,424	549,947,191	13,901,362,529		14,109,091,590	207,729,061
	英ポンド	3,963,440,226		4,132,582,050	169,141,824	3,117,357,823		3,149,537,236	32,179,413
	スイスフラン	728,448,481		767,333,053	38,884,572	431,815,839		437,085,981	5,270,142
	スウェーデン クローナ	938,026,860		965,804,311	27,777,451	711,031,705		710,069,510	962,195
	ノルウェー クローネ	284,702,238		288,868,023	4,165,785	497,819,648		517,008,103	19,188,455
	デンマーク クローネ	220,366,454		229,953,018	9,586,564	223,727,976		224,225,980	498,004
オーストラリア ドル	1,386,495,130		1,495,961,166	109,466,036	901,232,769		920,105,799	18,873,030	
ニュージーラ ンドドル	953,127,222		1,050,199,582	97,072,360	845,026,658		862,738,256	17,711,598	
合計		54,395,564,879		56,552,985,086	733,730,119	49,195,110,428		49,575,136,358	313,447,584

(3) 金利関連

区分	種類	(2009年6月8日現在)				(2009年12月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	4,649,705,560		4,644,354,734	5,350,826				
	合計	4,649,705,560		4,644,354,734	5,350,826				

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日			自 2009年6月9日 至 2009年12月7日		
	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等）	有価証券等 売買手数料	為替 円		有価証券等 売買手数料	為替 円	

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（1口当たり情報）

項目	（2009年6月8日現在）	（2009年12月7日現在）
1口当たり純資産額	1.1507円	1.2310円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第66回 利付国債(5年)	500,000,000	512,075,000	
		第67回 利付国債(5年)	565,000,000	581,763,550	
		第74回 利付国債(5年)	203,000,000	207,884,180	
		第84回 利付国債(5年)	1,679,000,000	1,696,478,390	
		第240回 利付国債(10年)	650,000,000	667,712,500	
		第298回 利付国債(10年)	300,000,000	303,927,000	
		第27回 利付国債(30年)	100,000,000	106,457,000	
		第67回 利付国債(20年)	790,000,000	806,289,800	
		第68回 利付国債(20年)	130,000,000	137,623,200	
		第71回 利付国債(20年)	205,000,000	216,687,050	
		第84回 利付国債(20年)	175,000,000	178,024,000	
		第96回 利付国債(20年)	490,000,000	499,922,500	
		第110回 利付国債(20年)	160,000,000	161,328,000	
		第6回 利付国債(物価連動・10年)	45,000,000	42,720,277	
		第8回 利付国債(物価連動・10年)	452,000,000	429,048,570	
		第11回 利付国債(物価連動・10年)	380,000,000	360,980,620	
			特殊債券	第18回 高速道路機構債券	210,000,000
小計				7,131,519,537	
米ドル	国債証券	TSY INFL IX N/B 1.625%	1,500,000.00	1,777,335.15	
		US TREASURY N/B 1%	2,350,000.00	2,359,165.16	
		US TREASURY N/B 1.375%	594,000.00	595,912.67	
		US TREASURY N/B 1.75%	2,069,000.00	2,100,055.66	
		US TREASURY N/B 2.25%	2,235,000.00	2,256,634.84	
		US TREASURY N/B 3.75%	2,500,000.00	2,567,049.80	
		US TREASURY N/B 5.5%	1,710,000.00	1,972,348.11	
	地方債証券	QUEBEC PROVINCE 5.125%	1,450,000.00	1,589,460.94	
	特殊債券	CAISSE AMORT DET 2.875%	1,740,000.00	1,753,572.00	
		EKSPORTFINANS 3%	750,000.00	749,782.50	
		EUROPEAN INVT BK 1.75%	3,225,000.00	3,238,254.58	
		EUROPEAN INVT BK 2.375%	2,390,000.00	2,386,391.07	
		KFW 4.875%	1,500,000.00	1,621,215.00	
		KOMMUNALBANKEN 2.875%	1,450,000.00	1,458,555.00	
		NRW. BANK 4.75%	1,700,000.00	1,758,650.00	
		SFEF 2.875%	1,770,000.00	1,788,054.00	
		SFEF 3.375%	1,525,000.00	1,581,089.50	
		SWEDISH EXPORT C 5.125%	650,000.00	702,429.01	
		US CENTRAL FEDER 1.9%	770,000.00	775,243.63	
		WEST CORP FED CR 1.75%	850,000.00	851,682.98	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	社債券	ACHMEA HYPOTHEEK 3.2%	1,900,000.00	1,925,650.00	
		AHM 2004-3 1A	20,281.28	16,738.76	
		AHMA 2007-1 A1	3,873,335.15	1,663,044.33	
		ARCH CAPITAL GRP 7.35%	340,000.00	320,586.08	
		AT&T BROADBAND 9.455%	320,000.00	415,988.86	
		AT&T INC 6.7%	950,000.00	1,081,754.15	
		BK NED GEMEENTEN 2%	1,250,000.00	1,259,000.00	
		BP CAPITAL PLC 5.25%	1,750,000.00	1,930,145.50	
		CITM 2007-1 2A1	692,707.11	622,674.97	
		CITM 2007-1 2A2	400,000.00	173,256.84	
		CITM 2007-1 2A3	800,000.00	304,817.52	
		COCA-COLA CO 3.625%	900,000.00	936,660.82	
		COMMONWEALTH BAN 3.75%	600,000.00	609,619.20	
		CONOCOPHILLIPS 5.75%	1,300,000.00	1,412,177.66	
		COX COMMUN INC 4.625%	1,270,000.00	1,274,220.21	
		CWALT 2005-46CB A8	1,490,039.82	1,314,207.37	
		CWALT 2005-82 A1	2,920,437.66	1,457,734.12	
		CWALT 2006-0A1 2A1	1,453,208.94	681,202.44	
		CWALT 2007-15CB A5	2,287,766.76	1,514,955.71	
		CWALT 2007-0A11 A1A	2,803,128.40	1,164,310.21	
		ELI LILLY & CO 3.55%	800,000.00	837,152.58	
		ENDURANCE SPECIA 7%	350,000.00	314,072.15	
		ENEL FINANCE INT 6.25%	400,000.00	440,110.80	
		EUROHYPO SA LUX 4.25%	2,450,000.00	2,478,910.00	
		EUROHYPO SA LUX 4.625%	3,100,000.00	3,166,960.00	
		HFCHC 2007-3 APT	2,076,447.89	1,754,354.27	
		ING BANK NV 3.9%	1,725,000.00	1,808,828.10	
		LXS 2007-7N 1A2	2,616,355.63	951,537.14	
		MACQUARIE BK LTD 4.1%	1,500,000.00	1,590,226.50	
		MORGAN STANLEY 6%	750,000.00	808,882.71	
		MSM 2007-15AR 2A1	1,630,413.60	1,120,308.05	
		NIBC BANK NV 2.8%	1,500,000.00	1,491,783.00	
		NOVARTIS CAPITAL 4.125%	700,000.00	742,036.31	
		OEST BUNDESBahn 4.75%	630,000.00	682,290.00	
		RALI 2005-QS13 2A3	1,047,331.15	812,069.25	
		ROYAL BK SCOTLND 4.875%	1,000,000.00	1,017,904.00	
		SARM 2007-10 1A1	2,168,320.75	1,199,223.18	
		SCHIG 4.625%	570,000.00	614,973.00	
		SCHLUMBERGER NOR 3%	1,400,000.00	1,434,720.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		SEMT 2004-10 A3A	303,998.30	239,952.45	
		SWEDBANK AB 2.9%	1,350,000.00	1,389,498.30	
		TELECOM IT CAP 4.875%	147,000.00	150,841.69	
		UNILEVER CAPITAL 3.65%	750,000.00	779,596.77	
		WESTPAC BANKING 2.9%	1,550,000.00	1,559,014.80	
		WFALT 2007-PA6 A1	2,949,817.68	1,917,474.11	
		WMALT 2006-AR5 4A	4,178,106.01	1,593,553.44	
		WMALT 2007-OA2 2A	1,527,243.72	547,278.92	
		WMALT 2007-OA3 2A	2,460,563.58	878,866.56	
				86,284,044.43	
				(7,778,506,604)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 4.5%	10,000.00	10,953.40	
		CANADA-GOV'T 8%	1,850,000.00	2,776,609.50	
				2,787,562.90	
小計			(238,085,747)		
ユーロ	国債証券	BELGIUM KINGDOM 4%	1,900,000.00	1,974,290.00	
		BELGIUM KINGDOM 8%	1,300,000.00	1,628,770.00	
		BTPS 4.25%	4,070,000.00	4,278,620.03	
		BTPS 4.5%	3,140,000.00	3,355,361.88	
		BTPS 5%	4,600,000.00	4,894,386.20	
		BTPS 6%	1,880,000.00	2,188,320.00	
		DEUTSCHLAND REP 3.5%	200,000.00	205,065.60	
		DEUTSCHLAND REP 4%	600,000.00	643,760.40	
		DEUTSCHLAND REP 4.25%	4,260,000.00	4,511,498.86	
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	2,850,000.00	3,261,540.00	
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	1,750,000.00	2,254,222.95	
		FINNISH GOV'T 3.125%	3,680,000.00	3,781,936.00	
		FINNISH GOV'T 4.375%	1,890,000.00	2,042,139.33	
		FRANCE O.A.T. 3%	3,650,000.00	3,692,340.00	
		FRANCE O.A.T. 5.5%	3,150,000.00	3,723,615.00	
		FRANCE O.A.T. 6%	1,100,000.00	1,360,700.00	
		NETHERLANDS GOVT 3.25%	1,720,000.00	1,767,513.28	
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	1,010,000.00	1,099,194.11	
	NETHERLANDS GOVT 7.5%	450,000.00	618,750.00		
	SPANISH GOV'T 5.75%	180,000.00	210,961.98		
	特殊債券	BK NED GEMEENTE 2.875%	1,050,000.00	1,050,420.00	
EURO COMMUNITY 3.125%		700,000.00	710,125.73		
SWEDBANK AB 3.375%		537,000.00	549,351.00		

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	社債券	ANGLO IRISH BANK (FLOAT)	910,000.00	462,280.00	
		ASTRAZENECA PLC 5.625%	1,300,000.00	1,304,160.00	
		AUST & NZ BANK 3.375%	150,000.00	153,090.00	
		AUST & NZ BANK 5.25%	350,000.00	376,425.00	
		BANCO SANTANDER 3.25%	400,000.00	398,624.00	
		BANK OF AMER CRP 7%	950,000.00	1,056,048.50	
		BHP BILLITON FIN 6.375%	1,050,000.00	1,201,032.00	
		CARREFOUR 5.375%	300,000.00	328,365.00	
		CITI CORP 5.5% EMTN	1,227,100.51	1,205,871.67	
		COM BK AUSTRALIA 5.5%	550,000.00	579,034.50	
		COMMERZBANK AG 5%	900,000.00	958,302.00	
		CREDIT SUISSE LD 6.125%	800,000.00	889,496.00	
		DAIMLER NA CORP 5.75%	500,000.00	510,350.00	
		E.ON INTL FIN BV 5.5%	1,550,000.00	1,715,695.00	
		IBM CORP 6.625%	550,000.00	626,279.50	
		JOHN DEERE BANK 6%	800,000.00	845,200.00	
		JPMORGAN CHASE 5.25%	650,000.00	696,475.00	
		LEASEPLAN CORP 3.25%	1,200,000.00	1,223,388.00	
		MORGAN STANLEY 6.5%	350,000.00	366,229.50	
		RESONA BANK Var	900,000.00	894,330.00	
		SHELL INTL FIN 4.5%	600,000.00	638,076.00	
		SIEMENS FINAN 5.25%	650,000.00	692,003.00	
		ST GEORGE BANK 6.5%	400,000.00	444,500.00	
		STATOILHYDRO ASA 4.375%	750,000.00	794,827.50	
		UBI BANCA SPCA 4.939%	784,000.00	826,492.80	
		UBS AG LONDON 3.875%	700,000.00	692,580.00	
		UNICREDIT SPA 4.25%	900,000.00	935,928.00	
	VATTENFALL TREAS 6.75%	500,000.00	599,020.00		
	WACHOVIA BANK NA 6%	500,000.00	535,655.00		
	WM COVERED BOND 4%	1,250,000.00	1,219,750.00		
小計				72,972,390.32	
				(9,793,624,504)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 2.25%	110,000.00	108,975.90	
		UK TREASURY 2.75%	40,000.00	39,815.60	
		UK TREASURY 4%	230,000.00	229,192.70	
		UK TREASURY 4.5%	2,430,000.00	2,542,004.70	
		UK TREASURY 4.75%	1,500,000.00	1,600,935.00	
		UK TREASURY 5.25%	780,000.00	849,334.20	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計	特殊債券	KFW 5.25%	540,000.00	579,150.00	
		KFW 5.375%	900,000.00	983,970.00	
	社債券	EKSPORTFINANS 6%	1,930,000.00	1,994,076.00	
		GE CAPITAL UK 8%	1,200,000.00	1,501,920.00	
		PERMM 2009-1 A2	300,000.00	304,200.00	
		SMI 2009-1 A2	750,000.00	752,250.00	
			11,485,824.10		
			(1,707,712,326)		
スウェーデン クローナ 小計	国債証券	SWEDISH GOVT 6.75%	10,000,000.00	11,743,980.00	
				11,743,980.00	
				(151,967,101)	
デンマーク クローネ 小計	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 4%	12,000,000.00	12,494,400.00	
				12,494,400.00	
				(225,274,032)	
オーストラ リアドル 小計	社債券	ING BANK (AUS) 5.75%	1,000,000.00	988,530.00	
		NATL AUSTRALIABK 5.75%	700,000.00	697,865.00	
				1,686,395.00	
				(139,228,771)	
合計				27,165,918,622	
				(20,034,399,085)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 7銘柄	15.8%	38.8%
	地方債証券 1銘柄	1.8%	
	特殊債券 12銘柄	21.6%	
	社債券 48銘柄	60.8%	
カナダドル	国債証券 2銘柄	100.0%	1.2%
ユーロ	国債証券 20銘柄	65.0%	48.9%
	特殊債券 3銘柄	3.2%	
	社債券 30銘柄	31.8%	
英ポンド	国債証券 6銘柄	46.8%	8.5%
	特殊債券 2銘柄	13.6%	
	社債券 4銘柄	39.6%	
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.8%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	1.1%
オーストラリアドル	社債券 2銘柄	100.0%	0.7%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

[次へ](#)

Bコース及びDコースは、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2009年6月8日現在)	(2009年12月7日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		2,561,299	1,679,843
コール・ローン		1,647,360,099	2,061,080,601
国債証券		50,538,978,299	67,030,043,157
地方債証券		322,043,249	321,167,026
特殊債券		19,117,602,947	7,143,586,638
社債券		25,259,143,757	24,222,722,318
派生商品評価勘定		2,717,469,063	1,146,408,814
未収入金			360,326
未収利息		956,743,320	1,028,454,496
前払費用		156,409,741	170,115,191
差入委託証拠金		600,035,180	393,126,673
流動資産合計		101,318,346,954	103,518,745,083
資産合計		101,318,346,954	103,518,745,083
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,517,242,750	1,281,150,530
未払金		1,473,512,371	
未払解約金		15,194,171	5,460,531
流動負債合計		4,005,949,292	1,286,611,061
負債合計		4,005,949,292	1,286,611,061
純資産の部			
元本等			
元本		65,700,520,987	67,060,994,653
剰余金			
期末剰余金		31,611,876,675	35,171,139,369
剰余金合計		31,611,876,675	35,171,139,369
元本等合計		97,312,397,662	102,232,134,022
純資産合計		97,312,397,662	102,232,134,022
負債・純資産合計		101,318,346,954	103,518,745,083

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2009年6月8日現在)	(2009年12月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	71,723,384,001円	65,700,520,987円
期中追加設定元本額	1,826,375,630円	3,781,186,877円
期中一部解約元本額	7,849,238,644円	2,420,713,211円
期末元本額	65,700,520,987円	67,060,994,653円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)	2,610,716,186円	2,778,355,317円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし(野村SMA向け)	4,608,430,267円	4,418,539,678円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)	642,472,829円	568,919,270円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース(為替ヘッジなし)	4,975,927,104円	4,590,988,205円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB (為替ヘッジなし)VA(適格機関投資家専用)	52,862,974,601円	54,704,192,183円
2. 計算期間末日における受益権の総数	65,700,520,987口	67,060,994,653口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2009年6月8日現在)		(2009年12月7日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	50,538,978,299	1,167,497,205	67,030,043,157	1,698,993,201
地方債証券	322,043,249	22,672,855	321,167,026	26,752,677
特殊債券	19,117,602,947	254,545,298	7,143,586,638	164,463,737
社債券	25,259,143,757	609,044,815	24,222,722,318	1,611,221,046
合計	95,237,768,252	835,670,543	98,717,519,139	3,501,430,661

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日
<p>1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび、取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

区分	種類	(2009年6月8日現在)				(2009年12月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	25,315,876,266		25,068,149,344	247,726,922	14,531,414,574		14,462,922,877	68,491,697
	売建	29,290,725,439		28,814,585,699	476,139,740	22,957,779,593		22,921,788,774	35,990,819
	合計	54,606,601,705		53,882,735,043	228,412,818	37,489,194,167		37,384,711,651	32,500,878

(2) 通貨関連

区分	種類	(2009年6月8日現在)				(2009年12月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	20,496,573,364		20,780,120,470	283,547,106	11,901,493,141		11,758,364,956	143,128,185
	カナダドル	3,116,953,821		3,273,623,192	156,669,371	3,721,902,281		3,789,091,322	67,189,041
	ユーロ	7,743,858,421		8,143,852,399	399,993,978	18,542,035,517		18,604,999,781	62,964,264
	英ポンド	4,296,893,315		4,620,767,894	323,874,579	4,146,706,282		4,145,458,966	1,247,316
	スイスフラン	1,644,537,587		1,716,053,022	71,515,435	1,825,144,129		1,862,680,779	37,536,650
	スウェーデン クローナ	2,144,266,979		2,188,368,013	44,101,034	1,998,731,032		1,968,981,753	29,749,279
	ノルウェー クローネ	1,539,628,816		1,584,175,215	44,546,399	2,646,975,151		2,689,607,903	42,632,752
	デンマーク クローネ	189,850,200		198,109,220	8,259,020				
	オーストラリア ドル	5,056,953,362		5,573,239,895	516,286,533	4,122,065,195		4,237,525,449	115,460,254
	ニュージーラ ンドドル	3,716,012,561		4,024,976,735	308,964,174	4,249,980,524		4,280,715,756	30,735,232
	売建								
	米ドル	26,330,479,632		26,767,560,661	437,081,029	21,976,001,619		21,825,555,338	150,446,281
	カナダドル	2,049,955,117		2,249,595,853	199,640,736	1,348,850,191		1,361,924,796	13,074,605
	ユーロ	9,117,387,990		9,497,485,356	380,097,366	18,494,320,928		18,672,822,764	178,501,836
	英ポンド	6,967,633,895		7,309,756,031	342,122,136	5,181,015,228		5,223,353,116	42,337,888
	スイスフラン	2,277,143,008		2,395,668,281	118,525,273	1,452,473,732		1,470,274,020	17,800,288
	スウェーデン クローナ	2,478,858,380		2,559,292,369	80,433,989	1,980,280,223		1,968,981,752	11,298,471
	ノルウェー クローネ	927,385,550		939,850,799	12,465,249	1,736,230,246		1,803,147,902	66,917,656
	デンマーク クローネ					357,204,922		358,000,036	795,114
	オーストラリア ドル	3,758,798,418		4,072,726,242	313,927,824	2,728,445,402		2,785,769,264	57,323,862
	ニュージーラ ンドドル	2,907,767,310		3,191,193,482	283,426,172	2,820,146,402		2,889,774,156	69,627,754
	合計	106,760,937,726		111,086,415,129	9,962,145	111,230,002,145		111,697,029,809	102,240,838

(3) 金利関連

区分	種類	(2009年6月8日現在)				(2009年12月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	15,823,620,054		15,805,395,694	18,224,360				
	合計	15,823,620,054		15,805,395,694	18,224,360				

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日			自 2009年6月9日 至 2009年12月7日		
	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等）	有価証券等 売買手数料	為替 円		有価証券等 売買手数料	為替 円	

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（1口当たり情報）

区分	（2009年6月8日現在）	（2009年12月7日現在）
1口当たり純資産額	1.4812円	1.5245円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
日本円	国債証券	第64回 利付国債(5年)	1,600,000,000	1,651,648,000		
		第74回 利付国債(5年)	1,750,000,000	1,792,105,000		
		第84回 利付国債(5年)	5,553,000,000	5,610,806,730		
		第231回 利付国債(10年)	1,592,000,000	1,619,493,840		
		第282回 利付国債(10年)	1,457,000,000	1,544,784,250		
		第284回 利付国債(10年)	488,000,000	517,221,440		
		第290回 利付国債(10年)	2,600,000,000	2,678,442,000		
		第296回 利付国債(10年)	823,000,000	850,027,320		
		第16回 利付国債(30年)	575,000,000	612,484,250		
		第42回 利付国債(20年)	150,000,000	168,367,500		
		第67回 利付国債(20年)	1,240,000,000	1,265,568,800		
		第71回 利付国債(20年)	440,000,000	465,084,400		
		第84回 利付国債(20年)	300,000,000	305,184,000		
		第92回 利付国債(20年)	1,400,000,000	1,432,326,000		
		第96回 利付国債(20年)	709,000,000	723,357,250		
		第110回 利付国債(20年)	600,000,000	604,980,000		
		第6回 利付国債(物価連動・10年)	98,000,000	93,035,271		
		第8回 利付国債(物価連動・10年)	1,222,000,000	1,159,949,895		
		第11回 利付国債(物価連動・10年)	1,198,000,000	1,138,038,902		
		特殊債券	第18回 高速道路機構債券	500,000,000	529,995,000	
小計				24,762,899,848		
米ドル	国債証券	TSY INFL IX N/B 1.625%	5,000,000.00	5,924,450.50		
		US TREASURY N/B 0.875%	13,815,000.00	13,874,127.37		
		US TREASURY N/B 1%	5,200,000.00	5,220,280.36		
		US TREASURY N/B 1.125%	7,822,000.00	7,882,307.30		
		US TREASURY N/B 1.375%	32,396,000.00	32,564,203.14		
		US TREASURY N/B 2.25%	17,545,000.00	17,714,835.95		
		US TREASURY N/B 2.375%	9,810,000.00	9,915,948.17		
		US TREASURY N/B 3.125%	1,500,000.00	1,578,434.94		
		US TREASURY N/B 5.5%	5,230,000.00	6,032,386.33		
		US TREASURY N/B 6.625%	8,900,000.00	11,487,586.44		
		US TREASURY N/B 8.125%	2,475,000.00	3,416,489.82		
		地方債証券	QUEBEC PROVINCE 5.125%	3,250,000.00	3,562,584.87	
		特殊債券	CAISSE AMORT DET 2.875%	6,110,000.00	6,157,658.00	
			EKSPORTFINANS 3%	2,750,000.00	2,749,202.52	
			EUROPEAN INVT BK 2.375%	1,457,000.00	1,454,799.91	
			INTERAMER DEV BK 7%	5,010,000.00	6,103,182.00	
	KFW 4.875%		5,150,000.00	5,566,171.50		

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		KOMMUNALBANKEN 2.875%	5,410,000.00	5,441,919.00	
		NRW. BANK 4.75%	3,200,000.00	3,310,400.00	
		SFEF 2.875%	6,060,000.00	6,121,812.00	
		SFEF 3.375%	5,150,000.00	5,339,417.00	
		SWEDISH EXPORT C 5.125%	2,350,000.00	2,539,551.04	
		US CENTRAL FEDER 1.9%	2,840,000.00	2,859,340.17	
		WEST CORP FED CR 1.75%	3,050,000.00	3,056,038.93	
	社債券	ACHMEA HYPOTHEEK 3.2%	7,200,000.00	7,297,200.00	
		AHM 2004-3 1A	30,348.96	25,047.93	
		AHMA 2007-1 A1	10,070,671.39	4,323,915.27	
		ARCH CAPITAL GRP 7.35%	490,000.00	462,021.11	
		AT&T BROADBAND 9.455%	340,000.00	441,988.17	
		AT&T INC 6.7%	2,550,000.00	2,903,655.87	
		BK NED GEMEENTEN 2%	4,246,000.00	4,276,571.20	
		BP CAPITAL PLC 5.25%	4,950,000.00	5,459,554.43	
		CITM 2007-1 2A1	1,904,944.55	1,712,356.17	
		CITM 2007-1 2A2	1,200,000.00	519,770.52	
		CITM 2007-1 2A3	2,200,000.00	838,248.18	
		COCA-COLA CO 3.625%	2,750,000.00	2,862,019.18	
		COMMONWEALTH BAN 3.75%	2,550,000.00	2,590,881.60	
		CONOCOPHILLIPS 5.75%	3,700,000.00	4,019,274.88	
		COX COMMUN INC 4.625%	2,110,000.00	2,117,011.53	
		CWALT 2005-46CB A8	4,097,609.50	3,614,070.27	
		CWALT 2005-82 A1	5,681,163.57	2,835,748.25	
		CWALT 2006-0A1 2A1	3,499,936.75	1,640,621.25	
		CWALT 2007-15CB A5	7,625,889.21	5,049,852.39	
		CWALT 2007-0A11 A1A	6,540,632.93	2,716,723.83	
		ELI LILLY & CO 3.55%	2,400,000.00	2,511,457.75	
		ENDURANCE SPECIA 7%	520,000.00	466,621.48	
		ENEL FINANCE INT 6.25%	1,150,000.00	1,265,318.55	
		EUROHYPO SA LUX 4.25%	6,000,000.00	6,070,800.00	
		EUROHYPO SA LUX 4.625%	8,600,000.00	8,785,760.00	
		HFCHC 2007-3 APT	5,537,194.39	4,678,278.08	
		ING BANK NV 3.9%	5,850,000.00	6,134,286.60	
		LXS 2007-7N 1A2	6,976,948.34	2,537,432.38	
		MACQUARIE BK LTD 4.1%	5,075,000.00	5,380,266.32	
		MORGAN STANLEY 6%	2,500,000.00	2,696,275.70	
		MSM 2007-15AR 2A1	4,076,034.00	2,800,770.13	
		NIBC BANK NV 2.8%	5,700,000.00	5,668,775.40	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
小計		NOVARTIS CAPITAL 4.125%	1,950,000.00	2,067,101.16		
		OEST BUNDESBahn 4.75%	1,200,000.00	1,299,600.00		
		RALI 2005-QS13 2A3	2,618,327.89	2,030,173.15		
		ROYAL BK SCOTLND 4.875%	3,000,000.00	3,053,712.00		
		SARM 2007-10 1A1	6,504,962.27	3,597,669.55		
		SCHIG 4.625%	1,100,000.00	1,186,790.00		
		SCHLUMBERGER NOR 3%	4,650,000.00	4,765,320.00		
		SEMT 2004-10 A3A	452,916.39	357,496.73		
		SWEDBANK AB 2.9%	4,525,000.00	4,657,392.45		
		TELECOM IT CAP 4.875%	271,000.00	278,082.31		
		UNILEVER CAPITAL 3.65%	2,100,000.00	2,182,870.95		
		WESTPAC BANKING 2.9%	4,975,000.00	5,003,934.60		
		WFALT 2007-PA6 A1	8,888,266.43	5,777,652.27		
		WMALT 2006-AR5 4A	12,534,318.04	4,780,660.34		
		WMALT 2007-OA2 2A	4,581,731.17	1,641,836.79		
		WMALT 2007-OA3 2A	6,561,502.88	2,343,644.16		
					319,599,638.14	
					(28,811,907,377)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 5%	1,300,000.00	1,535,660.10		
		CANADA-GOV'T 8%	4,750,000.00	7,129,132.50		
				8,664,792.60		
小計			(740,059,935)			
ユーロ	国債証券	BELGIAN 0316 3.5%	10,690,000.00	11,050,253.00		
		BELGIUM KINGDOM 8%	1,000,000.00	1,252,900.00		
		BTPS 4.25%	22,525,000.00	23,667,181.38		
		BTPS 4.5%	10,810,000.00	11,583,996.00		
		BTPS 5%	8,560,000.00	9,107,814.32		
		BTPS 6%	9,600,000.00	11,174,400.00		
		BUNDESOBL-154 2.25%	7,600,000.00	7,615,200.00		
		BUNDESSCHATZANW 1.5%	11,175,000.00	11,257,695.00		
		DEUTSCHLAND REP 3.5%	500,000.00	512,664.00		
		DEUTSCHLAND REP 4%	550,000.00	546,700.00		
		DEUTSCHLAND REP 4.25%	28,110,000.00	30,139,388.51		
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	2,330,000.00	2,666,452.00		
		DEUTSCHLAND REP 5%	3,960,000.00	4,294,932.84		
		DEUTSCHLAND REP 5.5%	1,410,000.00	1,689,931.53		
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	3,580,000.00	4,563,458.22		
		FINNISH GOV'T 3.125%	10,930,000.00	11,232,761.00		
		FINNISH GOV'T 4.375%	6,470,000.00	6,990,815.59		

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FRANCE O.A.T. 3%	8,000,000.00	8,092,800.00	
		FRANCE O.A.T. 3.75%	1,370,000.00	1,380,960.00	
		FRANCE O.A.T. 4%	2,500,000.00	2,451,246.50	
		FRANCE O.A.T. 4.25%	6,000,000.00	6,402,612.00	
		FRANCE O.A.T. 4.5%	4,500,000.00	4,772,250.00	
		FRANCE O.A.T. 5.5%	5,000,000.00	5,910,500.00	
		FRANCE O.A.T. 6%	2,400,000.00	2,968,800.00	
		FRANCE O.A.T. 8.5%	2,250,000.00	3,202,951.50	
		NETHERLANDS GOVT 3.25%	2,250,000.00	2,312,154.00	
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	9,650,000.00	10,502,201.15	
		SPANISH GOV'T 5.75%	410,000.00	480,524.51	
		SWEDEN KINGDOM 3.125%	3,290,000.00	3,370,276.00	
	特殊債券	BK NED GEMEENTE 2.875%	3,670,000.00	3,671,468.00	
		EURO COMMUNITY 3.125%	2,100,000.00	2,130,377.19	
		SWEDBANK AB 3.375%	1,712,000.00	1,751,376.00	
	社債券	ANGLO IRISH BANK (FLOAT)	1,310,000.00	665,480.00	
		ASTRAZENECA PLC 5.625%	3,850,000.00	3,862,320.00	
		AUST & NZ BANK 3.375%	750,000.00	765,450.00	
		AUST & NZ BANK 5.25%	1,050,000.00	1,129,275.00	
		BANCO SANTANDER 3.25%	1,450,000.00	1,445,012.00	
		BANK OF AMER CRP 7%	3,350,000.00	3,723,960.50	
		BHP BILLITON FIN 6.375%	3,050,000.00	3,488,712.00	
		CARREFOUR 5.375%	850,000.00	930,367.50	
		CITI CORP 5.5% EMTN	1,533,875.65	1,507,339.60	
		COM BK AUSTRALIA 5.5%	1,800,000.00	1,895,022.00	
		COMMERZBANK AG 5%	2,550,000.00	2,715,189.00	
		CREDIT SUISSE LD 6.125%	2,350,000.00	2,612,894.50	
		DAIMLER NA CORP 5.75%	1,550,000.00	1,582,085.00	
		E.ON INTL FIN BV 5.5%	4,450,000.00	4,925,705.00	
		IBM CORP 6.625%	1,500,000.00	1,708,035.00	
		JOHN DEERE BANK 6%	2,350,000.00	2,482,775.00	
		JPMORGAN CHASE 5.25%	1,850,000.00	1,982,275.00	
		MORGAN STANLEY 6.5%	1,050,000.00	1,098,688.50	
		RESONA BANK Var	1,740,000.00	1,729,038.00	
		SHELL INTL FIN 4.5%	1,650,000.00	1,754,709.00	
		SIEMENS FINAN 5.25%	1,850,000.00	1,969,547.00	
		ST GEORGE BANK 6.5%	1,100,000.00	1,222,375.00	
		STATOILHYDRO ASA 4.375%	2,200,000.00	2,331,494.00	
		UBI BANCA SPCA 4.939%	1,208,000.00	1,273,473.60	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		UBS AG LONDON 3.875%	2,500,000.00	2,473,500.00	
		UNICREDIT SPA 4.25%	2,950,000.00	3,067,764.00	

		VATTENFALL TREAS 6.75%	1,550,000.00	1,856,962.00	
		WACHOVIA BANK NA 6%	1,400,000.00	1,499,834.00	
		WM COVERED BOND 4%	3,800,000.00	3,708,040.00	
小計				270,154,362.44	
				(36,257,416,981)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 2.25%	1,050,000.00	1,040,224.50	
		UK TREASURY 2.75%	400,000.00	398,156.00	
		UK TREASURY 3.75%	3,380,000.00	3,362,728.20	
		UK TREASURY 4%	6,580,000.00	6,556,904.20	
		UK TREASURY 4.5%	9,390,000.00	9,814,572.10	
	特殊債券	KFW 5.25%	1,460,000.00	1,565,850.00	
		KFW 5.375%	4,900,000.00	5,357,170.00	
	社債券	EKSPORTFINANS 6%	5,260,000.00	5,434,632.00	
		GE CAPITAL UK 8%	3,550,000.00	4,443,180.00	
		PERMM 2009-1 A2	1,300,000.00	1,318,200.00	
		SMI 2009-1 A2	2,800,000.00	2,808,400.00	
小計				42,100,017.00	
				(6,259,430,526)	
スウェーデン クローナ	国債証券	SWEDISH GOVT 6.75%	33,000,000.00	38,755,134.00	
小計				38,755,134.00	
				(501,491,433)	
デンマーク クローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 4%	24,000,000.00	24,988,800.00	
		KINGDOM OF DENMARK 5%	27,110,000.00	29,536,345.00	
小計				54,525,145.00	
				(983,088,364)	
オーストラ リアドル	社債券	ING BANK (AUS) 5.75%	3,000,000.00	2,965,590.00	
		NATL AUSTRALIABK 5.75%	1,900,000.00	1,894,205.00	
小計				4,859,795.00	
				(401,224,675)	
合計				98,717,519,139	
				(73,954,619,291)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率	
米ドル	国債証券	11銘柄	36.2%	
	地方債証券	1銘柄	1.1%	
	特殊債券	12銘柄	15.9%	
	社債券	48銘柄	46.8%	39.0%
カナダドル	国債証券	2銘柄	100.0%	1.0%
ユーロ	国債証券	29銘柄	74.5%	
	特殊債券	3銘柄	2.8%	
	社債券	29銘柄	22.7%	49.0%
英ポンド	国債証券	5銘柄	50.3%	
	特殊債券	2銘柄	16.4%	
	社債券	4銘柄	33.3%	8.5%
スウェーデンクローナ	国債証券	1銘柄	100.0%	0.7%
デンマーククローネ	国債証券	2銘柄	100.0%	1.3%
オーストラリアドル	社債券	2銘柄	100.0%	0.5%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）>

【純資産額計算書】

（2009年12月30日現在）

資産総額	4,422,004,747円
負債総額	3,204,098円
純資産総額（ - ）	4,418,800,649円
発行済口数	4,617,245,855口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9570円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）>

純資産額計算書

（2009年12月30日現在）

資産総額	6,864,719,178円
負債総額	4,951,740円
純資産総額（ - ）	6,859,767,438円
発行済口数	8,159,950,141口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8407円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）>

純資産額計算書

（2009年12月30日現在）

資産総額	310,508,018円
負債総額	225,703円
純資産総額（ - ）	310,282,315円
発行済口数	303,070,000口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0238円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）>

純資産額計算書

（2009年12月30日現在）

資産総額	845,630,243円
負債総額	614,570円
純資産総額（ - ）	845,015,673円
発行済口数	830,500,000口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0175円

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)マザーファンド>

純資産額計算書

(2009年12月30日現在)

資産総額	28,296,848,099円
負債総額	489,454,821円
純資産総額(-)	27,807,393,278円
発行済口数	22,570,817,800口
1口当たり純資産額(/)	1.2320円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド>

純資産額計算書

(2009年12月30日現在)

資産総額	101,971,157,811円
負債総額	830,546,095円
純資産総額(-)	101,140,611,716円
発行済口数	66,359,308,528口
1口当たり純資産額(/)	1.5241円

第5【設定及び解約の実績】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第4期	自 1999年12月8日 至 2000年6月7日	457,417,484 (0)	15,492,438,703 (0)	24,997,546,236 (0)
第5期	自 2000年6月8日 至 2000年12月7日	766,249,079 (0)	3,889,685,408 (0)	21,874,109,907 (0)
第6期	自 2000年12月8日 至 2001年6月7日	1,077,031,266 (0)	2,784,804,510 (0)	20,166,336,663 (0)
第7期	自 2001年6月8日 至 2001年12月7日	425,859,866 (0)	3,643,399,039 (0)	16,948,797,490 (0)
第8期	自 2001年12月8日 至 2002年6月7日	487,368,536 (0)	1,883,256,827 (0)	15,552,909,199 (0)
第9期	自 2002年6月8日 至 2002年12月9日	884,039,321 (0)	1,543,046,448 (0)	14,893,902,072 (0)
第10期	自 2002年12月10日 至 2003年6月9日	983,823,859 (0)	2,683,389,264 (0)	13,194,336,667 (0)
第11期	自 2003年6月10日 至 2003年12月8日	478,705,836 (0)	1,519,620,595 (0)	12,153,421,908 (0)
第12期	自 2003年12月9日 至 2004年6月7日	316,477,910 (0)	1,481,786,622 (0)	10,988,113,196 (0)
第13期	自 2004年6月8日 至 2004年12月7日	283,946,872 (0)	1,255,273,682 (0)	10,016,786,386 (0)
第14期	自 2004年12月8日 至 2005年6月7日	281,774,112 (0)	1,140,871,222 (0)	9,157,689,276 (0)
第15期	自 2005年6月8日 至 2005年12月7日	221,501,955 (0)	685,492,714 (0)	8,693,698,517 (0)
第16期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	167,827,655 (0)	894,767,590 (0)	7,966,758,582 (0)
第17期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	262,237,738 (0)	1,015,996,263 (0)	7,213,000,057 (0)
第18期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	201,547,357 (0)	778,372,231 (0)	6,636,175,183 (0)
第19期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	126,932,721 (0)	593,566,193 (0)	6,169,541,711 (0)
第20期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	188,901,808 (0)	608,697,808 (0)	5,749,745,711 (0)
第21期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	109,893,040 (0)	750,228,457 (0)	5,109,410,294 (0)
第22期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	90,851,707 (0)	324,584,613 (0)	4,875,677,388 (0)
第23期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	81,397,300 (0)	340,639,004 (0)	4,616,435,684 (0)

(注) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第4期	自 1999年12月8日 至 2000年6月7日	2,445,008,409 (0)	30,313,908,783 (0)	44,299,630,201 (0)
第5期	自 2000年6月8日 至 2000年12月7日	1,338,830,141 (0)	7,505,130,361 (0)	38,133,329,981 (0)
第6期	自 2000年12月8日 至 2001年6月7日	4,409,909,466 (0)	6,132,539,889 (0)	36,410,699,558 (0)
第7期	自 2001年6月8日 至 2001年12月7日	1,495,717,616 (0)	7,150,394,584 (0)	30,756,022,590 (0)
第8期	自 2001年12月8日 至 2002年6月7日	1,441,472,949 (0)	3,678,117,036 (0)	28,519,378,503 (0)
第9期	自 2002年6月8日 至 2002年12月9日	2,451,789,129 (0)	3,522,807,136 (0)	27,448,360,496 (0)
第10期	自 2002年12月10日 至 2003年6月9日	1,308,729,685 (0)	6,701,392,884 (0)	22,055,697,297 (0)
第11期	自 2003年6月10日 至 2003年12月8日	723,940,732 (0)	2,985,979,348 (0)	19,793,658,681 (0)
第12期	自 2003年12月9日 至 2004年6月7日	519,800,381 (0)	2,037,509,858 (0)	18,275,949,204 (0)
第13期	自 2004年6月8日 至 2004年12月7日	557,410,021 (0)	1,900,850,868 (0)	16,932,508,357 (0)
第14期	自 2004年12月8日 至 2005年6月7日	463,006,337 (0)	1,471,679,173 (0)	15,923,835,521 (0)
第15期	自 2005年6月8日 至 2005年12月7日	516,001,205 (0)	1,607,046,132 (0)	14,832,790,594 (0)
第16期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	630,200,139 (0)	1,622,384,797 (0)	13,840,605,936 (0)
第17期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	559,408,904 (0)	1,800,869,440 (0)	12,599,145,400 (0)
第18期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	406,696,751 (0)	1,931,671,341 (0)	11,074,170,810 (0)
第19期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	331,659,140 (0)	1,005,891,003 (0)	10,399,938,947 (0)
第20期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	297,409,339 (0)	1,130,803,480 (0)	9,566,544,806 (0)
第21期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	256,099,938 (0)	833,574,455 (0)	8,989,070,289 (0)
第22期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	234,485,488 (0)	577,232,047 (0)	8,646,323,730 (0)
第23期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	202,099,883 (0)	705,170,827 (0)	8,143,252,786 (0)

(注) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンCコース(毎月分配型、限定為替ヘッジ)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 2002年6月28日 至 2002年8月7日	1,561,670,000 (0)	15,000,000 (0)	1,546,670,000 (0)
第2期	自 2002年8月8日 至 2002年9月9日	353,590,000 (0)	29,000,000 (0)	1,871,260,000 (0)
第3期	自 2002年9月10日 至 2002年10月7日	314,270,000 (0)	113,970,000 (0)	2,071,560,000 (0)
第4期	自 2002年10月8日 至 2002年11月7日	436,710,000 (0)	49,400,000 (0)	2,458,870,000 (0)
第5期	自 2002年11月8日 至 2002年12月9日	188,040,000 (0)	37,200,000 (0)	2,609,710,000 (0)
第6期	自 2002年12月10日 至 2003年1月7日	94,470,000 (0)	46,250,000 (0)	2,657,930,000 (0)
第7期	自 2003年1月8日 至 2003年2月7日	85,510,000 (0)	365,570,000 (0)	2,377,870,000 (0)
第8期	自 2003年2月8日 至 2003年3月7日	78,880,000 (0)	81,000,000 (0)	2,375,750,000 (0)
第9期	自 2003年3月8日 至 2003年4月7日	69,280,000 (0)	157,660,000 (0)	2,287,370,000 (0)
第10期	自 2003年4月8日 至 2003年5月7日	101,020,000 (0)	179,830,000 (0)	2,208,560,000 (0)
第11期	自 2003年5月8日 至 2003年6月9日	609,210,000 (0)	171,000,000 (0)	2,646,770,000 (0)
第12期	自 2003年6月10日 至 2003年7月7日	530,230,000 (0)	182,450,000 (0)	2,994,550,000 (0)
第13期	自 2003年7月8日 至 2003年8月7日	21,670,000 (0)	231,320,000 (0)	2,784,900,000 (0)
第14期	自 2003年8月8日 至 2003年9月8日	3,490,000 (0)	51,230,000 (0)	2,737,160,000 (0)
第15期	自 2003年9月9日 至 2003年10月7日	8,200,000 (0)	56,090,000 (0)	2,689,270,000 (0)
第16期	自 2003年10月8日 至 2003年11月7日	1,260,000 (0)	76,410,000 (0)	2,614,120,000 (0)
第17期	自 2003年11月8日 至 2003年12月8日	5,600,000 (0)	23,000,000 (0)	2,596,720,000 (0)
第18期	自 2003年12月9日 至 2004年1月7日	27,790,000 (0)	97,710,000 (0)	2,526,800,000 (0)
第19期	自 2004年1月8日 至 2004年2月9日	27,150,000 (0)	30,790,000 (0)	2,523,160,000 (0)
第20期	自 2004年2月10日 至 2004年3月8日	7,360,000 (0)	352,680,000 (0)	2,177,840,000 (0)
第21期	自 2004年3月9日 至 2004年4月7日	1,990,000 (0)	284,590,000 (0)	1,895,240,000 (0)
第22期	自 2004年4月8日 至 2004年5月7日	4,370,000 (0)	25,350,000 (0)	1,874,260,000 (0)
第23期	自 2004年5月8日 至 2004年6月7日	2,410,000 (0)	29,590,000 (0)	1,847,080,000 (0)
第24期	自 2004年6月8日 至 2004年7月7日	18,420,000 (0)	53,770,000 (0)	1,811,730,000 (0)
第25期	自 2004年7月8日 至 2004年8月9日	2,870,000 (0)	54,570,000 (0)	1,760,030,000 (0)
第26期	自 2004年8月10日 至 2004年9月7日	950,000 (0)	39,250,000 (0)	1,721,730,000 (0)
第27期	自 2004年9月8日 至 2004年10月7日	3,950,000 (0)	21,960,000 (0)	1,703,720,000 (0)
第28期	自 2004年10月8日 至 2004年11月8日	2,500,000 (0)	3,860,000 (0)	1,702,360,000 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第29期	自 2004年11月9日 至 2004年12月7日	6,000,000 (0)	119,130,000 (0)	1,589,230,000 (0)
第30期	自 2004年12月8日 至 2005年1月7日	()	8,650,000 (0)	1,580,580,000 (0)
第31期	自 2005年1月8日 至 2005年2月7日	7,590,000 (0)	16,550,000 (0)	1,571,620,000 (0)
第32期	自 2005年2月8日 至 2005年3月7日	32,700,000 (0)	133,460,000 (0)	1,470,860,000 (0)
第33期	自 2005年3月8日 至 2005年4月7日	10,060,000 (0)	278,700,000 (0)	1,202,220,000 (0)
第34期	自 2005年4月8日 至 2005年5月9日	10,810,000 (0)	25,200,000 (0)	1,187,830,000 (0)
第35期	自 2005年5月10日 至 2005年6月7日	20,850,000 (0)	37,410,000 (0)	1,171,270,000 (0)
第36期	自 2005年6月8日 至 2005年7月7日	5,500,000 (0)	15,180,000 (0)	1,161,590,000 (0)
第37期	自 2005年7月8日 至 2005年8月8日	10,000 (0)	55,860,000 (0)	1,105,740,000 (0)
第38期	自 2005年8月9日 至 2005年9月7日	28,130,000 (0)	19,700,000 (0)	1,114,170,000 (0)
第39期	自 2005年9月8日 至 2005年10月7日	580,000 (0)	48,910,000 (0)	1,065,840,000 (0)
第40期	自 2005年10月8日 至 2005年11月7日	1,400,000 (0)	45,650,000 (0)	1,021,590,000 (0)
第41期	自 2005年11月8日 至 2005年12月7日	269,000,000 (0)	17,750,000 (0)	1,272,840,000 (0)
第42期	自 2005年12月8日 至 2006年1月10日	10,000 (0)	4,700,000 (0)	1,268,150,000 (0)
第43期	自 2006年1月11日 至 2006年2月7日	360,000 (0)	18,000,000 (0)	1,250,510,000 (0)
第44期	自 2006年2月8日 至 2006年3月7日	310,000 (0)	12,750,000 (0)	1,238,070,000 (0)
第45期	自 2006年3月8日 至 2006年4月7日	500,000 (0)	33,620,000 (0)	1,204,950,000 (0)
第46期	自 2006年4月8日 至 2006年5月8日	()	13,440,000 (0)	1,191,510,000 (0)
第47期	自 2006年5月9日 至 2006年6月7日	1,000,000 (0)	31,110,000 (0)	1,161,400,000 (0)
第48期	自 2006年6月8日 至 2006年7月7日	()	6,380,000 (0)	1,155,020,000 (0)
第49期	自 2006年7月8日 至 2006年8月7日	()	282,620,000 (0)	872,400,000 (0)
第50期	自 2006年8月8日 至 2006年9月7日	10,000 (0)	45,100,000 (0)	827,310,000 (0)
第51期	自 2006年9月8日 至 2006年10月10日	10,000 (0)	17,260,000 (0)	810,060,000 (0)
第52期	自 2006年10月11日 至 2006年11月7日	()	28,880,000 (0)	781,180,000 (0)
第53期	自 2006年11月8日 至 2006年12月7日	10,000 (0)	16,610,000 (0)	764,580,000 (0)
第54期	自 2006年12月8日 至 2007年1月9日	150,000 (0)	3,500,000 (0)	761,230,000 (0)
第55期	自 2007年1月10日 至 2007年2月7日	330,000 (0)	24,650,000 (0)	736,910,000 (0)
第56期	自 2007年2月8日 至 2007年3月7日	()	21,090,000 (0)	715,820,000 (0)
第57期	自 2007年3月8日 至 2007年4月9日	700,000 (0)	61,250,000 (0)	655,270,000 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第58期	自 2007年4月10日 至 2007年5月7日	()	15,240,000 (0)	640,030,000 (0)
第59期	自 2007年5月8日 至 2007年6月7日	100,000 (0)	11,510,000 (0)	628,620,000 (0)
第60期	自 2007年6月8日 至 2007年7月9日	()	31,410,000 (0)	597,210,000 (0)
第61期	自 2007年7月10日 至 2007年8月7日	500,000 (0)	27,000,000 (0)	570,710,000 (0)
第62期	自 2007年8月8日 至 2007年9月7日	600,000 (0)	16,070,000 (0)	555,240,000 (0)
第63期	自 2007年9月8日 至 2007年10月9日	()	8,260,000 (0)	546,980,000 (0)
第64期	自 2007年10月10日 至 2007年11月7日	()	5,250,000 (0)	541,730,000 (0)
第65期	自 2007年11月8日 至 2007年12月7日	100,000 (0)	22,470,000 (0)	519,360,000 (0)
第66期	自 2007年12月8日 至 2008年1月7日	()	2,420,000 (0)	516,940,000 (0)
第67期	自 2008年1月8日 至 2008年2月7日	600,000 (0)	8,550,000 (0)	508,990,000 (0)
第68期	自 2008年2月8日 至 2008年3月7日	()	21,010,000 (0)	487,980,000 (0)
第69期	自 2008年3月8日 至 2008年4月7日	10,000 (0)	20,450,000 (0)	467,540,000 (0)
第70期	自 2008年4月8日 至 2008年5月7日	10,000 (0)	5,950,000 (0)	461,600,000 (0)
第71期	自 2008年5月8日 至 2008年6月9日	10,000 (0)	()	461,610,000 (0)
第72期	自 2008年6月10日 至 2008年7月7日	()	3,300,000 (0)	458,310,000 (0)
第73期	自 2008年7月8日 至 2008年8月7日	()	16,920,000 (0)	441,390,000 (0)
第74期	自 2008年8月8日 至 2008年9月8日	()	3,710,000 (0)	437,680,000 (0)
第75期	自 2008年9月9日 至 2008年10月7日	()	()	437,680,000 (0)
第76期	自 2008年10月8日 至 2008年11月7日	100,000 (0)	8,150,000 (0)	429,630,000 (0)
第77期	自 2008年11月8日 至 2008年12月8日	()	47,950,000 (0)	381,680,000 (0)
第78期	自 2008年12月9日 至 2009年1月7日	()	25,570,000 (0)	356,110,000 (0)
第79期	自 2009年1月8日 至 2009年2月9日	()	700,000 (0)	355,410,000 (0)
第80期	自 2009年2月10日 至 2009年3月9日	()	5,320,000 (0)	350,090,000 (0)
第81期	自 2009年3月10日 至 2009年4月7日	()	950,000 (0)	349,140,000 (0)
第82期	自 2009年4月8日 至 2009年5月7日	()	200,000 (0)	348,940,000 (0)
第83期	自 2009年5月8日 至 2009年6月8日	()	4,400,000 (0)	344,540,000 (0)
第84期	自 2009年6月9日 至 2009年7月7日	()	10,930,000 (0)	333,610,000 (0)
第85期	自 2009年7月8日 至 2009年8月7日	()	3,750,000 (0)	329,860,000 (0)
第86期	自 2009年8月8日 至 2009年9月7日	()	9,500,000 (0)	320,360,000 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第87期	自 2009年9月8日 至 2009年10月7日	40,000 (0)	900,000 (0)	319,500,000 (0)

第88期	自 2009年10月 8 日 至 2009年11月 9 日	()	9,430,000 (0)	310,070,000 (0)
第89期	自 2009年11月10日 至 2009年12月 7 日	()	7,000,000 (0)	303,070,000 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンDコース(毎月分配型、為替ヘッジなし)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 2002年6月28日 至 2002年8月7日	1,800,900,000 (0)	()	1,800,900,000 (0)
第2期	自 2002年8月8日 至 2002年9月9日	297,960,000 (0)	()	2,098,860,000 (0)
第3期	自 2002年9月10日 至 2002年10月7日	235,710,000 (0)	28,080,000 (0)	2,306,490,000 (0)
第4期	自 2002年10月8日 至 2002年11月7日	333,460,000 (0)	24,700,000 (0)	2,615,250,000 (0)
第5期	自 2002年11月8日 至 2002年12月9日	159,380,000 (0)	21,890,000 (0)	2,752,740,000 (0)
第6期	自 2002年12月10日 至 2003年1月7日	143,500,000 (0)	24,430,000 (0)	2,871,810,000 (0)
第7期	自 2003年1月8日 至 2003年2月7日	221,350,000 (0)	445,440,000 (0)	2,647,720,000 (0)
第8期	自 2003年2月8日 至 2003年3月7日	112,230,000 (0)	186,610,000 (0)	2,573,340,000 (0)
第9期	自 2003年3月8日 至 2003年4月7日	129,800,000 (0)	258,100,000 (0)	2,445,040,000 (0)
第10期	自 2003年4月8日 至 2003年5月7日	234,480,000 (0)	115,460,000 (0)	2,564,060,000 (0)
第11期	自 2003年5月8日 至 2003年6月9日	287,840,000 (0)	178,910,000 (0)	2,672,990,000 (0)
第12期	自 2003年6月10日 至 2003年7月7日	120,400,000 (0)	256,450,000 (0)	2,536,940,000 (0)
第13期	自 2003年7月8日 至 2003年8月7日	102,270,000 (0)	244,610,000 (0)	2,394,600,000 (0)
第14期	自 2003年8月8日 至 2003年9月8日	29,520,000 (0)	42,230,000 (0)	2,381,890,000 (0)
第15期	自 2003年9月9日 至 2003年10月7日	46,770,000 (0)	31,420,000 (0)	2,397,240,000 (0)
第16期	自 2003年10月8日 至 2003年11月7日	21,900,000 (0)	105,040,000 (0)	2,314,100,000 (0)
第17期	自 2003年11月8日 至 2003年12月8日	1,900,000 (0)	27,780,000 (0)	2,288,220,000 (0)
第18期	自 2003年12月9日 至 2004年1月7日	5,850,000 (0)	46,580,000 (0)	2,247,490,000 (0)
第19期	自 2004年1月8日 至 2004年2月9日	38,220,000 (0)	92,460,000 (0)	2,193,250,000 (0)
第20期	自 2004年2月10日 至 2004年3月8日	41,220,000 (0)	95,500,000 (0)	2,138,970,000 (0)
第21期	自 2004年3月9日 至 2004年4月7日	32,010,000 (0)	27,020,000 (0)	2,143,960,000 (0)
第22期	自 2004年4月8日 至 2004年5月7日	4,120,000 (0)	21,340,000 (0)	2,126,740,000 (0)
第23期	自 2004年5月8日 至 2004年6月7日	45,590,000 (0)	88,370,000 (0)	2,083,960,000 (0)
第24期	自 2004年6月8日 至 2004年7月7日	57,490,000 (0)	97,140,000 (0)	2,044,310,000 (0)
第25期	自 2004年7月8日 至 2004年8月9日	63,550,000 (0)	50,110,000 (0)	2,057,750,000 (0)
第26期	自 2004年8月10日 至 2004年9月7日	26,000,000 (0)	83,210,000 (0)	2,000,540,000 (0)
第27期	自 2004年9月8日 至 2004年10月7日	15,800,000 (0)	47,770,000 (0)	1,968,570,000 (0)
第28期	自 2004年10月8日 至 2004年11月8日	26,910,000 (0)	59,550,000 (0)	1,935,930,000 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第29期	自 2004年11月9日 至 2004年12月7日	13,440,000 (0)	7,910,000 (0)	1,941,460,000 (0)
第30期	自 2004年12月8日 至 2005年1月7日	20,410,000 (0)	19,980,000 (0)	1,941,890,000 (0)
第31期	自 2005年1月8日 至 2005年2月7日	5,250,000 (0)	66,370,000 (0)	1,880,770,000 (0)
第32期	自 2005年2月8日 至 2005年3月7日	30,170,000 (0)	54,810,000 (0)	1,856,130,000 (0)
第33期	自 2005年3月8日 至 2005年4月7日	16,930,000 (0)	20,840,000 (0)	1,852,220,000 (0)
第34期	自 2005年4月8日 至 2005年5月9日	21,770,000 (0)	61,070,000 (0)	1,812,920,000 (0)
第35期	自 2005年5月10日 至 2005年6月7日	57,310,000 (0)	31,840,000 (0)	1,838,390,000 (0)
第36期	自 2005年6月8日 至 2005年7月7日	14,270,000 (0)	17,290,000 (0)	1,835,370,000 (0)
第37期	自 2005年7月8日 至 2005年8月8日	10,580,000 (0)	48,320,000 (0)	1,797,630,000 (0)
第38期	自 2005年8月9日 至 2005年9月7日	7,680,000 (0)	34,030,000 (0)	1,771,280,000 (0)
第39期	自 2005年9月8日 至 2005年10月7日	146,530,000 (0)	19,720,000 (0)	1,898,090,000 (0)
第40期	自 2005年10月8日 至 2005年11月7日	1,180,000 (0)	59,780,000 (0)	1,839,490,000 (0)
第41期	自 2005年11月8日 至 2005年12月7日	4,240,000 (0)	75,500,000 (0)	1,768,230,000 (0)
第42期	自 2005年12月8日 至 2006年1月10日	14,990,000 (0)	21,760,000 (0)	1,761,460,000 (0)
第43期	自 2006年1月11日 至 2006年2月7日	4,320,000 (0)	31,850,000 (0)	1,733,930,000 (0)
第44期	自 2006年2月8日 至 2006年3月7日	3,210,000 (0)	37,720,000 (0)	1,699,420,000 (0)
第45期	自 2006年3月8日 至 2006年4月7日	4,560,000 (0)	33,430,000 (0)	1,670,550,000 (0)
第46期	自 2006年4月8日 至 2006年5月8日	13,460,000 (0)	55,140,000 (0)	1,628,870,000 (0)
第47期	自 2006年5月9日 至 2006年6月7日	13,480,000 (0)	28,690,000 (0)	1,613,660,000 (0)
第48期	自 2006年6月8日 至 2006年7月7日	9,920,000 (0)	6,030,000 (0)	1,617,550,000 (0)
第49期	自 2006年7月8日 至 2006年8月7日	12,930,000 (0)	45,150,000 (0)	1,585,330,000 (0)
第50期	自 2006年8月8日 至 2006年9月7日	13,710,000 (0)	35,060,000 (0)	1,563,980,000 (0)
第51期	自 2006年9月8日 至 2006年10月10日	19,120,000 (0)	21,100,000 (0)	1,562,000,000 (0)
第52期	自 2006年10月11日 至 2006年11月7日	24,400,000 (0)	34,350,000 (0)	1,552,050,000 (0)
第53期	自 2006年11月8日 至 2006年12月7日	28,120,000 (0)	31,660,000 (0)	1,548,510,000 (0)
第54期	自 2006年12月8日 至 2007年1月9日	8,810,000 (0)	13,040,000 (0)	1,544,280,000 (0)
第55期	自 2007年1月10日 至 2007年2月7日	8,930,000 (0)	28,650,000 (0)	1,524,560,000 (0)
第56期	自 2007年2月8日 至 2007年3月7日	130,000 (0)	47,350,000 (0)	1,477,340,000 (0)
第57期	自 2007年3月8日 至 2007年4月9日	46,970,000 (0)	10,400,000 (0)	1,513,910,000 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第58期	自 2007年4月10日 至 2007年5月7日	15,080,000 (0)	17,230,000 (0)	1,511,760,000 (0)

第59期	自 2007年 5月 8日 至 2007年 6月 7日	5,300,000 (0)	47,540,000 (0)	1,469,520,000 (0)
第60期	自 2007年 6月 8日 至 2007年 7月 9日	22,410,000 (0)	51,330,000 (0)	1,440,600,000 (0)
第61期	自 2007年 7月10日 至 2007年 8月 7日	2,850,000 (0)	64,260,000 (0)	1,379,190,000 (0)
第62期	自 2007年 8月 8日 至 2007年 9月 7日	310,000 (0)	38,020,000 (0)	1,341,480,000 (0)
第63期	自 2007年 9月 8日 至 2007年10月 9日	105,970,000 (0)	29,520,000 (0)	1,417,930,000 (0)
第64期	自 2007年10月10日 至 2007年11月 7日	3,400,000 (0)	80,960,000 (0)	1,340,370,000 (0)
第65期	自 2007年11月 8日 至 2007年12月 7日	40,000 (0)	48,200,000 (0)	1,292,210,000 (0)
第66期	自 2007年12月 8日 至 2008年 1月 7日	2,420,000 (0)	6,350,000 (0)	1,288,280,000 (0)
第67期	自 2008年 1月 8日 至 2008年 2月 7日	3,330,000 (0)	12,550,000 (0)	1,279,060,000 (0)
第68期	自 2008年 2月 8日 至 2008年 3月 7日	2,560,000 (0)	62,300,000 (0)	1,219,320,000 (0)
第69期	自 2008年 3月 8日 至 2008年 4月 7日	8,510,000 (0)	9,310,000 (0)	1,218,520,000 (0)
第70期	自 2008年 4月 8日 至 2008年 5月 7日	600,000 (0)	13,210,000 (0)	1,205,910,000 (0)
第71期	自 2008年 5月 8日 至 2008年 6月 9日	70,000 (0)	18,110,000 (0)	1,187,870,000 (0)
第72期	自 2008年 6月10日 至 2008年 7月 7日	920,000 (0)	33,650,000 (0)	1,155,140,000 (0)
第73期	自 2008年 7月 8日 至 2008年 8月 7日	10,000 (0)	17,730,000 (0)	1,137,420,000 (0)
第74期	自 2008年 8月 8日 至 2008年 9月 8日	()	52,200,000 (0)	1,085,220,000 (0)
第75期	自 2008年 9月 9日 至 2008年10月 7日	420,000 (0)	19,340,000 (0)	1,066,300,000 (0)
第76期	自 2008年10月 8日 至 2008年11月 7日	160,000 (0)	10,860,000 (0)	1,055,600,000 (0)
第77期	自 2008年11月 8日 至 2008年12月 8日	50,000 (0)	6,250,000 (0)	1,049,400,000 (0)
第78期	自 2008年12月 9日 至 2009年 1月 7日	210,000 (0)	38,150,000 (0)	1,011,460,000 (0)
第79期	自 2009年 1月 8日 至 2009年 2月 9日	730,000 (0)	15,380,000 (0)	996,810,000 (0)
第80期	自 2009年 2月10日 至 2009年 3月 9日	- (-)	21,750,000 (0)	975,060,000 (0)
第81期	自 2009年 3月10日 至 2009年 4月 7日	- (-)	16,700,000 (0)	958,360,000 (0)
第82期	自 2009年 4月 8日 至 2009年 5月 7日	1,020,000 (0)	11,250,000 (0)	948,130,000 (0)
第83期	自 2009年 5月 8日 至 2009年 6月 8日	1,000,000 (0)	9,850,000 (0)	939,280,000 (0)
第84期	自 2009年 6月 9日 至 2009年 7月 7日	()	7,180,000 (0)	932,100,000 (0)
第85期	自 2009年 7月 8日 至 2009年 8月 7日	200,000 (0)	16,900,000 (0)	915,400,000 (0)
第86期	自 2009年 8月 8日 至 2009年 9月 7日	100,000 (0)	17,500,000 (0)	898,000,000 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第87期	自 2009年 9月 8日 至 2009年10月 7日	160,000 (0)	23,630,000 (0)	874,530,000 (0)
第88期	自 2009年10月 8日 至 2009年11月 9日	160,000 (0)	16,560,000 (0)	858,130,000 (0)
第89期	自 2009年11月10日 至 2009年12月 7日	210,000 (0)	9,530,000 (0)	848,810,000 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

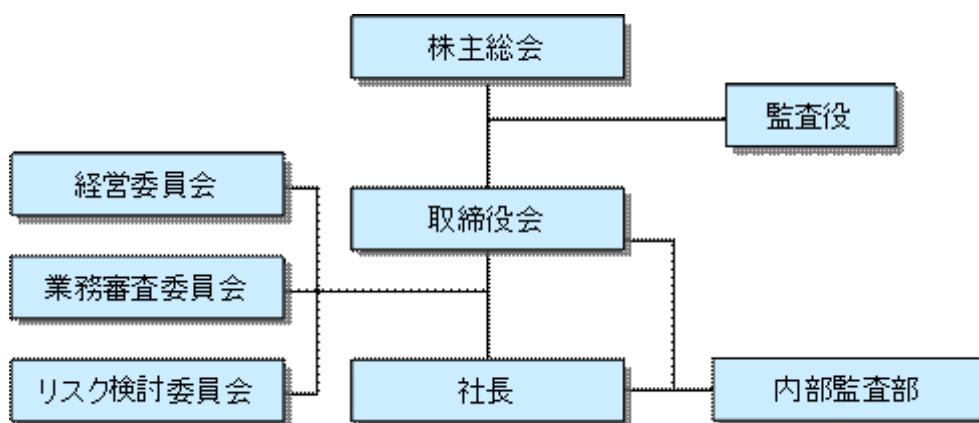
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として業務審査委員会をおきます。業務審査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。リスク検討委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計100本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,564,426,428,157円です。

2010年1月29日現在

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託 / 国内株式型	29	318,578,187,536
追加型株式投資信託 / バランス型	33	572,011,261,456
追加型株式投資信託 / 国際株式型	13	162,296,657,607
追加型株式投資信託 / 派生商品型	8	18,298,248,021
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ	17	493,242,073,537
親投資信託	30	1,077,660,331,511

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		第13期 (平成20年3月31日現在)			第14期 (平成21年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			20,633,688			10,011,133	
有価証券			-			5,000,000	
支払委託金			26			25	
収益分配金		26			25		
前払費用			61,332			63,907	
前払金			-			178,141	
未収委託者報酬			1,954,533			1,238,764	
未収運用受託報酬			1,158,119			602,757	
未収収益	* 1		302,947			90,537	
未収還付法人税等			-			1,166,190	
未収消費税等			-			144,192	
立替金	* 1		238,533			177,919	
預け金			823,248			-	
繰延税金資産			704,568			209,183	
流動資産計			25,876,998	84.4		18,882,753	87.7
固定資産							
無形固定資産			250,829			191,869	
ソフトウェア		250,134			191,175		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			4,533,977			2,445,678	
投資有価証券		2,597,580			1,184,859		
長期差入保証金		25,000			-		
繰延税金資産		1,835,253			1,254,574		
その他の投資等		76,144			6,245		
固定資産計			4,784,806	15.6		2,637,548	12.3
資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

期別		第13期 (平成20年3月31日現在)			第14期 (平成21年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			4,267			2,843	
未払金			750,440			480,304	
未払収益分配金		47			73		
未払償還金		72			72		
未払手数料		749,178			480,159		
その他未払金		1,141			-		
未払費用	* 1		4,190,487			1,526,624	
前受収益			-			958	
役員賞与引当金			27,830			15,617	
未払法人税等			1,756,244			-	
未払消費税等			85,903			-	
流動負債計			6,815,172	22.2		2,026,349	9.4
固定負債							
長期未払費用	* 1		3,872,907			2,269,841	
長期借入金	* 1		5,000,000			-	
役員退職慰労引当金			900,990			774,132	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			9,774,548	31.9		3,044,624	14.2
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			-			0	
特別法上の準備金計			-			0	0.0
負債合計			16,589,721	54.1		5,070,974	23.6

期別		第13期 (平成20年3月31日現在)			第14期 (平成21年3月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,246,898			15,550,494	
その他利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
繰越利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
株主資本合計			14,126,898	46.1		16,430,494	76.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		54,814			18,832		
評価・換算差額等合計			54,814	0.2		18,832	0.1
純資産合計			14,072,083	45.9		16,449,327	76.4
負債・純資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

(2)【損益計算書】

期別		第13期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日			第14期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日					
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
経常 損益 の部	営業 損益 の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%	
		委託者報酬			19,434,127		13,274,586			
		運用受託報酬	* 2		5,956,464		4,433,223			
		その他営業収益	* 2		1,738,458		1,221,154			
		営業収益計			27,129,050	100.0	18,928,964	100.0		
		営業費用								
		支払手数料			8,188,620		6,269,299			
		広告宣伝費			385,347		201,682			
		調査費			1,697,104		1,550,486			
		調査費		124			1			
		委託調査費	* 2	1,696,980			1,550,484			
		委託計算費			318,677		262,581			
		営業雑経費			805,905		667,778			
		通信費		299,260			264,744			
		印刷費		475,240			368,837			
		協会費		31,404			34,196			
		営業費用計			11,395,655	42.0	8,951,829	47.3		
		一般管理費								
		給料			6,869,229		4,654,254			
		役員報酬		435,616			18,004			
		給料・手当		2,763,612			2,666,694			
		賞与		1,916,804			317,205			
		株式従業員報酬	* 1,2	527,516			334,490			
		その他の報酬		1,225,680			1,317,859			
		交際費			55,152		34,974			
		寄付金			4,959		21,140			
		旅費交通費			287,861		175,670			
		租税公課			88,876		37,041			
		不動産賃借料			474,054		476,823			
		退職給付費用			1,370,867		107,546			
		役員退職慰労引当金 繰入額			226,617		-			
役員賞与引当金繰入 額			53,415		-					
固定資産減価償却費			48,314		58,959					
事務委託費			474,596		379,680					
諸経費			795,655		570,468					
一般管理費計			10,749,601	39.6	6,516,558	34.4				
営業利益			4,983,793	18.4	3,460,576	18.3				

期別		第13期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日			第14期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額
経常損益の部	営業外収益							
	有価証券分配金				78,024		-	
	受取利息				43,754		74,722	
	有価証券売却益				21		-	
	株式従業員報酬	*1,2			464,384		758,109	
	役員退職慰労引当金 戻入益				-		107,770	
	役員賞与引当金戻入 益				-		630	
	雑益				648		100	
	営業外収益計				586,832	2.2	941,333	5.0
	営業外費用							
	支払利息	*2			18,533		35,664	
	為替差損				119,113		85,114	
	投資有価証券売却損				-		406,355	
	雑損				-		2	
営業外費用計				137,646	0.5	527,136	2.8	
経常利益				5,432,980	20.0	3,874,773	20.5	

期別		第13期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日			第14期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日				
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益								
	特別利益計				-	0.0		-	0.0
	特別損失								
	投資有価証券評価減				-			189,050	
	金融商品取引責任準備 金繰入額				-			0	
	特別損失計				-	0.0		189,051	1.0
税引前当期純利益					5,432,980	20.0		3,685,721	19.5
法人税、住民税及び事業税					3,074,404	11.3		356,586	1.9
法人税等調整額					833,483	3.1		1,025,538	5.4
当期純利益					3,192,059	11.8		2,303,596	12.2

(3)【株主資本等変動計算書】

第13期
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成19年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						-	55,217	55,217	55,217
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3,192,059	3,192,059	3,192,059	55,217	55,217	3,136,841
平成20年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083

第14期
(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成20年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,303,596	2,303,596	2,303,596			2,303,596
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						-	73,646	73,646	73,646
事業年度中の変動額合計	-	-	-	2,303,596	2,303,596	2,303,596	73,646	73,646	2,377,243
平成21年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327

重要な会計方針

区分	第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(3) 貸倒引当金 同左</p> <p>(4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されており ます、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費(営業費用及び一般管理 費)として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

区分	第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。	
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。	
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。	
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。	
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期 （平成20年3月31日現在）	第14期 （平成21年3月31日現在）																		
<p>* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <table><tr><td>未収収益</td><td>384,791千円</td></tr><tr><td>立替金</td><td>55,413千円</td></tr></table> <p>流動負債</p> <table><tr><td>未払費用</td><td>123,493千円</td></tr></table> <p>固定負債</p> <table><tr><td>長期借入金</td><td>5,000,000千円</td></tr><tr><td>長期未払費用</td><td>426,847千円</td></tr></table>	未収収益	384,791千円	立替金	55,413千円	未払費用	123,493千円	長期借入金	5,000,000千円	長期未払費用	426,847千円	<p>* 1 関係会社項目 同左</p> <p>流動資産</p> <table><tr><td>未収収益</td><td>98,024千円</td></tr><tr><td>立替金</td><td>77,798千円</td></tr></table> <p>流動負債</p> <table><tr><td>未払費用</td><td>217,717千円</td></tr></table> <p>固定負債</p> <table><tr><td>長期未払費用</td><td>86,468千円</td></tr></table>	未収収益	98,024千円	立替金	77,798千円	未払費用	217,717千円	長期未払費用	86,468千円
未収収益	384,791千円																		
立替金	55,413千円																		
未払費用	123,493千円																		
長期借入金	5,000,000千円																		
長期未払費用	426,847千円																		
未収収益	98,024千円																		
立替金	77,798千円																		
未払費用	217,717千円																		
長期未払費用	86,468千円																		

(損益計算書関係)

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 1,235,724千円</p> <p>その他営業収益 1,738,458千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 1,666,202千円</p> <p>株式従業員報酬 114,904千円</p> <p>営業外収益</p> <p>株式従業員報酬 270,489千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 18,533千円</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 1,147,752千円</p> <p>その他営業収益 1,221,154千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 1,550,484千円</p> <p>株式従業員報酬 10,698千円</p> <p>営業外収益</p> <p>株式従業員報酬 221,263千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 35,664千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第13期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	-	-	6,400

第14期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	-	-	6,400

(退職給付関係)

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。</p> <p>2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付費用に関する事項 同左</p>

（リース取引関係）

第13期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第14期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第13期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第14期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）								
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	2,690,000	2,597,580	92,420	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,008,026	1,039,779	31,752
					貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	145,079	145,079	-
					合計		1,153,105	1,184,859	31,752
					（注）当事業年度において、投資有価証券について、189,050千円減損処理を行っております。				
					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
		売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）					
		1,942,487	10,044	416,399					
					3. 時価評価されていない主な有価証券の内容				
				貸借対照表計上額（千円）					
その他有価証券									
コマーシャル・ペーパー				5,000,000					
					4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額				
		1年以内 （千円）	1年超5 年以内 （千円）	5年超10 年以内 （千円）	10年超 （千円）				
コマーシャル・ペーパー		5,000,000	-	-	-				

（デリバティブ取引関係）

第13期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第14期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">505,417千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">121,258</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">77,892</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">704,568</td> </tr> </table> <p>長期未払費用 1,459,399</p> <p>役員退職慰労引当金 289,736</p> <p>その他 86,117</p> <p style="text-align: right;">小計 <u>1,835,253</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2,539,821千円</u></p>	未払費用	505,417千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">240,294千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">50,980</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">291,274</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（流動負債）</p> <p>未収事業税 82,091</p> <p style="text-align: right;">小計 <u>82,091</u></p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産の純額 <u>209,183</u></p> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">827,893</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">315,022</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">76,931</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">47,648</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,267,494</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <p>その他有価証券評価差額金 12,920</p> <p style="text-align: right;">小計 <u>12,920</u></p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産の純額 <u>1,254,574</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1,463,757千円</u></p>	未払費用	240,294千円	その他	50,980	小計	291,274	長期未払費用	827,893	役員退職慰労引当金	315,022	投資有価証券評価減	76,931	その他	47,648	小計	1,267,494
未払費用	505,417千円																								
未払事業税	121,258																								
その他	77,892																								
小計	704,568																								
未払費用	240,294千円																								
その他	50,980																								
小計	291,274																								
長期未払費用	827,893																								
役員退職慰労引当金	315,022																								
投資有価証券評価減	76,931																								
その他	47,648																								
小計	1,267,494																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69 %</td> </tr> <tr> <td>（調整）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.12</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.06</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37.49 %</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.12	その他	0.06	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %														
法定実効税率	40.69 %																								
（調整）																									
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.12																								
その他	0.06																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %																								
<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>																								
<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響</p> <p>平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>	<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響</p> <p>該当事項はありません。</p>																								

(関連当事者との取引)

第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴール ドマン ・サック ス・グ ループ ・インク	アメリ カ 合衆国 ニュー ヨーク 市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従 業員報 酬の配 賦 資金の 援助	営業費用及び 一般管理費 (注1) 株式従業員報 酬(注1) 資金の借入 (注2) 利息の支払 (注2)	114,904 270,489 5,000,000 18,533	未払費 用 長期借 入金 長期未 払費用	123,493 5,000,000 426,847
親会社	ゴール ド マン ・サ ック ス ・ア セ ツ ト ・マ ネ ジ メ ン ト ・エ ル ・ ビ ー	アメリ カ 合衆国 ニュー ヨーク 市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助 言	運用受託報酬 (注3) その他営業収 益(注3) 委託調査費の 支払(注3)	1,235,724 1,738,458 1,666,202	未収収 益	384,791
取引条件及び取引条件の決定方針等 (注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。 (注2) 親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としております。 なお担保は差し入れておりません。 (注3) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。											
役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。											

第13期
(自平成19年4月1日
至平成20年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払(注1)	496,038 1,121,058	未払手 数料 未払費 用	47,322 112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホル ディング ス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	7,250,898 170,066	未払費 用 長期未 払費用	2,991,784 3,342,911
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆 国ニュ ーヨーク 市	6,247 百万ドル	証券業	-	-	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス ・リミ テッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	548,135 20,069	未払費 用	375,438

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

第14期
(自平成20年4月1日
至平成21年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	25,762 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費(注1) 株式従業員報酬(注1) 資金の借入の償還(注2) 利息の支払(注2)	10,698 221,263 5,000,000 35,664	未払費用 長期未払費用 立替金	217,717 86,468 77,798
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	255 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬(注3) その他営業収益(注3) 委託調査費の支払(注3)	1,147,752 1,221,154 1,550,484	未収収益	98,024

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) 親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としておりますが、2009年1月に期限前返済を行いました。

なお担保は差し入れておりませんでした。

(注3) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第14期
(自平成20年4月1日
至平成21年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託 有価証 券の購 入	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払(注1) 受取利息	282,509 1,201,322 32,240	未払手 数料 未払費 用 有価証 券 前受収 益	28,275 73,184 5,000,000 958
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホル ディング ス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	5,125,065 492,472	未払費 用 長期未 払費用	379,583 2,351,758
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス ・バンク ・USA	アメリ カ合衆国 ユタ州	2 百万ドル	銀行業	-	-	現金の 預入	受取利息	41,779	現金・ 預金 未収収 益	513,452 305
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス ・リミ テッド	ケイマ ン諸島	10 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	83,053 42,982	未払費 用 長期未 払費用	239,372 32,982

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

(1株当たり情報)

第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,198,763円08銭	1株当たり純資産額	2,570,207円43銭
1株当たり当期純利益金額	498,759円23銭	1株当たり当期純利益金額	359,937円01銭
損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円	損益計算書上の当期純利益	2,303,596千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,192,059千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,303,596千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

1. 中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第15期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
		金額	構成比
(資産の部)		千円	%
流動資産			
現金・預金		18,058,827	
支払委託金		25	
前払費用		29,198	
未収委託者報酬		1,438,473	
未収運用受託報酬		1,261,171	
未収収益		79,057	
立替金		174,080	
繰延税金資産		537,136	
流動資産計		21,577,970	89.4
固定資産			
無形固定資産		162,483	
投資その他の資産			
投資有価証券		1,070,726	
繰延税金資産		1,319,259	
その他		6,828	
投資その他の資産計		2,396,813	
固定資産計		2,559,296	10.6
資産合計		24,137,267	100.0

区分	注記 番号	第15期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
		金額	構成比
(負債の部)		千円	%
流動負債			
預り金		2,362	
未払金		532,059	
未払費用		2,466,690	
役員賞与引当金		55,998	
未払法人税等		783,676	
その他	* 1	63,434	
流動負債計		3,904,220	16.2
固定負債			
長期未払費用		2,593,254	
役員退職慰労引当金		808,177	
その他固定負債		650	
固定負債計		3,402,082	14.1
特別法上の準備金			
金融商品取引責任準備金		0	
特別法上の準備金計		0	
負債合計		7,306,304	30.3

区分	注記 番号	第15期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
		金額	構成比
(純資産の部)		千円	%
株主資本			
資本金		490,000	
資本剰余金			
資本準備金		390,000	
資本剰余金合計		390,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		15,913,776	
利益剰余金合計		15,913,776	
株主資本合計		16,793,776	69.6
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		37,186	
評価・換算差額等合計		37,186	0.2
純資産合計		16,830,963	69.7
負債・純資産合計		24,137,267	100.0

(2)中間損益計算書

区分	注記 番号	第15期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
		金額	百分比
		千円	%
営業収益			
委託者報酬		5,869,707	
運用受託報酬		2,439,298	
その他営業収益		213,469	
営業収益計		8,522,475	100.0
営業費用及び一般管理費	* 1	7,574,159	88.9
営業利益		948,315	11.1
営業外収益	* 2	122,930	1.4
営業外費用	* 3	473,332	5.6
経常利益		597,914	7.0
特別利益		112,791	1.3
税引前中間純利益		710,706	8.3
法人税、住民税及び事業税		752,655	8.8
法人税等調整額		405,230	4.8
中間純利益		363,281	4.3

(3) 中間株主資本等変動計算書

第15期中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成21年3月31日残高 (千円)	490,000	390,000	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327
中間会計期間中の変動額							
中間純利益			363,281	363,281			363,281
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)					18,354	18,354	18,354
中間会計期間中の変動額 合計(千円)	-	-	363,281	363,281	18,354	18,354	381,635
平成21年9月30日残高 (千円)	490,000	390,000	15,913,776	16,793,776	37,186	37,186	16,830,963

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第15期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
	<p>役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。</p>
	<p>貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>
	<p>金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>株式報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております。ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。</p>
	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項目	第15期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第15期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
* 1 減価償却実施額	無形固定資産	30,315千円
* 2 営業外収益のうち主要なもの	投資有価証券売却益	60,336千円
	受取利息	38,413千円
	為替差益	23,681千円
* 3 営業外費用のうち主要なもの	株式報酬	473,329千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第15期中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,400	-	-	6,400
合計	6,400	-	-	6,400

（リース取引関係）

第15期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（有価証券関係）

第15期中間会計期間末（平成21年9月30日）
その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
投資信託受益証券	1,008,026	1,070,726	62,699

（デリバティブ取引関係）

第15期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第15期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,629,837.97円
1株当たり中間純利益金額	56,762.67円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載して おりません。	
(1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)	
中間損益計算書上の中間純利益	363,281千円
1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	363,281千円
差 額	-
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

(重要な後発事象)

第15期中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2008年11月末日現在)

名称	資本の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)	1,695千米ドル (162百万円) 1米ドル=95.54円)	GSAMロンドンは、主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。GSAMロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。

(2) 受託銀行

(2009年3月末日現在)

名称	資本の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2009年3月末日現在)

名称	取扱いコース	資本の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス証券株式会社	A、B、C、Dコース	83,616百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
野村證券株式会社	A、B、C、Dコース	10,000百万円	
株式会社大光銀行	A、Bコース	10,000百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社但馬銀行	A、Bコース	5,481百万円	
株式会社中京銀行	A、Bコース	31,844百万円	
株式会社北洋銀行 ¹	Aコース	121,101百万円	信用金庫法に基づき、金融業務を中心としたサービスを提供しています。
横浜信用金庫	A、Bコース	2,078百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

GSAMロンドンは本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

GSAMロンドンおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2009年7月16日	臨時報告書（Cコース / Dコース）
2009年9月4日	有価証券報告書
2009年9月4日	有価証券届出書の訂正届出書
2009年10月15日	臨時報告書（Cコース / Dコース）

独立監査人の監査報告書

平成21年7月15日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）の平成20年12月9日から平成21年6月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）の平成21年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年7月15日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）の平成20年12月9日から平成21年6月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）の平成21年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年7月15日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）の平成20年12月9日から平成21年6月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）の平成21年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年7月15日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）の平成20年12月9日から平成21年6月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）の平成21年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年1月20日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）の平成21年6月9日から平成21年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）の平成21年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年1月20日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）の平成21年6月9日から平成21年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）の平成21年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年1月20日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）の平成21年6月9日から平成21年12月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）の平成21年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 1月20日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）の平成21年6月9日から平成21年12月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）の平成21年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。